

は じ め に

この「手引き」は、研修を通して教職員の資質を向上させていく指針や具体的な方法を示す冊子として毎年内容を改変しながら編集されているものですが、この中に少しでも性格の異なる内容が掲載されているページがあります。

それは、p13の「教職員としての心構え」です。その最初の項目には「やりがいのある教職員のつとめ」として「教職員の毎日は多忙で悩みも多いが、児童生徒の成長に立ち会えることができたとき、そこに喜びの感情が生じ、やりがいを感じる」という趣旨の内容が記してあります。おそらく、教職員の皆様の多くは教育実習等でその喜びの一端を味わうことによって実際に教職に就かれたのではないのでしょうか？そして今日に至るまで数多くの喜び・やりがいを感じる場面に立ち会って来られ、今後もそれを味わっていきたいと考えておられるのではないのでしょうか？

このように、変わらないものがある一方、教育を取り巻く昨今の状況は目まぐるしく変化してきており、枚挙に暇がないほどです。例えば、定年延長や再任用といった制度の中でどう過ごすかということはベテランの教職員が若い頃にはなかったロールモデルであり、学習指導要領改訂の基本的な方向性で示されている「予測できない変化に主体的に向き合って、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる」ことを、まさに教職員自身が実践していくことを求められているように思われます。

こうした社会の変化や時代のニーズに応え、学校の教育力・組織力を向上させるためには、教職員一人一人の、職務やキャリアに応じた資質能力の向上が不可欠です。まさに、「教育基本法」「教育公務員特例法」に謳われた「研究と修養」の充実が強く求められていると言えます。

島根県教育委員会は平成 30 年 2 月に「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針 ～学び続ける教育職員を目指して～」 「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針 ～学び続ける学校事務職員を目指して～」を策定し、キャリアステージと職に応じた育成指標を示しました。島根県教育委員会が実施する教職員研修は、この育成指標をふまえ、島根県の教職員に求められる資質・能力の育成に資するよう、プログラムの改善を進めています。

例えば、11年目以降の「充実・円熟期」の資質能力として「後進を育成すること」が挙げられています。教職員として過ごす期間の実に8割近くが「充実・円熟期」のキャリアステージにあたるわけですが、学校という場は児童生徒のみならず、同僚の教員も育てていく場としての役割が今後ますます求められてくるということです。p16では、人材育成の手段として「OJT」を挙げ、「校内における研修並びに管理職等による指導、同僚間による学び合い、教え合い等を通して職務遂行に必要な資質能力の向上を図ることである。教職員の資質能力向上に最も影響を与える機会は、校内人材育成であると言ってよい」と記してあります。

研修には、大きく分けて「自己研修」、「校内研修」、「校外研修」の三つがあり、それぞれの良さがあります。この冊子は、新任教職員はもとよりすべての教職員の皆さんに自己研修や校内研修の資料として活用していただくために作成しました。普遍的な課題、時代の変化に応じた課題、そして本県ならではの課題など、さまざまな項目についてできるだけコンパクトにまとめ参考資料も掲載しています。各学校において、この冊子が日常的に活用され、効果的な研修が進められることを期待しています。

令和4年4月

島根県教育委員会
(島根県教育センター)

目次

第1章 島根がめざす教育

- 1 教育の魅力化・・・・・・・・・・・・・2
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・3
- 3 育成したい人間像 育成したい力・・・・・・・・・・3

第2章 教職員の職務と研修

1 教職員に求められる資質能力

- 1 豊かな人間性と職務に対する使命感・・・・・・・・8
- 2 子どもの発達への支援に対する理解と対応・・・・8
- 3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度・・9
- 4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力・・9
- 5 よりよい社会をつくるための意欲・能力・・・・9
- 6 教諭等のキャリアステージに応じた育成指標・・・・10
- 7 管理職（副校長・教頭、校長）の育成指標・・・・11
- 8 学校事務職員の育成指標・・・・・・・・・・12

2 教職員としての心構え

- 1 やりがいのある教職員のつとめ・・・・・・・・13
- 2 学び続ける教職員・・・・・・・・・・・・・13
- 3 授業づくりに励む教職員・・・・・・・・・・・・・13
- 4 教育環境を整える教職員・・・・・・・・・・・・・13
- 5 教職員の温かさと厳しさ・・・・・・・・・・・・・14
- 6 先輩や同僚に学ぶ謙虚さ・・・・・・・・・・・・・14
- 7 地域社会とともに子どもを育む教職員・・・・14
- 8 組織の一員としての教職員・・・・・・・・・・・・・14

3 教職員と研修

- 1 研修の意義・・・・・・・・・・・・・15
- 2 人材育成の機会・・・・・・・・・・・・・15
- 3 研修の種類・・・・・・・・・・・・・16

第3章 学校の教育活動の計画と組織運営

1 教育課程

- 1 教育課程の捉え方・・・・・・・・・・・・・18
- 2 学習指導要領・・・・・・・・・・・・・18
- 3 教育課程の編成・実施に当たって・・・・・・・・18

2 児童（生徒）指導要録と通信票

- 1 児童（生徒）指導要録・・・・・・・・・・・・・19
- 2 通信票・・・・・・・・・・・・・19

3 学級経営

- 1 学級経営の基本・・・・・・・・・・・・・20
- 2 学級経営案の作成と活用・・・・・・・・・・・・・21
- 3 家庭との連携・・・・・・・・・・・・・22
- 4 日常の指導・・・・・・・・・・・・・23

4 学校評価

- 1 学校評価の目的・・・・・・・・・・・・・24
- 2 学校評価と情報提供に関する規定・・・・・・・・24
- 3 学校評価の種類・位置付けとPDCA
サイクルに基づいた学校評価システム・・・・・・・・24
- 4 手段としての学校評価・・・・・・・・・・・・・25
- 5 実効性の高い学校評価の推進・・・・・・・・・・25

5 学校組織マネジメント

- 1 学校組織マネジメントとは・・・・・・・・・・・・・26
- 2 学校組織マネジメントの仕組み・・・・・・・・・・26
- 3 学校組織マネジメントの3つの視点・・・・・・・・26
- 4 学校組織マネジメントと他者との連携・協働・・26

6 カリキュラム・マネジメント

- 1 カリキュラム・マネジメントとは・・・・・・・・28
- 2 カリキュラム・マネジメントの全体像・・・・・・・・28
- 3 カリキュラム・マネジメントの充実に向けて・・・・29
- 4 教育課程の編成や改善に取り組む手順（例）・・・・29

7 教職員のメンタルヘルス

- 1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題・・・・・・・・30
- 2 予防的取組・・・・・・・・・・・・・30
- 3 復職支援・・・・・・・・・・・・・32

8 危機管理

- 1 学校における危機管理・・・・・・・・・・・・・33
- 2 学校安全・・・・・・・・・・・・・34
- 3 学校保健・学校給食・・・・・・・・・・・・・37
- 4 教職員における危機管理・・・・・・・・・・・・・39

第4章 各教育活動

1 学力を育む・・・・・・・・・・・・・42

2 授業づくり

- 1 学力・学習状況に係る本県の状況・・・・・・・・43
- 2 課題解決のための授業改善の視点・・・・・・・・44
- 3 学習評価・・・・・・・・・・・・・45

3 言語活動の充実

- 1 なぜ言語活動の充実か・・・・・・・・・・・・・47
- 2 言語活動を充実するために・・・・・・・・・・・・・47

4 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- 1 「主体的・対話的で深い学び」とは・・・・・・・・49
- 2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての留意点・49

5 道徳教育

- 1 道徳の教科化について・・・・・・・・・・・・・51
- 2 教育活動全体を通じて行う道徳教育・・・・・・・・51
- 3 道徳科の目標・・・・・・・・・・・・・51
- 4 道徳科の評価・・・・・・・・・・・・・52
- 5 高等学校における道徳教育・・・・・・・・・・・・・53
- 6 特別支援学校における道徳教育・・・・・・・・・・53

6 特別活動

- 1 学習指導要領の改訂・・・・・・・・・・・・・54
- 2 小・中学校における特別活動・・・・・・・・・・・・・54
- 3 高等学校における特別活動・・・・・・・・・・・・・55

7 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

- 1 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間
の目標及び内容・・・・・・・・・・・・・57
- 2 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の評価・57
- 3 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間
の学習指導・・・・・・・・・・・・・57

8 学校図書館活用教育

- 1 学校図書館活用の指導計画への位置づけ・・・・59
- 2 学校図書館を活用した学習の充実による
情報活用能力の育成・・・・・・・・・・・・・59
- 3 計画的な読書活動指導の推進・・・・・・・・・・59

9 主権者教育

- 1 主権者教育の必要性・・・・・・・・・・・・・60
- 2 主権者として求められる資質・能力・・・・・・・・60
- 3 実践的な学習活動・・・・・・・・・・・・・60
- 4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点・・・・60

10	教育の情報化	
1	情報化の進展と社会の変化	61
2	教育の情報化	61
3	情報教育：子どもたちの情報活用能力の育成	62
4	教科指導におけるICT活用：ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等	65
5	校務の情報化：教職員がICTを活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等	66
11	ものづくり活動	
1	小・中学校におけるものづくり活動の推進	67
2	高等学校におけるものづくり教育の推進	67
12	持続可能な開発のための教育（ESD）・持続可能な開発目標（SDGs）	
1	持続可能な開発のための教育（ESD）とは	68
2	持続可能な開発目標（SDGs）とは	68
3	学校における取組（国立教育政策研究所の提案から）	69
4	ユネスコスクール	69
13	国際理解教育	
1	国際理解教育の充実	70
2	国際化に対応するための言語能力の育成	70
3	小学校外国語教育の早期化と教科化	72
4	竹島に関する学習	72
14	竹島に関する学習	
1	竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである	73
2	学習指導要領及び学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に対する学習の一層の充実を図る必要がある	73
3	竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか	73
4	指導者に求められること	74
15	ふるさと教育	
1	ふるさと教育の基本方針	75
2	ふるさと教育の定義	75
3	ふるさと教育を支える学校・家庭・地域との連携・協働	75
4	主な取組	76
16	「しまねのふるまい」	
1	「ふるまい」定着のめざすところ	78
2	具体的な取組	78
3	学校教育活動における「ふるまい」定着の推進	78
17	へき地教育・複式教育	
1	島根県の現状など	79
2	へき地教育・複式教育を推進するにあたって	79
3	へき地教育・複式教育のとらえ	79
4	へき地教育・複式教育における留意点	79
第5章 基盤となる指導		
1	人権教育	
1	島根がめざす人権教育	82
2	「進路保障」の取組	82
3	人権教育の進め方	82
4	人権教育の推進にあたって大切にしたいこと	85
2	特別支援教育	
1	全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育	86
2	障がいの捉え方	86
3	インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	87
4	特別支援教育における教育課程と留意点	88
5	特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組	90
6	特別支援教育に係る支援体制	91
7	「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の推進	92
3	生徒指導	
1	生徒指導の意義	93
2	生徒指導と教育課程	93
3	児童生徒理解	94
4	学校における生徒指導体制	95
5	教育相談の充実	95
6	学級経営と生徒指導	96
7	生徒指導上の諸課題	96
4	幼小の連携・接続	
1	幼児教育の充実	101
2	幼小の連携	101
3	幼小の接続	101
5	健康教育（学校保健）	
1	学校における健康教育の位置づけ	102
2	学校保健の構造	102
3	学校保健の推進にあたって	104
4	「学校保健計画策定の手引 ～しまねっ子元気プラン～」について	104
6	食育	
1	学校における食育の推進	106
2	「生きた教材」としての学校給食	106
7	体力づくり	
1	島根県の児童生徒の体力の現状	108
2	体力向上に向けて	109
8	キャリア教育	
1	キャリア教育の必要性	110
2	キャリア教育と職業教育、進路指導	110
3	キャリア教育の推進	111
第6章 社会教育		
1	社会教育とは	113
2	社会教育を進める社会教育主事	113
3	社会教育の拠点である社会教育施設	113
第7章 教職員の服務		
1	教職員の服務と勤務等	
1	教職員の身分	116
2	教職員の服務	116
3	勤務	118
4	休日・休暇	120
5	教育活動に係る事務の種類と実際	122
2	教職員評価	
1	評価制度の基本的な考え方	124
2	教職員の評価システムの構成	124
3	教員免許更新制	
1	ねらい	125
2	要点	125
3	留意点	125
巻末 研修参考資料		
		126

第 1 章

島根がめざす教育

島根がめざす教育

令和2年1月の「今後を見通した島根県の教育の在り方について」（島根県総合教育審議会答申）を受け、令和2年3月に「しまね教育魅力化ビジョン」（以下「教育ビジョン」という）が策定された。

次に示す教育ビジョンの「教育の魅力化」「基本理念」及び「育成したい人間像 育成したい力」にもとづき、本県教職員として教育の充実発展に努めることが必要である（詳細については教育ビジョンを参照のこと）。

1 教育の魅力化

（1）「教育の魅力化」とは

- ・島根の子どもたち一人一人に、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくこと

（2）島根らしい魅力ある教育とは

- ①豊かな自然、歴史・伝統、文化といった地域それぞれの魅力や教育資源（ひと・もの・こと）を生かす、地域に開かれた教育
- ②学校・家庭・地域が一体となり、子どもたち一人一人の魅力や個性を伸ばし、自己実現を支援する、主体性と多様性を尊重する教育
- ③温かな人のつながりや勤勉で粘り強い県民性を生かし、子どもも大人も共に学び続ける、対話的・探究的な教育

（3）「教育の魅力化」推進のポイント

①教育目標の明確化

- ・地域社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、地域の子どもたちに育成したい力（資質・能力）や教育の目標を、学校・家庭・地域が対話を通して明確化し、共有する

②基礎学力の充実

- ・発達の段階に応じた知識・技能を習得・活用する過程で、子ども自身が自分なりの試行錯誤を繰り返すことにより、必要に応じて使いこなせる基礎学力を確実に定着させる

③学校と地域の協働

- ・子どもたちの育ちを学校内に閉じず、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりするなど、学校と地域が連携・協働しながらよりよい教育環境を実現する

④異校種間の連携

- ・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を貫いた一体的・系統的な教育活動を実現し、一人一人の成長・発達に応じた校種間の連携を確実に行う

2 基本理念

ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり

グローバル化の進んだ現代社会は、身近な日々の暮らしが世界の課題と直結した社会でもある。環境、貧困、人権、平和、開発などの諸問題に対して「世界的な視野で考え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）」ことが求められている所以であり、2030年までに持続可能な社会を目指す世界のマスタープランとして国連が掲げるSDGsを教育の中心に置く取組も進められている。

- このような時代を生き抜くため、子ども達が自身の生まれ育った地域との確かな絆を原点として主体的な学びを立ち上げようとする本県の「教育の魅力化」の取組は、「ふるさと島根を学びの原点にもつ」という視点から捉えることに教育上の意義や重要性がある。
- その前提をふまえ、本県では、家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然、歴史・伝統、文化、産業など地域の資産を直接経験することの中から、周囲の人々や生まれ育った地域を好きだと感じ誇りに思う気持ちが育ち、それが自分の存在への感じ方に反映された結果、自分を肯定的に捉えようとする気持ち（自己肯定感）が育ち、そこを原点として、自分のしたいこと、すべきことを発見し、地域社会や日本の将来、あるいは世界の未来に羽ばたこうとする心豊かな人を育てたい。
- そのために必要な教育として、地域社会の良い面ばかりではなく、人口問題をはじめとする深刻な状況、厳しい現実と向き合う力を育てることが重要である。
- また、外から与えられる問題を解くばかりではなく、今後の社会では、自ら問題を発見したり解くべき課題を創ったりする力を育てる必要がある。
- ふるさと島根での学びを自らの原点にもつ人は、県内に留まり島根の未来を創る人や、どこにいても島根を想う人、あるいは世界を島根に呼び込もうとする人に育つと考える。

3 育成したい人間像 育成したい力

平成26年7月に策定された第2期しまね教育ビジョン21では、3つの教育目標とそのような力を備えた人間像を、次のように示してきた。

1. 向かっていく学力（夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます）
2. 広がっていく社会力（多様な人と積極的に関わり、社会に役立とうとする人を育てます）
3. 高まっていく人間力（自他を等しく大切にし、共に生きようとする人を育てます）

今回策定された教育ビジョンでも3つの教育目標は継承しつつ、学力を育む、社会力を育む、人間力を育むの3つの観点から、子どもの育ってほしい姿（今後の社会を生き抜く上で育成することが望まれる人間像）と、それぞれの人間像に必要な力を次のように示している。

人間像 1 自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人

学力を育む（より広くは学びの力を育む）観点からの人間像。

- ・複雑化・多様化した現代社会の課題の解決は、既存の知識・技能を習得し応用することに加え、未知の問題を発見して課題を組立て直したり、独自の視点から解決に至る道筋や手法を開発したりすることが求められる。
- ・受け身の学習ではなく、自らの目標をもって、難しい課題に粘り強く取り組んだり、誰も取り組もうとしない課題に挑戦したりする学びの開拓者であってほしい。

【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕基礎的な知識・技能を身に付け、活かす力

- ・基礎学力（基礎的な知識・技能）
- ・学びを支える基礎体力や基本的生活習慣
- ・情報や情報通信技術（ICT）を学びに生かす力

〔深め広げ豊かにする〕自分の考えや意見を構築し、伝える力

- ・未知の課題を発見し探究しようとする力
- ・他者との対話や協同の中から、自らの思考を深める力
- ・自分の考えや意見を構築し、伝わるように表現する力

〔人生や社会に活かす〕夢や志を形成し、やり遂げようとする力

- ・学びを支える自分の夢や志を形成する力
- ・失敗や挫折を恐れず試行錯誤を繰り返し、やり遂げようとする力

人間像 2 人とのかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人

社会力を育む（これからの社会の形成者を育成する）観点からの人間像。

- ・基準・規範が曖昧化する現代社会においては、渾然とした価値観が整理されないまま交錯・混在し、わかってもらえるはず、通じるはず、といった安易な前提が通用しなくなっている。わかったふりや通じたつもりが、後に大きな対立や不信につながることもさもある。
- ・多様な価値観をもつ他者とのコミュニケーションに対して積極的に開かれた心を持ち、わかりにくいことをわかろうとする気持ちをもつとともに、国際的な感覚やコミュニケーション力を身に付け、積極的に社会を創造しようとする人になってほしい。

【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕人々との交流から、自分の世界を広げる力

- ・家庭や地域で育まれる基礎的コミュニケーション力
- ・家庭生活や地域の人々との交流から生まれる基本的な社会性
- ・グローバル化の時代を生き抜く国際感覚とコミュニケーション力

〔深め広げ豊かにする〕多様な人と合意形成を図り、物事を進めていく力

- ・自分とは異なる見方や意見をもつ多様な人との交流に柔らかに開かれた心
- ・経験のないことにも、しなやかに向き合う力
- ・学校生活、集団生活の中で育まれるリーダーシップとフォロアーシップ

〔人生や社会に活かす〕相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力

- ・意見の相違や対立の向こうに、新たな解決を見いだそうとする力
- ・家庭や学校、地域での自己の社会的役割を自覚し、人と力を合わせて協働する力

人間像3 自然や文化を愛し、自他を共に大切にする優しく強い人

人間力を育む（心豊かに生きる力を育む）観点からの人間像。

- ・島根の豊かな自然や文化を、子ども時代に身体に染み込ませるように体感しながら育つことは、やがて地球環境を守り異文化を尊重する気持ちにもつながっていく。
- ・人と人との関係の希薄化が大きな問題として指摘される現代社会において、島根の各地域に残る相互に助け合う社会のよさを家庭や学校の教育に取り入れていくことから、自分を大切にし他者を思いやる心が育つ。
- ・相互に理解を深め、多様性を認めあうバリアフリーでインクルーシブなセンスをもった、人間性豊かな人に育ってほしい。

【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕多様な自然や文化を、積極的に知ろうとする力

- ・日本や世界の多様な自然や文化を、積極的に知ろうとする力

〔深め広げ豊かにする〕見えにくいことにも気づき、考え行動する力

- ・自然や文化を享受するだけではなく、守り継承していく力
- ・島根のよさや課題を自分のことばで表現し、人に伝えていく力
- ・困っている人やうまくいかなさを抱えている人に気づき、理解しようとする力

〔人生や社会に活かす〕人々や地域に感謝し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力

- ・豊かな自然や文化を味わうことのできる感性
- ・自分を取り巻く人々や地域への愛情と感謝、ふるさとを誇りに思う気持ち
- ・家庭や地域で愛され育つことを通じて育まれる自尊感情
- ・時代に沿った新たな規範を模索し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力

以上のように、教育ビジョンでは、教育の魅力化の基本理念について示された上で、「教育を通じて目指す地域社会の姿」「家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開」「教育環境の充実」についても述べられている。それぞれの内容についても参照されたい。

第2章



教職員の 職務と研修

1 教職員に求められる資質能力

教職員として求められる基本的な資質能力は、普遍的でいつの時代にも求められるものと、時代の変化に対応してその時代時代に求められるものがある。社会の変化や時代のニーズに応える学校教育の実現には、教職員の職務に応じた資質能力の向上が不可欠である。職務に関わる専門的知識・技能の他、様々な課題に対応するための実践的指導力の向上を図るためには、常に探究心を持ち自主的に学び続ける力が求められている。また、学校組織の一員としてのコミュニケーション能力、他者と連携・協働する力も大切である。

島根県の教職員として求められる基本的な資質能力

- 豊かな人間性と職務に対する使命感
- 子どもの発達の支援に対する理解と対応
- 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度
- 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力
- よりよい社会をつくるための意欲・能力

1 豊かな人間性と職務に対する使命感

子どもたちの教育に直接携わる教職員には、生命尊重・人権尊重の精神はもとより、教育的愛情、総合的な人間性、幅広い視野・知識、男女平等の精神、多様な価値観を尊重する態度、自己評価能力、豊かな感性を身に付けていることが極めて大切である。また、当然ながら、教職員としての職務に対する使命感や責任感、探究心をもち学び続ける意識と自律的に学ぶ姿勢、そして求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことができる力、更には服務規律と法令遵守の意識が不可欠である。ふるさとを愛し、地域を担う人材を育成するという観点からは、教職員自らがふるさとを愛する気持ちをもつとともに、島根県や学校が所在する地域の自然・歴史・伝統・文化をよく理解し、地域の「ひと・もの・こと」を積極的に活用する態度もまた大切である。

2 子どもの発達の支援に対する理解と対応

いじめ、不登校、問題行動等、様々な行動の内に潜む子どもの微かな心の動きに対し、教職員は子どもを共感的に理解できる観察力や感受性ととともに、行動と背景についての洞察力、個に応じた指導力や集団を理解する力が求められる。そこで教職員は、子どもの心の動きを的確に理解し、発達の段階に応じた成長を支援するため、カウンセリングをはじめ、様々な子ども理解の手法についての知識や技法を身に付ける必要がある。また、全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けることも必要である。そして、障がいのあるすべての子どもに対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、学習上及び生活上の困難を適切に把握し、その改善・克服のための共通理解とインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた児童生徒等への対応力をもつことが大切である。

3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度

学校教育においては、教科指導の占める割合は大きく、教員は教科や教職に関する高度な専門的知識や実践的指導力をもつとともに、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現に必要な力、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究及び学習評価の改善・充実に必要な力、新たな学びや教育課題（道德教育、小学校における外国語教育、ICTの活用等）に対応できる力量、へき地・複式教育の指導に関する知識・技能を身に付けることが大切である。

学校事務職員は、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職として、その専門性を生かして、主体的・積極的に校務運営に参画することが求められている。この職務を遂行するため、迅速・正確な事務処理能力、コミュニケーション能力、課題を主体的に解決するための実践力、学校内外における資源をつなげる調整力、指導力等が求められる。

4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力

学校組織マネジメントとは、学校の有している能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程（活動）である。学校組織の一員として、学校教育目標に沿った自己目標を立ててその達成に取り組み、学校の課題に対しては企画力や調整力を発揮し、教育活動を円滑に進めることができる能力が求められる。またチームの一員として、コミュニケーション能力を向上させ、先輩や同僚から学び後進を支援するなど、他者と連携・協働する力を身に付ける必要がある。

5 よりよい社会をつくるための意欲・能力

「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を持ち、地域社会と学校が協働して取り組む必要がある。そのためには、自身が地域貢献に対する意欲を持ち、地域の人的・物的資源を活用したり、学校教育活動と効果的に結び付けたりすることができる能力が必要である。また、現実の社会と地域との関わりを意識しながら、子ども同士が議論をしたり、合意形成を図ったりできるようファシリテートする力も必要である。

6 教諭等のキャリアステージに応じた育成指標

キャリアステージ 資質能力		採用時	自立・向上期 (1～5年目)	探究・発展期 (6～10年目)	充実・円熟期 (11年目以降)
1 豊かな人間性と職務に対する使命感	①人間理解・人権意識	・生命尊重・人権尊重の精神と、多様な価値観を尊重する態度を有している。			
	②職務に対する誇りと責任	・教育職員として必要な倫理観、職務に対する使命感・責任感、学び続ける意欲を有している。			
	③ふるさとを愛する心	・地域の自然・歴史・文化・伝統を理解し尊重する態度、ふるさとを愛する人材育成への意欲を有している。			
2 子どもの発達の支援に対する理解と対応	④子ども理解・子ども支援	・発達段階を踏まえた子ども理解・子ども支援、キャリア発達に必要な基礎理論・知識を習得している。	・子どもとのふれあいや観察を通して、様々な行動の内に潜む微妙な心の動き、キャリア発達を理解し、学級等の集団づくりを進めることができる。	・子どもの心身の発達やキャリア発達に対する理解を深め、より適切な対応方法を身に付け、学年等の集団づくりを進めることができる。	・子どもに関わる様々な問題やキャリア発達への対応力や異校種等を含めた連携体制をつくることができる。
	⑤特別支援教育の推進	・特別な支援を必要とする子どもへの指導に関する基礎理論・知識を習得している。	・特別な支援の必要な子どもの実態把握を行い、一人一人のニーズに応じた指導や支援についての計画を立て、実践することができる。	・特別支援教育について理解を進め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を行うことができる。	・校内での支援体制の構築や関係機関及び異校種との連携など、特別支援教育を組織的に推進することができる。
3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度	⑥教科等の指導に関する専門性	・教育課程の編成、教科等の指導方法に関する基礎理論・知識を習得している。	・教科等を学ぶ意義を踏まえて指導計画を作成し、教科等の指導を実践することができる。	・教科等の専門的知識及び技能の習得に努めるとともに、教科等を相互に関連させながら意欲的に教育実践に取り組むことができる。	・教科等の専門的知識・技能及び態度を高め続けることができる。 ・教科等の相互関連や学校段階間の円滑な接続を意識した教育実践を行うことができる。 ・校内研修の中心的な役割を担うことができる。
	⑦社会の変化への対応	・新たな学びや教育課題に対して、積極的に挑み試行錯誤しながら粘り強く取り組む意欲や探究心を有している。	・新たな学びや教育課題に対して、適切な対応の仕方を具体的に考え取り組むことができる。	・新たな学びや教育課題に対して、適切な対応の仕方を提案し、協働して取り組むことができる。	・新たな学びや教育課題に対して、長期的な見通しをもって組織的に取り組むことができる。
4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力	⑧学校組織マネジメント	・学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得している。	・学校教育目標に沿った自己目標を立て、その達成に向けて取り組むことができる。	・組織の一員としての役割を理解し、学校の課題に対応することができる。	・主任等としての自覚や責任を持つとともに、企画力や調整力を発揮して教育活動を円滑に進めることができる。
	⑨他者との連携・協働	・集団で活動する際、自己を成長させようとする意欲や態度を有している。	・経験豊かな職員からの助言を受け入れ、自らの役割に応じて行動することができる。	・経験豊かな職員から多くのことを学ぶとともに、同僚と連携・協働することができる。	・他の職員の役割分担や業務の進捗状況を把握・調整し、適切な助言をしながら、後進を育成することができる。
5 よりよい社会をつくるための意欲・能力	⑩地域資源の活用と地域貢献	・学校教育活動を通して、地域社会に貢献することについて、自分なりの考えや意欲を有している。	・子どもと地域社会をつなごうとする意欲を持ち、地域と連携した学校教育活動を計画に基づいて実践することができる。	・学校外の様々な地域資源や機会を活用し、地域と連携した学校教育活動を効果的に実践することができる。	・地域にある他の学校や行政との連携・協働について、企画力や調整力を発揮して、主体的・組織的に実践することができる。
	⑪合意形成に向けた議論の調整・促進	・子ども同士の話し合いの場において、適切に働きかける力を有している。	・子ども同士が協働し、探究していく活動を円滑に実践することができる。	・現実の社会や地域との関わりを意識しながら、子ども同士が議論をしたり、合意形成を図ったりするよう促すことができる。	・地域課題解決型学習などを企画することができ、魅力ある地域づくりに向けた議論を効果的に調整・促進することができる。

* この指標において「子ども」とは「幼児、児童、生徒」のことである。

7 管理職（副校長・教頭、校長）の育成指標

職 資質能力		副校長・教 頭	校 長
1 高い教育理念と 広い識見	①人間理解・ 人権意識	・子どもの実態やその背景の理解に努めるとともに、管理職としての高い人権意識と特別支援教育への深い理解をもとに、一人一人の人権が大切にされる教育現場の実現に取り組むことができる。	
	②職務に対 する誇りと 責任	・管理職として必要な倫理観を持つとともに、教育に対する県民の期待を理解し、組織の責任者としてその職責や義務を自覚して職務に取り組むことができる。	
	③学び続ける 意欲	・国や県、市町村の教育施策等を理解するとともに、常に教育に関わる情報、社会情勢、地域の実態等に関心を持ち、積極的かつ謙虚な姿勢で研究と修養に努めることができる。	
2 学校経営	④学校経営 ビジョンの 構築	・校長が示す学校経営ビジョンを分かりやすく教職員に伝え、教職員の共通理解のもと、組織をまとも動かすことができる。	・長期的な視点に立ち、「魅力ある学校づくり」を目指した具体的な学校経営ビジョンを立てることができる。
	⑤リーダ－ シップ	・学校経営ビジョンの実現に向けて、教職員の能力、適性が発揮されるよう、組織の主任等に適切に指示を出し、組織を活性化させることができる。 ・状況を的確に把握・分析するとともに、関係者等の意見を集約し、解決策の実現に向けて校長を補佐することができる。	・学校経営ビジョンや課題に応じて、校内組織の再編成や適正な人事配置を行い、組織を活性化させることができる。 ・状況を的確に把握・分析し、関係者等の意見を踏まえつつ、解決策の実現に向けて行動することができる。
3 学校管理・運営	⑥服務規律 の確保・ 危機管理	・校長の指導助言のもと、教職員の服務規律を確保することができる。 ・学校事故への対応を予め想定し、備えるとともに、緊急時には組織的に対処することができるよう校長を補佐することができる。	・教職員の服務規律を確保することができる。 ・学校事故への対応を予め想定し、備えるとともに、緊急時には学校の責任者として組織的に対処することができるよう、すみやかに適切な判断を下すことができる。
	⑦事務管理	・教育活動の実施を適切に管理するとともに、予算執行、施設設備維持について、事務職員と連携して適切に処理することができる。	・教育活動の実施、予算執行、施設設備維持について、適切に管理することができる。
4 人材育成	⑧指導育成	・校長が示す育成方針のもと、必要な研修の機会を与えたり、校内での研修を効果的に進めたりすることができる。	・教職員一人一人の育成方針を策定し、長期的な視点に立って、指導育成を行うことができる。
	⑨適正な評価	・教職員一人一人を適正に評価し、面接や他の機会を捉えて課題を具体的に認識させることができる。	・教職員一人一人を適正に評価し、面接や他の機会を捉えて課題を認識させ、目指す方向を的確に示すことができる。
5 外部との連携・ 折衝	⑩保護者・ 地域・異校種 との連携・ 協働	・保護者や地域社会と積極的に交わり、その思いや願いを的確に把握し、校長に報告するとともに、学校運営に活かすことができる。 ・学校段階間の系統性や円滑な接続を意識した教育活動を展開するため、組織の主任等に適切に指示を出したり、調整したりすることができる。	・保護者や地域社会と積極的に交わり、その思いや願いを捉え、学校経営に活かすことで魅力ある地域づくりに資することができる。 ・学校段階間の系統性や円滑な接続を意識した教育活動を展開することができる。
	⑪学校の 説明責任・ 情報発信	・学校評価において、保護者や地域からの意見を積極的に受け入れ改善に努めるとともに、教育活動の成果や課題を校外に向けて具体的かつ詳細に説明することができる。	・学校評価において、保護者や地域からの意見を積極的に受け入れ改善に努めるとともに、学校経営ビジョンや教育活動の成果や課題を校外に向けて明確に発信することができる。

* この指標において「子ども」とは「幼児、児童、生徒」のことである。

8 学校事務職員の育成指標

キャリアステージ		主事	主任主事	主任	事務主幹	事務リーダー
資質能力						
1 豊かな人間性と職務に対する使命感	人間理解・人権意識	・生命尊重・人権尊重の精神と、多様な価値観を尊重する態度を有している。				
	職務に対する誇りと責任	・学校事務職員として必要な倫理観、職務に対する使命感・責任感、学び続ける意欲を有している。				
	ふるさとを愛する心	・地域の自然・歴史・文化・伝統を理解し尊重する態度、ふるさとを愛する人材育成への意欲を有している。				
2 職務に関わる専門的知識・技能及び態度		・職務に関する基本的な知識を身に付け、迅速・正確に学校事務に取り組むことができる。	・学校における課題の把握に努めつつ、職務に対する基本的な知識と経験を踏まえながら迅速・正確に学校事務に取り組むことができる。	・学校における課題の解決に向け、職務に対する高度な知識と経験を踏まえた学校事務に関する企画・提案を行うことができる。	・職務に対する高度な知識と経験により、幅広い視点に立って学校事務に関する企画・提案を行うことができる。 ・他の教職員が処理する学校事務に対して、適切な指導助言を行うことができる。	
3 組織の一員として考え行動する意欲・能力		・校長が示す学校教育目標達成に向け、他の教職員と関わりながら、学校事務職員が果たす役割を理解し行動することができる。	・校長が示す学校教育目標の達成に向け、他の教職員との協働により主体的に学校運営に参画することができる。		・校長が示す学校教育目標に対して、学校事務職員としての専門的な立場から学校運営に参画し、管理職と共に他の教職員の連携・協働を推進することができる。	
		・事務グループ内で他の職員から学ぼうとする意欲を持ち、学んだことを日々の業務に活かすことができる。	・事務グループ内での自分の役割を理解し、協働により取り組むことができる。	・事務グループ内で自ら役割を担い、それを的確に果たすことができる。	・事務グループにおいて事務リーダーを補佐し、業務改善・効率化及びOJTによる人材育成を推進することができる。	・事務グループにおける中心的な役割を担い、他の機関との連携を図りながら業務改善・効率化を推進することができる。 ・事務グループで行う業務について適切な判断及び指導助言、グループ員の資質向上を図ることができる。
4 子どもの発達の支援に対する理解と対応		・子どもの発達や子どもを取り巻く環境、教育活動について理解し、必要な教育環境整備を行うことができる。 ・特別支援教育について理解を深め、一人一人のニーズに応じた指導・支援に対する環境の整備を推進することができる。			・子どもの発達や子どもを取り巻く環境、教育活動に対する理解を深め、主体的に教育環境整備についての提案を行うことができる。 ・特別支援教育の推進について理解を深め、校内における支援体制・環境整備について適切な提案を行うことができる。	
5 よりよい社会をつくるための意欲・能力		・学校教育活動を通して子どもと地域社会をつなぐとする意欲を持ち、地域資源についての理解を深めることができる。	・学校教育活動を通して子どもと地域社会をつなぐとする意欲を持ち、積極的に地域と関わりを持つことができる。	・学校教育活動を通して子どもと地域社会をつなぐことができる。	・学校教育活動と学校外の様々な地域資源や機会を結び付け、効果的に子どもと地域社会をつなぐことができる。	・地域にある他の学校や行政との連携・協働について、企画力や調整力を発揮して、主体的・組織的に進めることができる。

2 教職員としての心構え

1 やりがいのある教職員のつとめ

自分の身近なところに子どもたちの生命を感じながら教職員としての仕事ができることはすばらしいことである。いくつもの瞳が、自分の来るのを待ち望んでいてくれるような職場は、そうどこにもあるものではない。

日々の授業の進め方、生徒指導上の複雑な問題など、教職員の毎日は多忙で悩みも多い。それにもかかわらず、それが喜びや生きがいになっていくところに教職のすばらしさがある。

日頃あまり発言しない子どもが発表したり、授業で目を輝かせたりしたとき、また、子どもと本当にうちとけて語り合うことができたときなど、教職員はやりがいを感じるのである。

2 学び続ける教職員

子どもたちはもちろんのこと、保護者、地域は教職員に対して期待を抱いている。子どもにとって、日々共に過ごす教職員の影響ははかり知れないものがある。自分の言動が子どもたちの人格形成に関わるとなると、改めてその職責の重さに身が引き締まる思いである。どんなに優れた教職員でも完璧な人間であるわけではないが、この責任の重さを感じるとき、教職員は自分の良心にかけて自己形成（研修）に努めていこうという気持ちになる。

社会は急速に進展し続けているにもかかわらず、旧態依然とした指導方法に安閑としたり、自らの知識・技能が陳腐化したりしないように、教職員は絶えず自ら学び続けなければならない。共に伸びようとする者のみが子どもたちに最もよい影響を与え、保護者・地域からの信頼を得ることができるのである。

3 授業づくりに励む教職員

教師にとって授業はその職の中心に位置付けられ、だれもが「よい授業」を実践したいという強い願いをもっている。ただし、子どもたちは多様であり、指導案どおりにはいかないことも決してめずらしいことではない。授業の主役は教師ではなく、あくまでも子どもたちである。子どもたちが学習意欲を高め、資質・能力を着実に身に付けていくにはどうすればよいかを求め、絶えず子ども理解に努めながら、教材研究、授業実践を積んでいきたいものである。

4 教育環境を整える教職員

教職員の日々の行動をはじめとして、授業以外の要素が、子どもたちに大きな影響を及ぼしている。教室をはじめ、校内の整理・整頓、掲示物の配置や内容はもちろん、教職員の服装、言葉遣い、話しぶりは教職員の人柄をそのまま表すものであり、子どもたちの最も身近な教育環境として重要な役割をもっている。

とりわけ、常にコミュニケーションの手段として用いる教職員の「言葉」については、日頃から研鑽を積み重ねていく心掛けが必要である。

5 教職員の温かさと厳しさ

子どもたちをよく理解し、受容的な態度で接することは大切だが、ものわりのよい教職員になろうとして、子どものわがままや甘えを許すようなことがあると、一貫した指導を行うことができなくなる。とはいえ、体罰は決して許されるものではない。

教職員は、子どもと心からうちとけて話し合える温かさと寛大さ、関係性をもつことが必要である。同時に、子どもが自分自身を見つめ直すことができるような確かな指導力を身に付けることが不可欠である。

6 先輩や同僚に学ぶ謙虚さ

授業の進め方、学級経営、分掌業務などが思うようにいかないときがある。その時は謙虚に先輩や同僚に相談することを心がけたい。豊富な体験から有益な助言を得ることができるばかりではなく、相談された側にとっても貴重な財産となる。また、相談しようとする相手がたとえ後輩だとしても、教えられることは少なくないはずである。あらゆる立場の人たちからの助言に素直に耳を傾け、自らの実践を改善していきたい。

7 地域社会とともに子どもを育む教職員

教職員はとすると、教職員という立場のみでものを見たり考えたりしがちである。しかしながら、子どもたちは学校でのみで育つものではない。教職員は地域の人々と交わり、地域の活動にも可能な限り参加して視野を広めたいものである。

学習指導要領改訂の柱として「社会に開かれた教育課程」が挙げられる。その実現のためには、地域社会に何かを「してもらおう」だけでなく、「学校は地域社会のために何ができるか」という視点を持ち、その実現に向けて歩もうとする姿勢が重要である。このことではじめて地域社会の信頼を得ることができ、地域の人材の協力を得たり、地域の産業、伝統文化、自然環境等を生かした教育活動が展開できたりする。

8 組織の一員としての教職員

学校は、保護者や地域からの信頼に応え、地域に開かれた学校づくりをめざしている。そのためには、教職員一人一人が組織の一員であることを自覚し、学校目標達成に向け全教職員が一丸となって学校改善に取り組む必要がある。

全ての教職員が、自らの役割を自覚するとともに教育目標をきちんと理解し、その達成に向け努力することが重要である。また、教職員自らが学校目標に基づいた自己目標をもち折々に自らの実践を振り返ることによって自己の取組の改善を図り続ける姿勢が必要である。

明るい職場の雰囲気をつくりあげ、学校という組織の中で温かい人間関係を保ちながら仕事を進めていきたい。

3 教 職 員 と 研 修

1 研修の意義

児童生徒は、教職員の指導力や情熱を敏感に見抜くものである。平素の学習指導や生徒指導上の問題の解決等に真剣に取り組んでいる教職員の姿が、児童生徒に及ぼす影響は極めて大きい。教育公務員は、次に示す通り一般公務員よりも強く研修の義務と権利が定められている。

○教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

【教育公務員特例法第 21 条】

○教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。【同第 22 条】

○教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。【同第 22 条第 2 項】

上の第 22 条第 2 項により、教職員は研修を行う場合、職務専念義務（地方公務員法第 35 条）を免除される。

また、次のように法律で定められた研修があり、該当者に対して必ず実施されなければならないことになっている。

○公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その採用の日から 1 年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。【教育公務員特例法第 23 条】

○公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。【同第 24 条】

○公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。【同第 25 条】

さらに、中央教育審議会の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月）では、次のように求められる資質能力について示されている。

- ◆ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ◆ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICT の活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。
- ◆ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

2 人材育成の機会

教職員の資質向上を図るための機会はさまざまである。人材育成の手段として、次の 3 つが挙げられる。

(1) 校外研修 (Off-JT「Off the Job Training」)

一般的な「集合型研修」のイメージであり、通常、あるテーマを設定して、講師やファシリテーターなどが中心となって行う講義や演習等を通して、研修のために集まった参加者が知識を習得したり、理解を深めたりする活動である。

教育センターや市町村教育委員会、教育研究団体等が開催する研修はこれに当たる。

(2) 校内人材育成 (OJT「On the Job Training」)

校内における研修並びに管理職等による指導、同僚間による学び合い、教え合い等を通して職務遂行に必要な資質能力の向上を図ることである。会議資料の作成、業務に関する他への相談などもこれに含まれる。

教員に対してのアンケート調査や先行研究では、力量形成の契機として「校内の優れた先輩や指導者との出会い」「研究校への赴任」「研究授業」「教育実践上の経験」などが挙げられており、これらの契機のほとんどは学校内で提供されるものである。

すなわち、教職員の資質能力向上に最も影響を与える機会は、校内人材育成であると言ってよい。

(3) 自己啓発 (SD「Self Development」)

教職員が課題意識を持って、様々な研修や研鑽に自ら励むことを示している。

教科における指導法の研究、研究会や学会等に参加したり、文献を読んだりすることなどが当てはまる。

以上の3つの要素が相互に関連して、教職員の人材育成は図られている。これらの機会を積極的にバランスよく機能させ、自ら研修を深めることが求められている。

3 研修の種類

「島根県教職員研修計画」では、県教育委員会が行う研修を次のように位置づけている。

教職経験年数に応じた研修	教職員研修の基幹として、教職員としての生涯にわたる研究と修養の観点にたち、教職経験年数に応じて、専門職としての職務遂行に必要な知識・技能・態度を習得させるために行う新任教職員研修（初任者研修及び新規採用教職員研修）、フォローアップ研修及び教職経験者研修。
管理職等研修	各学校の管理職等に対し、経験年数に応じた学校運営上必要な知識・技能の習得及び自覚の向上等を目的として行う研修。
職務研修	職務遂行上必要な知識・技能の習得や校内のリーダーとしての自覚の向上等を目的として、職務や分掌上の校務に応じて行う研修。
テーマ研修	社会の変化に対応するための教育課題や、県教育委員会の喫緊の課題を解決するために行う研修。
能力開発研修	社会の変化に対応した教育を行うために、教職員が自発的に参加し、資質・能力の向上を図る研修。

その他、県教育委員会が参加者を指定したり推薦したりする派遣研修や、学校や教育研究団体・市町村教育委員会等が実施する研修など、さまざまな形態で行われている。それぞれ自己の研修の目的を明確にして、積極的かつ意欲的に研修に臨むことが大切である。

第3章

学校の教育活動の 計画と組織運営

1 教育課程

1 教育課程の捉え方

「教育課程」は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

各学校は、まず自校の教育によってどのような児童生徒を育成しようとするのかを明らかにし、学校教育目標を設定し、その具現化を目指して教育効果の高い教育課程を編成することが大切である。教育課程の見直しを行う際は、学校評価等を活用することが必要である。

2 学習指導要領

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、学校教育法等の法令に基づき各教科の目標や内容を文部科学大臣が告示として定めているものであり、法的拘束力がある。

学習指導要領には、小・中学校等の義務教育諸学校においてすべての児童生徒が学ぶ内容と学び方が、高等学校等については該当科目を履修するすべての生徒が学ぶ内容と学び方が、それぞれ示されている。各学校においては、まずは児童生徒に学習指導要領の各教科等及び各学年等に表示された内容の確実な定着を図ることが求められる。各学校は、この指導を十分に行った上で、特に必要がある場合には、児童生徒の実態に応じ、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することができる。

平成 29 年 3 月に義務教育諸学校、平成 30 年 3 月に高等学校の新しい学習指導要領が告示された。既に全面実施の義務教育諸学校に加え、今年度から高等学校等においても年次進行での実施となる。教育課程の円滑な実施に向け、趣旨の理解に努めることが必要である。

3 教育課程の編成・実施に当たって

しまね教育魅力化ビジョンは、令和 2 年度から 5 年間の教育方針を定めたものであり、「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」を基本理念としている。育成したい人間像を「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」「人とのかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」「自然や文化を愛し、自他を共に大切にする優しく強い人」とし、育成したい力を 9 つ掲げている。

しまね教育魅力化ビジョンで示す「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」づくりを具体的に推進するため、令和 3 年 3 月にしまねの学力育成推進プランを策定した。教育課程の編成・実施に当たっては、学習指導要領および解説、しまね教育魅力化ビジョンをはじめ、以下の参考資料等を踏まえることが大切である。

【参考資料】

- ・島根県教育委員会 発行
 - 「令和 4 年度 各教科等の指導の重点」（令和 4 年）
 - 「小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引」（平成 30 年）
 - 「高等学校教育課程編成の手引」（令和元年、平成 22 年）
 - 「特別支援教育ハンドブック」（平成 23 年）
- ・国立教育政策研究所 発行
 - 「「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」
 - 【小学校編 各教科等】【中学校編 各教科等】（令和 2 年）
 - 【高等学校編 各教科等】（令和 3 年）
 - 「学習評価の在り方ハンドブック」【小・中学校編】【高等学校編】（令和元年）
 - 「特別活動指導資料」
 - 【小学校編】【高等学校編】（平成 30 年）【中学校編】（平成 28 年）
- ・文部科学省 発行
 - 「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料」（令和 2 年）

2 児童（生徒）指導要録と通信票

1 児童（生徒）指導要録

児童（生徒）指導要録（以下「指導要録」という。）は、学校が備え付けなければならない表簿の1つで、校長が作成義務を負っている。児童（生徒）の学籍と指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿であり、各学校で学習評価を計画的に進めていくうえで重要な表簿である。したがって、その作成や取扱いに当たっては、特に慎重を期さなければならない。

① 証明機能

指導要録は、社会的・公共的性格をもつ法的な学籍の証明であり、入学・転学・卒業等の証明機能をもっている。

② 指導機能

指導要録は、担任する児童（生徒）の学業・性格・行動等について、過去の情報を得て指導の効果をあげるとともに、現在の評価情報を累加記録し、その児童（生徒）に対する将来の指導の効果を高めるという機能をもっている。

③ 記入・取扱いの留意点

- ア 記入は正確にし、変更や抹消、訂正がある場合には必要に応じて訂正者の私印を押すこと。
- イ 部外秘として慎重に取り扱い、外部からの問い合わせに対しては守秘義務に留意し、管理職が対応することが望ましい。
- ウ 指導要録及び転入学の際送付を受けた写しのうち、様式1（学籍に関する記録）は20年間、様式2（指導に関する記録）は5年間保存し、保存期間終了後は適切に廃棄する。

2 通信票

通信票（通知表・連絡票など）は、法定表簿ではなく、児童（生徒）の平素の学習状況やその結果、生活の様子などの状況を定期的に保護者に伝え、学校と家庭との連携協力に役立てようとするものである。したがって、指導要録とはその性格や機能が異なっており、指導要録の内容を通信票にそのまま書き写すことは望ましくない。

通信票は、学校によってその様式や内容はさまざまであるが、児童（生徒）への指導や家庭との連絡の重要な資料となるものであり、児童（生徒）や家庭の関心は大変高い。そのため、適切かつ効果的な情報提供が必要であり、記入に当たっては、次のような点に留意する必要がある。

- ① 児童（生徒）に対する励ましや、児童（生徒）や保護者が希望をもつような記述であること。
- ② 個人のよさや能力の可能性を見いだすような表現を工夫すること。
- ③ 所見は、教科の評価のみにとらわれず、さまざまな観点から記述するようにすること。
- ④ 記載内容は、家庭における指導の手がかりにもなるよう心がけること。
- ⑤ 専門的な用語を避け、簡潔で理解しやすい表現を用いること。
- ⑥ 記述した事柄については、その根拠が示せるようにしておくこと。

3 学 級 経 営

1 学級経営の基本

学級経営とは「教育目標の実現をめざして、よりよい集団としての学級をつくっていかうとするすべての教育活動及び教育的配慮である」といわれる。学級経営には、学級担任のみならず、学年部教員、教科担当教員、その他の教職員が連携して取り組む必要がある。

すなわち、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動、及び教育の効果を上げるための諸条件（児童生徒理解、生徒指導上の諸課題への対応、教室環境づくり、学級事務、保護者との連携等）を整備する極めて広範な内容をもつ業務である。

このように多岐にわたる学級経営の取組を進めるにあたり、特に大切にすべき視点について以下に示す。

（１）児童生徒理解を基盤として

「生徒指導は児童生徒理解に始まる」といわれているように、生徒指導では児童生徒理解の重要性が説かれているが、学級経営も確かな児童生徒理解を基盤として進めていかなければならない。児童生徒理解は、観察、諸検査、日記、面談等いろいろな方法によって進めることになるが、何よりもまず教職員と児童生徒との日常のふれ合いを基盤として行うことが大切である。授業の場面ではもちろんのこと、休憩時間等の会話の中で、また、教職員と児童生徒が清掃活動や勤労体験的な活動等をともにする中で、児童生徒の様々な姿を発見したり、より具体的に児童生徒を理解したりすることができる。児童生徒理解は、児童生徒とともに活動し、受容的な態度で接していく中で深められていくものであり、これが学級経営の大きな基盤となる。

（２）児童生徒との信頼関係の上に

まずは児童生徒との信頼関係を築き、教室が安心して過ごせる居場所となるようにしていくことが重要である。児童生徒との間に信頼関係が成り立っていないと、たとえそれが正しい指導であっても、児童生徒の心に響いていかない。児童生徒は教職員との信頼関係を基盤に、安心感を感じられることにより、よりよい学校生活を送ろうという前向きな気持ちをもち、自らの願いや目標に向かって意欲的に活動していこうとすることができる。

加えて、児童生徒同士が好ましい人間関係を築いていく土壌を培い、互いに理解し、存在を認め合えるよう、心の通った人間関係を育むためのはたらきかけを行っていく必要がある。そのことが、よりよい学級集団をつくることにつながっていく。

（３）整えられた教室環境

教室は、児童生徒にとって毎日の生活の場であり、望ましい生活習慣の確立、学習意欲の喚起、情緒の安定等に大きく影響する場所である。そのために、

- ① 学習と生活の場としての教室環境
- ② 安全と健康に配慮された、心の安らぐ教室環境

③ 創造性を刺激し、楽しさの満ちあふれる教室環境等に留意するように努めなければならない。

(4) 他学級との連携を大切にした学級経営

「自分の学級さえよければ…」といった閉鎖的な学級経営であってはならない。学校経営、学年経営の方針にもとづき、学級間の連携を密にして協力し合い、他の学級のよさを学ぶとともに、自分の学級の取組も積極的に紹介して、お互いの学級経営がよりよいものになるように努めなければならない。

(5) 迅速・的確な学級事務処理

学級事務の内容は ①公簿の記入整理と保管（指導要録、出席簿、健康診断票等） ②報告文書の処理 ③学級備品の管理 ④学級会計 ⑤指導事務（学級経営案、週案等）など、多岐にわたる。そのため、その事務処理にあたっては合理化、能率化を図る工夫をする。会計事務など、金銭の取り扱いは適正に行い、教員としての信用を失うような行為があってはならない。

2 学級経営案の作成と活用

学級経営案は、学校や学年の経営方針を踏まえ、学級担任が作成する学級経営の計画書である。その作成に当たって、学級担任は学級の実態に応じた明確な目標を設定する等、具体的で実践可能な計画にすることが大切である。

(1) 学級経営案の項目例

①学校教育目標 ②学年の重点目標 ③学級の指導目標 ④学級の実態（男女別在籍数、学習活動、性格・行動、家庭環境、特に配慮が必要な児童生徒等） ⑤指導の重点（教室経営、学習指導、生活指導、健康教育、人権教育等） ⑥家庭との連携 ⑦学級経営年間計画 ⑧実践の反省 等

(2) 学級経営案を作成するための資料収集

- ① 学校の経営方針（教育目標、経営方針、経営の重点 等）
- ② 学校の教育計画（教育課程、年間行事計画、年間指導計画 等）
- ③ 児童生徒の実態
 - ・ 指導要録や、健康診断票等から、各教科・特別活動等の学習の様子、性格・行動の様子、健康の状態、出欠の状況等を把握する。
 - ・ 日常の観察や日記等から、児童生徒の内面や人間関係等の変化に気を配る。
 - ・ 保護者との面談等から、児童生徒の家庭、地域社会における様子を把握する。

(3) 学級経営案の活用と改善

学級経営案は学級経営の計画であり、作成後、常に活用し、その改善を図ることが大切である。計画がどのように進んでいるかを折にふれて評価し、改善を加えながら学級経営の充実に資することが重要である。

3 家庭との連携

一人一人の児童生徒が学校生活において学力や社会性を伸ばしたり、個々のもつ課題を自ら解決したりして成長していくためには、家庭との連携が不可欠である。学級担任は、平素から、学校教育に対する保護者の関心や理解が深まるよう努めるとともに、保護者が、学校や学級担任に対してどんな指導を期待し、我が子のどのような成長を願っているかを把握するよう努めてはならない。

そのためには、相互の意思疎通を図り、信頼と協力関係を確立する必要がある。

生徒指導上の事案や事故等の問題が発生した際は、早期に対応を検討し、保護者の思いを受けとめながら誠意をもって対応することが大切である。

(1) 授業公開や保護者懇談

授業公開や保護者懇談は、学校や学級担任の考えを理解してもらう大切な機会であり、以下の点に留意しながら進めていく必要がある。

- ・保護者に、授業の様子や学級の状況がよく伝わるように工夫し、正しい理解が得られるよう努める。
- ・懇談会においては、多くの保護者に共通する話題を準備しておいたり、保護者同士が安心して語り合えるような雰囲気づくりを心がける。
- ・開催日、時刻等を検討し、保護者が出席しやすいように配慮する。
- ・欠席した保護者には、懇談会の概要を伝えるようにする。

なお、次項については、学校としての考えを保護者に伝え協力を求めることも必要である。

- ・家庭でのしつけや生活指導について（基本的な生活習慣の確立、家庭学習、手伝い、読書、ゲーム等の遊び、SNS利用をはじめとした情報モラル 等）
- ・人権教育に対する理解について

(2) 家庭への連絡

直接的な方法（保護者面談、授業公開、学校行事への参加、家庭訪問、電話連絡等）や間接的な方法（学級通信、学校だより、通信票、連絡ノート等）により、家庭と学校が相互の情報を適切に伝え合うようにする。問題が発生したときだけでなく、日頃から児童生徒の取組や良さについても積極的に情報発信し、保護者とよりよい関係を築くよう努める。

〈家庭への連絡事項例〉

- ・学校や学級の経営方針について
- ・学校行事、学級活動等について
- ・児童生徒の学校での学習や生活の様子について
- ・学校や家庭における学習への取組状況や、進路情報等の共有について
- ・心身の健康にかかわることについて
- ・休日、休業日の過ごし方及び校外生活について
- ・情報モラルについて 等

(3) 家庭訪問

家庭訪問に当たっては、保護者との信頼関係を深めることが重要である。訪問によって、学校に対する保護者の願いや考えを聴き、また、児童生徒の生育歴、生活習慣、家庭学習、交友状況、遊びの傾向等、教育上配慮を要することがらについて話していただける範囲で把握する。

また、計画された家庭訪問以外にも、状況に応じての訪問が適宜必要である。

4 日常の指導

(1) 朝の会・終わりの会（朝礼・終礼）

朝の会・終わりの会は、教育活動の中に位置付けられるものである。これらの時間は学校によっても異なるが、10～15分間程度であり、円滑な運営が必要である。

朝の会の内容としては、「朝のあいさつ」、「健康観察」、「係からの伝達」、「日程の確認」、「学級担任からの連絡」等が考えられる。

終わりの会の内容としては、「一日の振り返り」、「学習や生活等についての反省」、「翌日の連絡」等を行うことが考えられる。また、下校途中の危険防止についての交通安全指導や帰宅後の過ごし方についての指導も大切である。

朝の会・終わりの会では、必要な連絡事項を伝えたり、生活の指導を行ったりすることに加え、児童生徒の人間関係を深めたり、主体的な活動を育んだりする場としても適している。内容や会の進め方については、十分に配慮した上で児童生徒にゆだねることも考えられる。

また、朝の会・終わりの会は、学級担任と児童生徒との心の交流のための重要な場でもある。学級経営上の大切な時間であるという認識をもち、創意工夫し、充実した時間となるよう心がける。

(2) 給食指導

学校給食の指導は、主として給食時に行うことになるが、必要に応じて学級活動の時間でも取り上げ、計画的に指導することが望まれる。

小学校においては、食育の観点を踏まえ、楽しく食事をする事、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備等望ましい食習慣の形成を図るとともに、望ましい人間関係の形成を図る。

中学校においては、生徒の実態に即して、小学校における指導を引き継いで基本的な習慣や態度を更に発展させる。健康と食習慣、食事のマナーと楽しさ、バランスのとれた食生活等について指導し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活が営めるようにする。

(3) 清掃指導

清掃活動は、児童生徒に教室等の身近な環境の整備に関心をもたせ、清潔で落ち着いた環境をつくる態度と習慣を養うとともに、集団活動を通して、協力・責任・奉仕等の好ましい社会的態度を育成しようとするものである。また児童生徒とふれ合う中で、児童生徒理解が深まる。清掃時には指導担当場所に行き、児童生徒への指導に併せ、協働する姿勢が大切である。

4 学 校 評 価

1 学校評価の目的

学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより子どもたちがより良い学校生活を送ることができるよう、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
 - ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
 - ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ること。
- （「学校評価ガイドライン」〔改訂〕文部科学省、平成28年3月より抜粋）

2 学校評価と情報提供に関する規定

学校評価については、平成19年6月の学校教育法、同年10月の学校教育法施行規則の改正により、次のように規定されている。

- 学校教育法施行規則（平成19年12月施行）
- 第66条** 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 第67条** 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 第68条** 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。
- ※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

3 学校評価の種類・位置付けとPDCAサイクルに基づいた学校評価システム

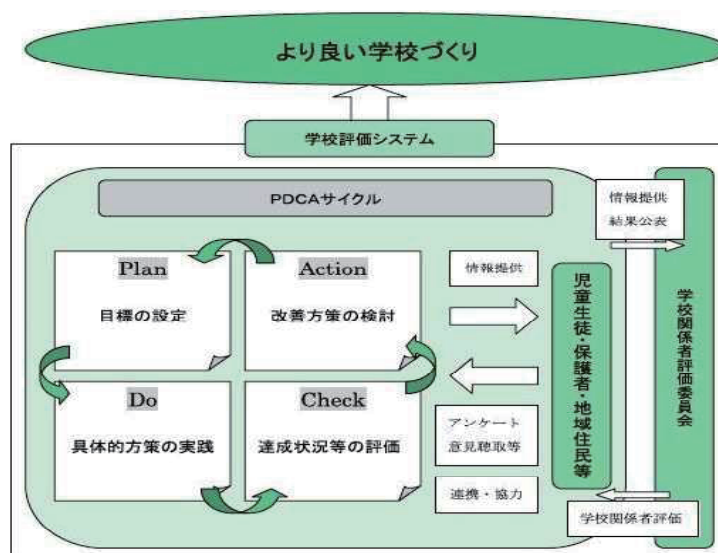
学校評価の具体的な進め方については、「学校評価ガイドライン」〔改訂〕（文部科学省 平成22年7月）や「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」（島根県教育委員会 平成20年3月）、リーフレット「信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり」（学校評価を子どもたちのために）（島根県教育委員会 平成21年3月）を参照し、全教職員が関わるような組織としての評価システムを確立することが大切である。

学校評価の種類・位置付けは右表のようになっている。島根県内の学校関係者評価実施率は小学校・中学校ともに100%（平成30年度教育課程状況調査報告書より）、県立学校で100%となっている。

	実 施	公 表	設置者への報告
自己評価	義 務	義 務	義 務
学校関係者評価	努力義務	実施した場合義務	
第三者評価	（特段の規定はありません。）		

「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」より

学校評価は、PDCAのそれぞれの段階が互いに関連しながらサイクルとして機能していくことが大切である。また、子どもや保護者、地域住民等の意見を学校の目標や方策に反映させるとともに、学校関係者評価を学校と保護者・地域住民とをつなぐコミュニケーションツールとして活用し、保護者、地域住民等と連携協力した学校づくりを推進していくことが重要である。



「信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり」(学校評価を子どもたちのために) より

4 手段としての学校評価

- (1) 学校評価は手段（ツール）であり、それ自体が目的ではない
 - ① 学校経営の改善による教育水準の向上を図るための手段。
 - ② 学校関係者の適切な学校運営の参画を促し、開かれた学校づくりを行う（コミュニケーションツール）。
- (2) 過剰な負担なく、実施効果の高い評価を心がける

過剰な負担はマイナス。全教職員が「やって意味があった」と思えるような評価の仕組みづくりが大事。
- (3) 日常的な学校情報の整理・活用がカギ

自己評価で収集する学校情報は教職員や保護者のアンケートだけではない。学力調査や定期テスト、体力テスト等の結果など多様なデータをどのように使うかがポイント。
- (4) 組織としての評価システムを確立する

全教職員が評価に関わるように、学校評価における目標と教職員の目標を系統化する。

参考：平成25年度学校評価指導者養成研修関係資料、平成25年度学校評価フォーラム資料

5 実効性の高い学校評価の推進

島根県内において、多くの学校で学校評価の形が整いつつある。今後は、より実効性の高い学校評価を行っていくことが求められる。

「実効性の高い学校評価」とは

「学校、学校関係者及び設置者のそれぞれにとって、学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながっているという有用感のある取組」

(「学校評価の在り方に関するWG報告」文部科学省 平成24年3月 より抜粋)

【基本的考え方】

- 学校評価を、教育活動その他の学校運営の改善のための組織的な取組により進める。
- 学校評価の実施や学校からの情報提供を学校と地域の人々との関係づくりととらえて、積極的に進める。
- 設置者や国は、全ての学校において実効性の高い学校評価が行われるよう支援する。

【参考】「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」

(平成20年3月 島根県教育委員会)

5 学校組織マネジメント

1 学校組織マネジメントとは

マネジメントとは「組織や職場の目標を達成するために、ひと、もの、かね、時間、情報などの経営資源を効果的に活用すること」である。また、組織マネジメントとは「組織が目的に向かって、持っている各種資源を開発・活用し適切な活動を行うこと、また効率的・効果的に動くために、資源を統合し調整すること」といわれている。これらのことを学校にあてはめたのが「学校組織マネジメント」である。つまり、学校組織マネジメントとは「学校の有している能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程（活動）」である。

学校を取り巻く教育課題は日々多様化・複雑化、困難化が進み、個人の努力だけでは解決に限界があり、教職員が一体となった「協働型」組織への転換が求められている。また、「チームとしての学校」「地域とともにある学校」という新しい学校像が求められる今日、学校だけでなく、学校外も含めたマネジメントによる組織力向上がこれまで以上に必要となってきた。

2 学校組織マネジメントの仕組み

- (1) 学校組織マネジメントの目的は、児童生徒の確かな成長を保障することであり、そのために質の高い教育を提供することである。
- (2) (1)の目的達成のために、学校組織マネジメントは単なる学校運営だけでなく、教育課程、生徒指導から人材育成にいたるまで学校運営に影響を与える要素・要因のすべてを対象としている。
- (3) 学校組織マネジメントは、校長・教頭等の管理職だけでなく、全教職員で取り組んでいくべきものである。
- (4) 教職員だけでなく、他の専門性を有した専門スタッフも対象としている。

3 学校組織マネジメントの3つの視点

○視点1「変わる」「変える」

組織は環境の変化に応じて自らを変化させていくことが大切である。状況に応じて、「変わる（変える）」ことの必要性を理解し、「変える」方法を工夫することが必要である。

○視点2「見つける」

どの学校にもある、学校ならではの「強み」と「弱み」の中から有効な資源や手立て、解決すべき課題を「見つける」ことが必要である。その際、「強み」を活かす方法や視点1でも挙げたように「弱み」を「強み」に変える方法を工夫することに留意する必要もある。

○視点3「つなぐ」

学校教育活動を円滑に推進していくためには「教職員と教職員（管理職と教職員も含む）」「教職員と保護者」「教職員と地域」「保護者と地域」を「つなぐ」ことが重要である。「チームとしての学校」もこの「つなぐ」という視点の導入により具体的な構築が可能となる。

4 学校組織マネジメントと他者との連携・協働

- (1) キャリアステージごとに身につけたい力

「島根県教育職員人材育成基本方針 育成指標」「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針 育成指標」「学校管理職等育成プログラム 育成指標」参照

(2)「チームとしての学校」におけるそれぞれに期待される役割

学校が目指す教育活動の実現のため「チームとしての学校」においては、教職員一人一人が学校の教育課題や教育目標、カリキュラム等について理解・納得して、自律的に業務に当たる必要がある。そのためにはミドルリーダーの活用が効果的である。管理職には中堅教職員を新人教職員の指導的立場に立つ教職員として、また次代の学校経営を担うミドルリーダーとして育成していくことが期待されている。さらには、「チームとしての学校」が効率的・効果的に機能していくためには、リーダーによるリーダーシップはもちろんだが、リーダーを支えるフォロワーの役割も重要である。組織を構成する教職員がフォロワーとして学校組織マネジメントへ主体的に参画していくことが大切である。

①フォロワーに期待される役割

- ・組織の目的・目標を理解している
- ・リーダー（上司）の意図を理解している
- ・自分の（得意）能力を把握している
- ・上記3点を踏まえて、自分のすべきことを考え、主体的に行動できる
- ・行動する際に、他のメンバーと協働して業務に当たることができる

②ミドルリーダーに期待される役割

- ・「自分と若手教職員」「自分と管理職」「若手教職員と管理職」などの個人をつなぐこと
- ・個々の活動を組織としての活動として取り組む体制（巻き込み力）の構築
- ・学校内外の環境や状況変化を視野に入れながら、各部門の課題や問題点への気づき
- ・課題や問題解決のために達成の手立ての構築と実践
- ・自分発の情報の創造とその発信

③校長に期待される役割

- ・学校や地域の実態を把握し、学校経営ビジョンの提示
- ・学校経営ビジョンの共有化による校内協働体制の構築
- ・多様な専門性を活かした教職員の活用や学校文化（協働文化）の構築
- ・教育的リーダーシップの発揮
- ・学校組織で求められるマネジメント力と組織一般で有効なマネジメント力の獲得
- ・管理職もチームで対応するチームマネジメント力の獲得・向上
- ・保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール等の仕組みの活用による「チームとしての学校」の力の一層の向上を図るマネジメント

学校組織マネジメントにおける過程でPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返す、いわゆるPDCAサイクルを回すことにより自己目標の達成および教育活動全体の質的な充実につながっていく。それは、チーム内での衝突と葛藤の過程でもあり、コミュニケーションのあり方が目標達成に大きく影響してくる。常に同じ方向に向かって学校教育活動を進めていくためには、時間、メンバー、内容等の工夫をし、意識的に話し合いの場を設定していくことは必要である。また普段の職員室内で大いに授業や児童生徒の話が飛び交う雰囲気づくりも大切である。そうやって一人一人が常に意識を持ち、全教職員で学校組織マネジメントに取り組んでいくことが重要である。

【参考】

採用10年目までに学んでおきたい「学校マネジメント研修」テキスト[ダイジェスト版]
(2013年3月 (株)学習調査エデュフロント)

学校組織マネジメント指導者養成研修（令和2年度配布資料）

6 カリキュラム・マネジメント

1 カリキュラム・マネジメントとは

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、学習指導要領¹には、三つの側面（以下①～③）から次のように記載されている。（番号及び下線は担当者による）

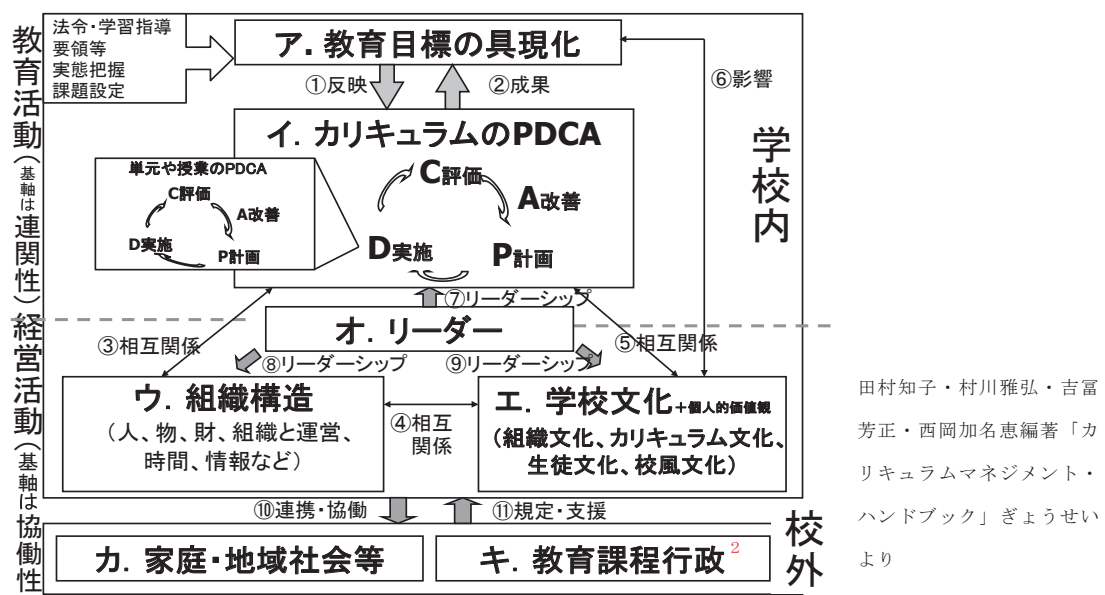
各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

2 カリキュラム・マネジメントの全体像

下の図は、カリキュラム・マネジメントの全体像をモデル化したものである。カリキュラム・マネジメントを進める上で、次の4つの視点が大切である。

- 学校は児童生徒の「どんな成長」を目指し、どこまで実現するのか（図中ア）
- そのためにどんなカリキュラムをつくるのか（イ）
- 教職員はどのように協働するのか、組織はどうするのか（ウ、エ、オ）
- 保護者、地域住民、行政とはどのように連携・協働するのか（カ、キ）

これらの視点をもとに、学校内外の関係者で学校の課題や目標、方法論を共有し、協働してよりよい実践を目指すことが大切である。ただし、カリキュラム・マネジメントはそれ自体が目的ではなく、あくまで学校教育目標を達成するための手段であるということを忘れてはならない。



(1) 図中の要素 (ア～キ) について

ア 教育目標の具現化

カリキュラム・マネジメントの目的は、各学校の教育目標の具現化である。各学校は、児童生徒や学校、地域の事態を踏まえて、児童生徒のどのような教育的成長を目指すのかを学校教育目標に定める。

1 小学校及び中学校：学習指導要領（平成29年3月告示）第1章総則第1の4
特別支援学校：幼稚園教育要領（平成29年4月告示）第1章総則第4の1
高等部学習指導要領（平成31年2月告示）第1章第2節第1款の5

高等学校：学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）第 1 章総則第 1 款の 5
 小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）第 1 章総則第 2 節の 4

イ カリキュラムのPDCA

目標を具体化するための具体的な手段（教育の内容・方法）がカリキュラムのPDCAである。目標と手立てを連関させ、常に見直し、よりよいものへの発展させるマネジメントサイクルをつくる。

ウ 組織構造

組織構造とは、カリキュラムを実際につくり動かしていくために必要な「人（人材育成含む）、物（時間や情報含む）、財、組織と運営」のことである。よりよいカリキュラムのための条件整備活動と捉えることができる。

エ 学校文化

ここでいう学校文化は、その学校の教職員が共有している組織文化と児童生徒が共有している生徒文化、学校に定着した校風文化の集合である。目に見えにくいものだが、カリキュラムに関わる決定や実施、評価に当たって重要な規定要因である。

オ リーダー

全教職員が主体的・自律的にマネジメントできるようにするために、リーダーには、教育的リーダーシップ（矢印⑦）や管理・技術的リーダーシップ（矢印⑧）、文化的リーダーシップ（矢印⑨）が求められる。

カ 家庭・地域社会等

「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、外部関係者との連携は不可欠である。積極的にコミュニケーションを図ることや双方に利益のある関係を構築することが大切である。

キ 教育課程行政²

特色ある学校づくりを行うためにも教育課程行政による支援を積極的に活用していくべきである。

3 カリキュラム・マネジメントの充実に向けて

（１）児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること

教育課程は、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して編成されることが必要である。各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で、教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

（２）カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うことが必要である。組織的かつ計画的に取組を進めるためには、カリキュラム・マネジメントに関わる取組を学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。

また、教育課程の編成の基本となる学校の経営方針や教育目標を明確にし、家庭や地域とも共有していくことが求められる。

4 教育課程の編成や改善に取り組む手順（例）

- （１）教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
- （２）教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。
- （３）教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
- （４）学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
- （５）教育課程を編成する。
- （６）教育課程を評価し改善する。

教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律であるべきではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである。

2 「キ、教育課程行政」：文部科学省や教育委員会を指す。行政からの規制もあるが、予算措置や加配、指導主事の訪問といった支援もあるはずである。学校として、どのような支援が必要なのか明らかにして、積極的に支援を得たい。そのような双方向の関係性を矢印⑩で示している。

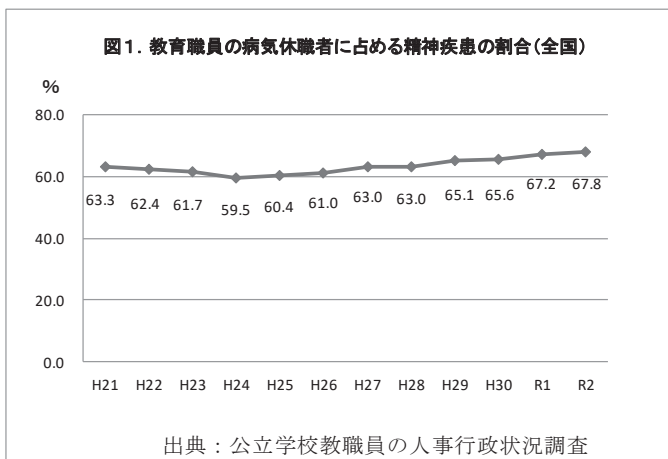
7 教職員のメンタルヘルス

メンタルヘルスとは、「こころの健康」のことである。業務の困難化や多忙化等でストレスを感じる事が多い中で、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要である。

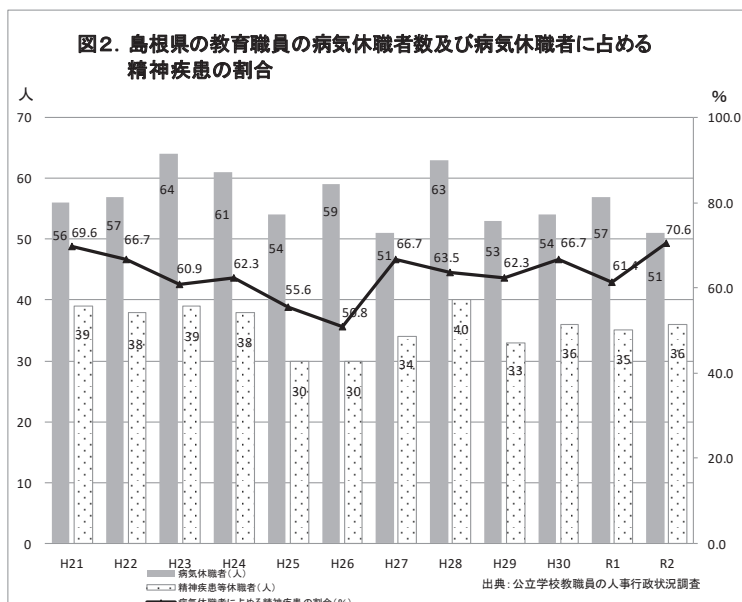
教職員一人一人がストレスや心の健康について理解し対処するとともに、組織として取り組む必要がある。

1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題

公立学校教職員の人事行政状況調査結果（文部科学省）によると図1のとおり教育職員の病気休職者に占める精神疾患割合は依然として高い状況にある。島根県の状況についても、図2のとおり



病気休職者の約半数以上を占めており、メンタルヘルス対策は重要な課題である。労働安全衛生法の改正（平成27年12月1日施行）により、自身のストレスへの気づきを促し、職場環境改善につなげるにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するストレスチェック制度が創設された。制度の実施に取組み、一次予防の充実を図る必要がある。



2 予防的取組

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成27年11月30日、労働者の心の健康の保持増進のための指針公示第6号）によれば、メンタルヘルスケアの基本的な考え方について、『ストレスの原因となる要因（以下「ストレス要因」という）は、仕事、職業生活、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、労働者自身がストレスに気づき、これに対処する（セルフケア）の必要性を認識することが重要である。』としている。メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」及びメンタル不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者に職場復帰の支援等を行う「三次予防」が円滑に行われるようにする必要があり、島根県教育委員会では、指針に示された4つのケアについて次のように推進している。

①セルフケア

ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減、対処するケア（管理監督者も含む）

【内容】

- ・ストレスへの気づき
- ・ストレスへの対処
- ・自発的な相談

メンタルヘルス研修会

【対象】全教職員対象研修（常勤講師等を含む）

【実施内容】セルフケアを中心とした内容で、精神科医師及び臨床心理士等による講演

心とからだの健康相談等の利用

各所属における職員研修

【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケアに関する教育研修・情報提供
- ・相談体制の整備
- ・セルフチェックを行う機会の提供

厚生労働省 HP「こころの耳」

（5分でできる職場のストレスチェック）等

公立学校共済組合本部 HP

「心のセルフチェックシステム（ストレスチェック）」

ストレスチェック制度の実施（H28 年度～）年 1 回程度

②ラインによるケア

管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や、部下に対する相談に対応するケア

【内容】

- ・職場環境等の把握と改善
- ・部下からの相談対応

メンタルヘルスマネジメント研修

【対象】各所属で管理監督の立場にある者

【実施内容】ラインによるケアを推進するため、精神科医等による講演及び演習

【事業者が取り組むこと】

- ・ラインによるケアに関する教育研修・情報提供（相談対応・職場復帰への支援等含む）

- ・職場復帰支援プログラム利用者への受け入れ体制の整備、利用者への支援

各所属の衛生委員会等での調査審議を受けた職場環境改善等

③事業場内産業保健スタッフ等によるケア

教職員健康管理センター等による心の健康づくり対策の推進と教職員及び管理監督者を支援するケア

【内容】

- ・教職員及び管理監督者への支援
- ・事業場外資源とのネットワークの形成とその窓口相談

心とからだの健康相談

① 専門カウンセラー（精神科医）による相談

【実施内容】1 回／月、県内 3 カ所で開催（松江・出雲・浜田）

② 保健師による相談 随時の対応（来所・電話・E-mail 等）

③ 臨床心理士等による巡回相談（対象：県立学校）

【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケア及びラインによるケアの支援
- ・教育研修の企画・実施
- ・職場環境の評価と改善
- ・相談対応、保健指導等

職場復帰支援プログラム利用者への支援、関係機関との調整等

衛生管理者等研修会の開催

長時間労働者の医師による面接指導

保健師による県立学校訪問

④事業場外資源を利用したケア

事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けるケア

【公立学校共済組合事業】

- ・教職員電話健康相談 24 / ・電話・面談メンタルヘルス相談 / ・介護電話相談 / ・女性医師電話相談
- ・Web 相談（こころの相談） / ・心のセルフチェックシステム
- ・元気いきいきリフレッシュセミナー（公立学校共済組合島根支部）
- ・メンタルヘルス相談 / ・こころの悩みホットライン / ・セカンドオピニオン外来（公立学校共済組合中国中央病院）

3 復職支援

島根県教育委員会では「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック」（平成17年3月）を作成し、管理監督者の役割を示すとともに、心の病気により長期に療養していた教育職員が円滑に職場復帰できるよう職場復帰支援プログラムを実施している。

職場復帰支援プログラムは、本人からの希望に基づいて行っており、復職等のための必須ではない。

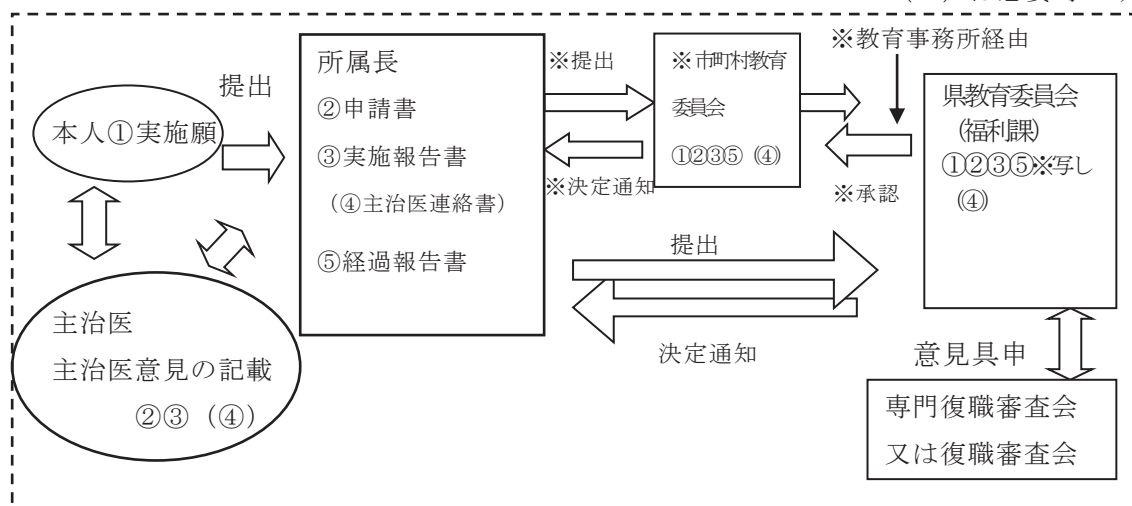
<職場復帰支援プログラムの実施と職場復帰までの流れ>

病気休暇・休職中

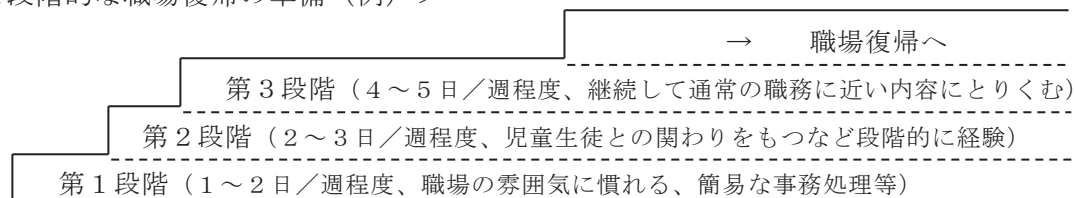
- 1 所属長は、支援プログラムの概要について、本人、家族へ説明
- 2 主治医による職場復帰の可能の判断と本人の希望確認
- 3 支援プログラムの実施

<手続きの流れ> ※の部分は市町村立小中学校、義務教育学校教職員の場合のみ

() は必要時のみ



<段階的な職場復帰の準備（例）>



4 職場復帰の可否の判定 専門復職審査会又は復職審査会

5 最終的な職場復帰の可否に係る決定

分限処分所轄庁

県立学校教育職員

市町村立小中学校、義務教育学校、

松江市立皆美が丘女子高等学校教職員 → 島根県教育委員会

本庁・教育機関等の職員及び県立学校事務職員等 → 島根県教育委員会（総務課）

→ 島根県教育委員会

（学校企画課）

職 場 復 帰

8 危機管理

1 学校における危機管理

危機管理とは、生命や心身等に危害をもたらす様々な危険の防止に努めることであり、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限に適切かつ迅速に対処することである。

(1) 学校における危機管理

① 学校における危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、次の3項目に整理される。

- 児童生徒や教職員の命や身体を守り、安全を確保すること
- 児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- 児童生徒の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること

② 危機管理の取組

危機管理の取組は、事前・発生時・事後の3段階に分け具体的に示すことが大切である。

- 未然防止に向けた取組（事前の危機管理）
- 危機発生時の対応（発生時の危機管理）
- 対応の評価と再発防止に向けた取組（事後の危機管理）

(2) 危機管理マニュアルの整備

① 危機管理マニュアルへの記載事項

マニュアルの作成・見直しにあたっては、「学校危機管理の手引き」（島根県教育委員会平成31年4月）を踏まえるとともに、文部科学省等が作成したマニュアル等を参考にし、随時最新の情報に更新する。

その際、犯罪の発生状況等を含む学校や地域の安全に関する実態、児童生徒の実態、学校規模、地域の関係機関・団体などの協力体制、学校施設の状況等を考慮する。

② 危機管理マニュアル作成上の留意

危機管理マニュアルの作成については、次の項目に考慮し具体的に示すことが重要である。

- 最悪の状況を想定すること
- 必要な対応、手順を明示すること
- 関係機関の連絡先を明示すること
- 関係機関等から助言を得ること
- 関係機関等との連携を図ること

③ 危機管理の体制

学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろん、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長、教頭、あるいは安全担当の教職員が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定しておく必要がある。

④ 危機発生時の対応

危機発生時の対応は、次の項目に従って組織的にかつ迅速に行うことが必要である。

○冷静な初動対応

危機発生時、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう努め、最優先課題は何かを見極め、応急対応に取り組むなど、冷静な対応

を心掛ける。

○組織的な対応

校長のリーダーシップのもと、早急に危機管理の体制を確立し、必要な人員の確保、役割分担の明確化、適切な情報管理、児童生徒等への対応に努める。

○記録の作成・保存

時系列で正確かつ詳細な記録の作成・保存を行う。

○報道機関への対応

報道機関への対応は、説明する事実の整理、個人情報の保護、誠意ある対応が求められる。

○心のケア

心の健康問題については、児童生徒の発達段階、危機発生時の状況の程度や危機が生じてからの時間経過によって、その内容と特徴に差がみられる。これらを正しく理解するとともに、学校と家庭が協力して専門家や専門機関等と連携を図りつつ、注意深く教育的な配慮を行っていく必要がある。

(3) 対応の評価と再発防止に向けた取組

① 危機管理対応の評価

事態の収束後、危機発生時に行った対応について、作成した記録等から、評価・分析を行い、問題点、改善点を抽出する。

② 再発防止に向けた取組

評価・分析等によって得た問題点、要改善点等に基づき、再発防止策を検討する。

(4) その他留意すべき事項

① 情報公開等への対応

学校の教育方針・教育活動などの情報を普段から保護者・地域に提供することは、学校に対する理解と協力を得るために、保護者・地域と共に問題解決に当たるためにも重要な取組である。

2 学校安全

学校安全上の危機管理に関係する問題は、風水害・地震・火災・防犯など数多くの事案がある。これについての未然防止のポイントや発生時以降の対応のポイント及び情報収集等については、「学校危機管理の手引き」（平成31年4月）を参照されたい。この頁では、学校安全の基本的な内容や考え方について解説する。

(1) 学校における安全管理の考え方

学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実践的なものとする必要がある。

(2) 事故等の未然防止のための安全管理

① 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

学校環境の安全を保つためには校舎内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。

② 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。学校生活の安全管理を効果的なものにするには、安全管理の観点と方法と適切に定め、全校の教職員で共通に理解を図る必要がある。

③ 通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に応じた安全管理が主な対象となる。安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策などを行う必要がある。

(3) 事故等の発生に備えた安全管理

事故等が発生した場合、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身につけておくことが大切である。さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

(4) 災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）

① 緊急連絡体制の整備

災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練等を行う。

② 緊急対応体制の整備

災害対応のための組織（学校防災本部）を設置し、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。教職員の出張や休日中の非常配備の場合や管理職、防災担当者が不在の場合にも対応できるように、当初人数が少ない場合には複数班に所属し役割を兼務したり、代行順位を明らかにしたりしておくことが必要である。

③ 避難が必要な場合

教職員は、避難方法を習熟し、災害発生時には児童生徒の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。避難の際に必要な物品等はすぐに携行できるように準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電時を考え放送以外の方法でも全ての児童生徒等に情報を周知できるよう体制を整えておく。

(5) 事後の対応と学校事故対応

危機がいったんおさまった後、速やかに児童生徒の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。また、必要に応

じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

(6) 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。

障がいのある児童生徒等の安全を確保するためには、一人一人の障がいを理解し把握するとともに、障がいのある児童生徒等も、自分の障がいの状態や特性等を理解し、安全に留意して学校生活が送れるように指導することが大切である。

(7) 安全管理の評価

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。評価の観点とは、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。

3 学校保健・学校給食

学校給食・学校保健の危機管理のポイントは未然防止にある。ここでは学校における未然防止について記載する。なお、危機発生時は、校内の危機管理マニュアルに基づき、①状況の把握とその対応、②処置・報告、③児童生徒・保護者への連絡等を行う。

(1) 感染症、食中毒

① 児童生徒の健康観察

教職員は、日頃から連携して児童生徒の健康観察に努める。特に朝の健康観察や学校給食実施前の給食当番の健康観察は、感染症や食中毒を未然に防止する機会となるため、全教職員がその意義と重要性を理解し、共通認識のもとに実施する。

② 情報収集・緊急対応時の体制の整備

ア) 日頃から、感染症情報収集システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努めるとともに、児童生徒への感染症や食中毒の予防などの保健教育の充実を図る。

イ) 全ての保護者に対し、児童生徒が感染性の疾患や食中毒にかかったと判明した場合には、早急に学校へ連絡することを徹底する。

(2) 食物アレルギー

○食物アレルギーの発症が想定される場合

学校給食、食にかかわる行事、食事を伴う部活動や宿泊行事等
食物摂取後の運動（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

① 児童生徒の実態把握

ア) 入学前及び転入前の通園施設や学校との連携をとり、児童生徒の食物アレルギーの有無や程度、医療的管理状況等について把握する。

イ) 対応が必要な児童生徒には「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を求め、これに基づいて保護者と協議する。また、保護者の同意を得て児童生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、アレルギー対応委員会等の組織を校内に設置・開催し、個別の取組プランを作成する。

ウ) 児童生徒のアレルギーの状態について常に最新の情報を得ることができるよう保護者との連携を密にする。

② 学校における管理

ア) アレルギー対応委員会等で、児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、食物アレルギー発症時の対応について教職員間で共有する。（症状の確認、校内体制、応急手当、緊急時連絡先の確認等）

イ) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は緊急時に教職員の誰もが閲覧できるように一括して管理する。

ウ) 教職員は研修などを通して、食物アレルギーやアナフィラキシー等の基本的事項、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、エピペン®の使用法、応急手当について知識や手技などを習得しておく。

エ) 担任等による献立の確認事項及び、食事の配膳やおかわりの際の留意事項について、教職員全員に周知する。

オ) エピペン®を処方されている児童生徒がいる場合には、保護者の同意を得たうえで、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報提供をし、迅速な対処や搬送のための体制をつくる等、日頃から地域の関係機関と連携する。

(3) 学校給食への異物（危険な異物）混入

○危険な異物

金属類、ガラス、石、薬品など児童生徒へ健康被害を与える危険性が高い異物または異臭の場合

① 学校等における危機管理体制の確立

ア) 校長は学校給食での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。

※教室で危険な異物発見時の初期対応

- i) 速やかに給食の喫食を中止し、児童生徒の健康被害の確認、現状保存する。
- ii) 管理職へ報告し、他の学級の給食への異物の有無の確認と喫食の中止を指示し、児童生徒の健康被害の確認をする。
- iii) 管理職は、教育委員会、共同調理場に第1報を入れるとともに、学校全体の状況を取りまとめる。

イ) 配膳室等保管場所は施錠ができる構造とし、衛生面について十分に配慮するとともに、配膳室から配食までの管理を徹底する。

② 連絡体制の整備

異物混入の判明時期としては、ア) 配送前、イ) 配送後調理場での検食時、ウ) 各学校での検食時、エ) 各学級での配食時、オ) 喫食時等が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。

③ 検食の事前実施の徹底

学校では、責任者（校長等）が、原則児童生徒の給食30分前までに検食を行い、結果を記録する。

(4) 熱中症

① 暑さ指数計（WBGT計）の指数に基づき、適切な処置を講ずる。

危険 31℃以上 …特別な場合以外は運動を中止する。

厳重警戒 28℃～31℃…激しい運動や持久走は避ける。体力のない者、暑さに慣れていない者は運動を中止する。

警戒 25℃～28℃…積極的に休息をとり、水分・塩分の補給をする。

注意 25度未満 …熱中症の兆候に注意する。運動の合間に水分や塩分を補給する。

なお、暑さ指数計がない場合は、気温と湿度を計測し「WBGT早見表」を用いて算出する。（「学校危機管理の手引き」の改訂〈熱中症の追加〉表①、表②参照）

② からだが暑さに慣れていない時期に発生しやすいため、個人差には十分注意し、不調があれば休ませるようにする。児童生徒には体調不良の場合にはすぐに申し出るよう指導する。

③ WBGT計を昇降口などに設置し、日頃から暑さ指数に触れる機会を設けたり、対策マニュアルを配布したりするなどして、児童生徒の意識や関心を高める。

④ 行事等は、計画にはとらわれず状況に応じて柔軟に計画の修正を行う。暑さ指数が31℃以上の中で活動しなければならない特別な場合の判断は、管理職を中心に学校全体で行う。

⑤ プールの中では、いつの間にか発汗により脱水症状を起こし、熱中症の原因となることもある。外気温に加え水温が高温の場合は発症の危険性が高くなるため、中止など適切な措置をとる。

4 教職員における危機管理

以下のような事案が発生しないよう未然防止に努めるとともに、発生時の対応についても共通理解しておくことが重要である。（詳細は『学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～（改訂版）』参照）

（１）体罰

① 未然防止のポイント

- ア 体罰根絶の徹底 人権尊重の教育の重要性について、研修会等を通じて十分に認識を深める。
- イ 協力体制の確立 学校全体として体罰を戒め合う雰囲気をつくる。
- ウ 法的責任の認識 学校事故において教職員が責任を問われることがあることを認識する。

② 関係法令・通知等

- ア 学校教育法第 11 条（体罰の定義）
- イ 文部科学省通知（文科初第 1269 号通知）

③ 体罰発生時の対応

- ア 管理職への報告
- イ 負傷児童生徒の救護
- ウ 保護者への連絡
- エ 再発防止

（２）教職員の交通事故

① 未然防止のポイント

- ア 教育公務員としての自覚の高揚

② 関係法令・通知等

- ア 地公法第 32 条（法令及び職務上の命令に従う義務）
- イ 地公法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

③ 教職員の交通事故発生時の対応

- ア 負傷者の救護
- イ 管理職への報告
- ウ 警察への届出
- エ 相手方への対応

（３）個人情報の管理上のトラブル

① 未然防止のポイント

- ア 個人情報の管理に関する教職員の意識向上
- イ 諸帳簿の取扱いに関する規定の整備
- ウ 電子情報の管理方法の明確化

② 個人情報管理上のトラブル発生時の対応

- ア 管理職への報告
- イ 警察への連絡
- ウ 児童生徒、保護者への対応

（４）ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）

① 未然防止のポイント

- ア 人権意識高揚のための研修や意識啓発の充実
- イ ハラスメント防止等に関する要綱等の制定

② 関係法令・通知等

- ア 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- イ 『セクシャル・ハラスメント根絶のために セクハラと子どもの人権』（平成 12 年 4 月 島根県教育委員会）
- ウ ハラスメントの防止等に関する要綱（令和 2 年 11 月 5 日 島教総第 590 号）

③ ハラスメント発生時の対応

- ア 管理職への相談
- イ 関係機関への相談
- ウ 事実確認
- エ 今後の対応

（５）学校徴収金等の管理

① 未然防止のポイント

- ア 大切な預り金であるという認識
- イ 適切な事務処理（通知・徴収・支出・報告・決算・監査）
- ウ 通帳・印鑑等の管理の徹底

② 関係法令・通知等

- ア 学校徴収金等取扱要綱（平成 29 年 4 月 1 日改正）

③ 紛失・盗難等のトラブル発生時の対応

- ア 管理職への報告
- イ 警察への連絡
- ウ 児童生徒、保護者への対応

第4章



各教育活動

1 学力を育む ～自ら課題や展望を見いだし、粘り強く挑戦し学ぶ人～

令和2年3月に、「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」を基本理念とした、5年間の本県教育の施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」（以下「教育ビジョン」という）が策定された。この教育ビジョンにおいては、育成したい人間像を「自ら課題や展望を見いだし、粘り強く挑戦し学ぶ人」、「人とかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」、「自然や文化を愛し、自他を共に大切にする優しく強い人」と定めている。

「自ら課題や展望を見いだし、粘り強く挑戦し学ぶ人」は、学力を育む（より広くは学びの力を育む）観点からの人間像である。複雑化・多様化した現代社会の課題の解決は、既存の知識・技能を習得し応用することに加え、未知の問題を発見して課題を組立て直したり、独自の視点から解決に至る道筋や手法を開発したりすることが求められることから、受け身の学習ではなく、自らの目標をもって、難しい課題に粘り強く取り組んだり、誰も取り組もうとしない課題に挑戦したりする学びの開拓者であってほしいと考え、次のような力の育成を図ることとした。

【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力

- ・基礎学力（基礎的な知識・技能）
- ・学びを支える基礎体力や基本的生活習慣
- ・情報や情報通信技術（ＩＣＴ）を学びに生かす力

〔深め広げ豊かにする〕自分の考えや意見を構築し、伝える力

- ・未知の課題を発見し探究しようとする力
- ・他者との対話や協同の中から、自らの思考を深める力
- ・自分の考えや意見を構築し、伝えるように表現する力

〔人生や社会に生かす〕夢や志を形成し、やり遂げようとする力

- ・学びを支える自分の夢や志を形成する力
- ・失敗や挫折を恐れず試行錯誤を繰り返し、やり遂げようとする力

令和3年3月には、教育ビジョンを具体的に推進するため、実行期間を令和3年度から令和6年度の4年間とする「しまねの学力育成推進プラン」を策定し、以下（一部抜粋）の取組を推進していく。

A 取組の方向性

基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育の推進。

取組の柱

（１）授業の質の充実

ＩＣＴやふるさとの地域素材を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの視点をもった授業づくりを推進していきます。さらに、学力・学習状況調査等の各種調査の分析を参考にし、組織的かつ計画的に授業の質の充実を図っていきます。

（２）家庭学習の充実

学校・家庭・地域が家庭学習の意義の共通理解を図り、同じ目線で子どもたちに声掛けができる環境をつくること、学校が家庭学習において意図的に学びを広げ深められるような授業の展開、ＩＣＴを活用した家庭学習の在り方の研究など、家庭・地域との連携の下で家庭学習の充実を図っていきます。

（３）地域に関わる学習の充実

高校段階において、当事者意識を持ちつつ、地域課題解決型学習を深めることができるよう、小学校段階では地域に親しみ、地域を知る機会を多く設け、中学校段階では地域のために行動・実践する場を充実させるなど、探究の過程を踏まえた系統的で連続性のある総合的な学習（探究）の時間の在り方を研究していきます。

2 授 業 づ く り

1 学力・学習状況に係る本県の状況

令和3年度全国学力・学習状況調査結果の概要は以下の通りである。

○平均正答率の比較について、小学校国語においては全国平均並みであり、小学校算数、中学校国語、中学校数学においては全国平均を下回った。

○分類・区分別正答数分布状況では、小学校国語の「言葉の特徴や使い方に関する事項」、小学校算数の「数と計算」、中学校国語の「話すこと・聞くこと」「書くこと」、中学校数学の「資料の活用」の領域は全国平均並みであった。一方、小学校国語の「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」、小学校算数の「図形」「測定」「変化と関係」「データの活用」、中学校国語の「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」、中学校数学の「数と式」「図形」「関数」では全国平均を下回った。

児童生徒質問紙・学校質問紙調査の結果より、令和2年度に実施した島根県学力調査から見えた課題の改善に向けたポイントは以下の通りである。

○話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたり、課題解決に向け、自分で考え取り組んだりすることができていると回答している児童生徒が増えているが、教科の結果につながっていない。話し合う内容の質の高まり、話し合い後に個の考えをまとめる時間を確保するなどの取組を進める必要がある。

○単位時間後の成長した姿や学習内容が活かされる場面を想起できる授業を進めることが重要である。

○教科の学習が他教科や日常の課題解決に生かせるよう、各学校において発展的な学習の指導の重要性が意識されてきている。引き続き理解度に応じた課題に取り組む時間などを設定し、取組を進めていく必要がある。

○学校の授業時間以外の平日(月曜日～金曜日)1日あたりの学習時間を全国と比較すると、小学校は1時間以上勉強する児童の割合は全国平均並みであるが徐々に下がってきている。中学校は依然として差が大きいことから、家庭学習を意識した授業を展開することにより、家庭学習の充実を図る必要がある。

○家庭学習の課題の課し方について教職員間で共通理解を図り、児童生徒に家庭での学習方法を具体的にアドバイスするなど、学校として一体感をもった取組が進められている。児童生徒一人一人に応じた発展的な課題や補充的な課題の提示など進める必要がある。

○家庭で、自分で計画を立てて勉強することができるように、見通しをもって学習に取り組むための計画表等を用意するなど、児童生徒の自ら学習を調整する力を伸ばす取組を進める必要がある。

○総合的な学習の時間において探究の過程(課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現)を意識した授業が展開されている。各学校で児童生徒に付けたい力を具体化し、学年に応じた取組をより一層進めていく必要がある。

○地域の行事に参加する児童生徒の割合は高い。地域での経験や素材を各教科の学習においても取り上げることで理解を進めたり、学びを地域や社会での生活に生かす意識を高めたりする必要がある。

○授業日(月曜日～金曜日)の家庭でのテレビゲームの利用時間が伸びてきている。スマー

トフォン等のICTの活用法や利用時間を含め、家庭と更に連携を深めていく必要がある。

2 課題解決のための授業改善の視点

島根県教育委員会では「しまね教育魅力化ビジョン」を令和2年3月に策定した。その中の「Ⅶ 教育環境の充実」における「学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育」では、基礎学力の育成について、学校の現状と課題等を踏まえ、今後の方向性を示している。

○市町村と連携・協働し、「全国学力・学習状況調査」及び「島根県学力調査」の結果分析に基づいた指導の改善を推進する。

○発達の段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、必要に応じて使いこなせるようにするため、小学校、中学校、高等学校でその意義や目的を共有し、協調学習の考えを取り入れた授業改善に取り組む。

○学校図書館活用教育や、学校で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることをつなげる取組を進め、言語能力や問題発見・解決能力等を育成する。

○子供たち一人一人が授業でICT機器を効果的に活用することなどを通して、情報活用能力等を育成する。

○ポートフォリオなどの個別の学習履歴を活用して、個々の理解度・到達度に応じた効果的な学習となるよう指導する。

さらに、令和3年3月に策定した「しまねの学力育成推進プラン」第2章「学力育成に向けた具体的な取組」において、授業の質の充実についての具体的な取組を示している。

〈学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む授業の展開〉

- (1) 主体的・対話的で深い学びを実現する授業の推進
- (2) ICTの効果的な活用
- (3) 指導と評価の一体化の重要性に係る理解促進
- (4) 学力と学習状況の分析に基づく授業の改善
- (5) 各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実

〈教職員の指導力向上〉

- (1) 教育情報の発信
- (2) 学校マネジメントの強化
- (3) 教育センター研修講座の充実
- (4) 小中高合同授業研修会の開催

〈評価（各種の学力・学習状況調査、高校魅力化評価システム等による分析）〉

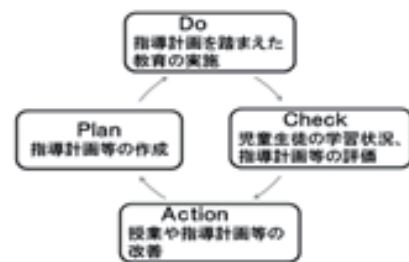
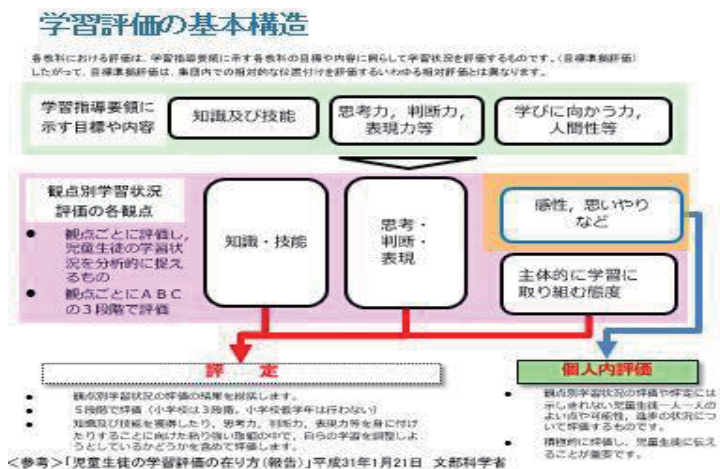
教員に求められる授業力に関して、教育センターでは、『授業力』は、教科指導において必要とされる『情熱・使命感』をはじめとする4つの要素で構成される」として、それぞれの構成要素を次ページのとおりとした。そして、経験年数に応じた研修において、要素ごとに「研修において大切にしたい視点」を設定し、ねらいの達成に必要なプログラムのもと研修を実施している。（P45「経験年数に応じた研修（教育センター研修）において大切にしたい『授業力』の視点」参照）

3 学習評価

学習評価は、目標に準拠した評価により実施されており、児童生徒の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、「評定」により評価している。観点別学習状況の評価は、きめ細かい学習指導を実施するため日常的に実施されるべきものである。

新学習指導要領では、資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点について、小・中・高等学校の各教科等を通じて3観点到整理された。

学校における学習評価は、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施し、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付けることが重要である。このサイクルは、日常の授業、学校における教育活動全体等の様々な段階で展開されるものである。学習評価を通じて、教師が授業の中で児童生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと、つまり、「指導と評価の一体化」を図るための取組が必要となる。



経験年数に応じた研修（教育センター研修）において大切にしたい「授業力」の視点
◆教育センター研修における「授業力」の4つの構成要素の解釈（令和4年度）

「情熱・使命感」

児童生徒等のよりよい成長を願って、周囲と協働しながら自らの資質向上を図っていく姿勢

「構想力」

学習のねらいを明確にするとともに教材を研究し、見通しをもって授業を計画・創造、改善していく力

「生徒理解力」

集団の中で個の可能性を引き出すために、児童生徒等一人一人の実態・特性を理解する力

「指導力」

学び合う集団づくりに努め、専門的な指導技術をもとに学習のねらいの達成に向けて授業を実践する力

◆経験年数に応じた研修において大切にしたい授業力の視点
(下線1本は特に意識して欲しいこと 下線2本はめざす授業)

	初任者研修	6年目研修	中堅教諭等資質向上研修
「授業づくりの研修」 におけるねらい	児童生徒を主体とし、 <u>本時の目標に迫る授業が できる。</u>	児童生徒等の実態を踏まえ、 <u>単元（題材）の目標に迫る 授業ができる。</u>	カリキュラム・マネジメントを <u>意識し、教科等の目標に 迫る授業ができる。</u>
指導と評価の一体化 ～授業改善につなげる～			
構想力及び・生徒理解力	指導のねらい	●本時のねらいを明確にする。 ・本時のねらいを明確にする。 ●単元（題材）を通して付けた い力を明確にする。	・本時のねらいを明確にする。 ・単元（題材）を通して付けた 力を明確にする。 ●教科等の指導内容の系統性 や関連性を考慮する。
	学習過程	●本時の授業に児童生徒が主 体的に学ぶ場を設定する。 ●児童生徒等の思考の流れを 大切にした単元（題材）計画 等を構成する。	・本時の授業に児童生徒等が主 体的に学ぶ場を設定する。 ・児童生徒等の思考の流れを大 切にした単元（題材）計画等 を構成する。 ●カリキュラム・マネジメント を意識する。
	学習評価	●学習評価の意義を理解する とともに、本時の目標に準 拠した評価をする。 ●単元（題材）の目標と単元（題 材）の評価規準を見通しなが ら、評価の場面や方法を工夫 する。	●教科等の目標と単元（題材） 計画等を見通しながら、評価 の場面や方法を工夫する。
指導力	・学び合う集団づくりに努める。（学習規律、安心して学習できる場） ・指導技術を高める。（発問、言葉かけ、板書、教材・教具、学習形態等）		
使命感・ 情熱	・多様な価値観を尊重する。 ・新しい教育情報等を進んで得ようとする。 ・他者から学ぶ。（同僚、管理職、保護者・地域、児童生徒等から）		

3 言語活動の充実

1 なぜ言語活動の充実か

新学習指導要領では、育成すべき資質・能力を次のとおり示している。

- 知識及び技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

この中でも、特に「思考力・判断力・表現力等」を育み、各教科等の目標を実現するための手立てとして、「言語活動の充実」は規定されている。つまり、言語活動の充実とは、そのこと自体が目的ではなく、思考力・判断力・表現力等の育成のための手段・方法としてとらえることができる。

各教科等の目標を実現するためには、以下のような言語活動の充実が重要である。

- (1) 知的活動（論理や思考）に関すること
 - ア 事実等を正確に理解し、他者に的確に分かりやすく伝えること
 - (i) 事実等を正確に理解すること
 - (ii) 他者に的確に分かりやすく伝えること
 - イ 事実等を解釈し説明するとともに、互いの考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること
 - (i) 事実等を解釈し、説明することにより自分の考えを深めること
 - (ii) 考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること
- (2) コミュニケーションや感性・情緒に関すること
 - ア 互いの存在についての理解を深め、尊重していくこと
 - イ 感じたことを言葉にしたり、それらの言葉を交流したりすること

言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】（文部科学省）より抜粋

2 言語活動を充実するために

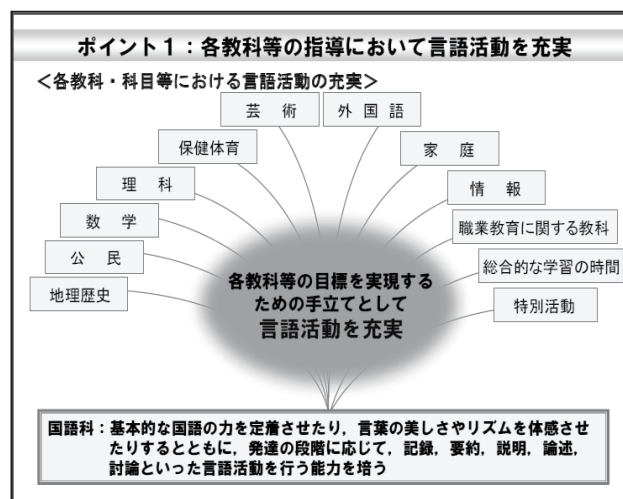
(1) 各教科等における言語活動の充実

「言語活動」自体が指すものは「話す」「聞く」「書く」「読む」という学習活動であり、新しいものではない。しかし、求められているのは「言語活動の充実」であり、それを通して思考力・判断力・表現力等を育成することである。言語に関する能力を育成する中心的な教科は国語科であるが、そこで学んだことをすべての教科等でも、それぞれの特質に応じて活用し、言語活動の充実を図っていくことが肝要である。

以下、新小学校学習指導要領解説の総

則編に示されている、言語活動の充実が期待される学習活動例を示す。

教科等	取 組 例	教科等	取 組 例
算数	思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、お互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高めあったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること	社会	社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること



言語活動の充実に関する指導事例集【高等学校版】のポイント

(文部科学省 H24. 6)

理科	問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視することによって、言語活動が充実するようにすること	生活	身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し考えられるようにすること
音楽	音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること	図画工作	感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること
家庭	衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること	体育	筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意すること
外国語・外国語活動	実際に英語を用いた言語活動を通して、「知識及び技能」を身に付けるとともに、それらを活用して「思考力、判断力、表現力等」を育成するための言語活動の例を示す	道徳	児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること
学習の時間	探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること	特別活動	体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること

「小学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 H29.6）より抜粋

（２）本県と全国との言語活動に関する取組の比較

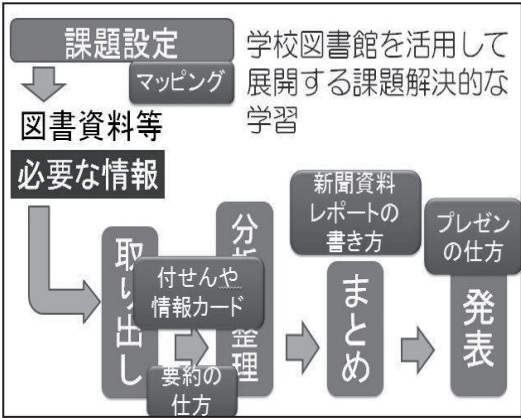
下の表は、令和３年度全国学力・学習状況調査（学校質問紙）結果から見る、本県と全国との言語活動に関する取組の差を数値化したものである。小学校・中学校ともに全国平均より低い状況である。本年度は特に、中学校において①の割合が大きく下がった（前回調査 87.4％）。学校のグランドデザインに言語活動の充実を位置づけたり、校内での言語活動の充実に係る研修を実施したりして、全教職員で共通理解のもと取り組む必要がある。

	小学校			中学校		
	県	全国	差	県	全国	差
①学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員の間で話し合ったり、検討したりしている。	87.3	87.4	－0.1	63.2	79.1	－15.9
②言語活動について、国語科だけでなく、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組んでいる。	94.4	95.6	－1.2	91.6	94.3	－2.7

※「県」「全国」の数値⇒①②の質問に関して肯定的・やや肯定的な回答の割合

（３）学校図書館を活用した学習活動の展開

学校図書館の図書資料等を活用する学習過程を取り入れることによって、課題解決型の学習の展開が期待できる。①課題の設定 → ②情報の収集 → ③整理・分析 → ④まとめ・発表といった一連のプロセスにおいて、様々な言語活動を行いながら、児童生徒の思考力・判断力・表現力を育成することができる。



4 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

1 「主体的・対話的で深い学び」とは

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申（平成28年12月）において、次の①～③の視点が示されている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

子供自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味付けたり、身に付いた資質・能力を自覚したり、共有したりすることが重要である。

- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教職員と子供や、子供同士が対話し、それによって思考を広げ深めていくことが求められる。

- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

子供たちが、各教科等の学びの過程の中で、身に付けた資質・能力の三つの柱を活用・発揮しながら物質を捉え思考することを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりしていくことが重要である。教員は、この中で、教える場面と、子供たちに思考・判断・表現させる場面を効果的に設計し関連させながら指導していくことが求められる。

子どもたちは、このように、主体的・対話的で深く学んでいくことによって、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解したり、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができる。また、それぞれの興味や関心を基に、自分の個性に応じた学びを実現していくことができる。

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての留意点

（1）「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善について

平成26年11月に中央教育審議会への諮問において示された「アクティブ・ラーニング」は、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するために共有すべき授業改善の視点として位置付けられることとなった。「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善は、単に対話を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子どもたちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。

また、「アクティブ・ラーニング」は、例えば、国語や各教科等における言語活動や、社会科におい

て課題を追究し解決する活動、理科において観察・実験を通じて課題を探究する学習、体育における運動課題を解決する学習、美術における表現や鑑賞の活動など、全ての教科等における学習活動に関わるものであり、こうした学習を更に改善・充実させていくための視点であることに留意する必要がある。

(2) 授業改善を進めるにあたって

学習指導要領解説総則編（平成29年6月 文部科学省）では、例えば以下の諸点に留意して授業改善に取り組むことが重要であるとしている。

- これまで着実に取り組まれてきた授業改善の取組・実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないことであると捉える必要はない。
- 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。
- 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。

【参考】

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月 中央教育審議会）

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）

小学校学習指導要領解説総則編、中学校学習指導要領解説総則編（平成29年6月 文部科学省）

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の紹介

どんな授業にしていけるの？

一つ一つの知識がつながり、「わかった！」
「おもしろい！」と思える授業に

例えば、社会で...



安土桃山時代についての授業

・鉄砲の伝来について、「他の場所にも伝わっていたかもしれないのに、なぜ種子島から鉄砲が全国に、しかも急速に広がったのだろうか」などの問いを立てて、地図や、地域の伝統的な製鉄技術の存在、当時の九州の政治的な状況などについての資料を読み取り、根拠に基づいて問いについて考察し、お互いに意見を出し合ったり、話し合ったりする。

・話し合いの結果を踏まえ、さらに「なぜ鉄砲を伝えたポルトガル人は中国船に乗ってきたのだろうか」などを考察し、南蛮貿易や朱印船貿易、明や朝鮮との関係、豪商の活動などを結び付けて、当時の社会の様子や特色について話し合ったり、お互いに説明したりする。



授業改善の視点

どうしたら、知識をつなげ深く理解したり、
考えを形成したりできるだろうか。

「深い学び」の視点

具体的な手立て(例)

- ・考察の根拠となる資料(文章、絵、映像、遺物等)を用意し、様々な立場から話し合う場面を設定する。
- ・つまづいている生徒には、資料を読み取る際の視点や考察を促すような視点を示唆して、意見を形成できるように助言する。

12

文部科学省ホームページより引用

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afiefieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf

5 道 徳 教 育

1 道徳の教科化について

- 小学校・中学校ともに、昨年度の取組を振り返り、更なる授業改善、評価の改善に努めること。その際、島根県教育委員会「令和3年度各教科等指導の重点」も参考にされたい。
- 道徳科の授業を行う際、検定教科書を使用することとなる。なお、教科書を主たる教材としつつ、多様な教材が活用されることが重要であり、「私たちの道徳」や「しまねの道徳」なども教材として適切に使用していくことが求められる。

2 教育活動全体を通じて行う道徳教育

学習指導要領では道徳教育は学校の教育活動全体を通じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを明確に示している。道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行っていくためには、次のことが大切である。

- (1) 学校としてどのような子どもを育成するのかを明らかにすること。(めざす子ども像)
- (2) (1) に迫るために、学校の教育目標との整合性を図りながら、道徳教育の重点目標を明確にすること。
- (3) (2) が道徳の内容項目のどれに相当するのかを明確にしつつ重点内容項目を設定すること。
- (4) (3) の各学年の指導の重点を明らかにすること。
 - ・道徳科の方針を明確にした年間指導計画の作成。
 - ・道徳科以外の指導で、どのような場面でどのように道徳教育を行うのかを示した、道徳教育全体計画別葉の作成。
- (5) 道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して取り組む体制が整っていること。
- (6) 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、情報モラルに関する指導を充実すること。また、社会の持続可能な発展など、現代的な課題の解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。
- (7) 道徳科の授業を積極的に公開したり、保護者や地域の人々から学ぶ活動や、地域の伝統文化や行事への参加を生かした取組をしたり、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野で)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」 ()内は中学校

(1)「道徳的諸価値について理解する」

道徳的諸価値は、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。なお、「道徳的諸価値についての理解」には3つの側面がある。

- ・価値理解：道徳的価値を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること。
- ・人間理解：道徳的価値は大切であっても実現することが難しい人間の弱さも理解すること。

- ・他者理解：道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではなく、多様であるということを前提として理解すること。

指導の際には、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを観念的に理解させたりする学習に終始することのないように配慮することが大切である。

(2) 「自己を見つめる」

道徳科で大切なことは、児童生徒が道徳的諸価値を自分との関わりで捉えることである。

「自己を見つめる」とは、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、さらに考えを深めることである。

(3) 「物事を（広い視野で）多面的・多角的に考える」

児童生徒がこれから出会う様々な問題は、答えが一つであるとは限らない。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することが大切であり児童生徒が多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。

(4) 「自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」

児童生徒が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。そして、そのことを通して、日常生活あるいは今後出会う様々な場面や、状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を育成していく。

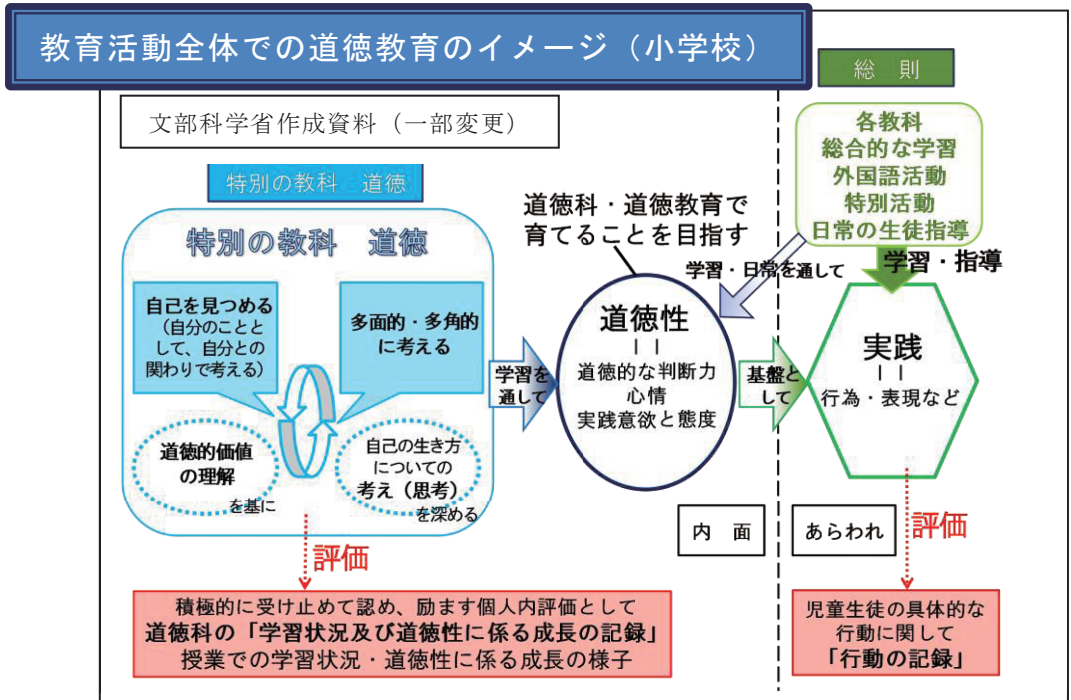
4 道徳科の評価

児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」（ ）内は中学校

道徳科は「道徳性を養う」という目標を掲げているが、道徳性は外からは見ることでない内面的資質のため、道徳性が養われたかどうかを容易に判断することはできない。つまり、道徳性の評価は数値などによって評価してはならない。道徳科において評価の対象となるのは「学習状況」と「道徳性に係る成長の様子」である。道徳科の評価の基盤には、教師と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。このことを踏まえて、道徳科における評価のポイントは以下の通りである。

- ・学習活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取る。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行う。
- ・特に、児童生徒の道徳的価値観が多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的諸価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- ・他教科における「目標に準拠した評価」ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます「個人内評価」として行う。なお、指導要録における道徳科の評価は記述式とする。
- ・観点別評価を通じて見取ろうとすることは、妥当ではない。



5 高等学校における道徳教育

高等学校においては道徳科が設けられていないが、高等学校学習指導要領には、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うものとして明確に位置付けられている。高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育である。生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探究し、豊かな自己形成ができるよう、公民科や特別活動のホームルーム活動を中心に各教科・科目、特別活動等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて適切な指導を行うものとしている。その際、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、指導の方針や重点を明確にして、道徳教育の全体計画を作成すること。また、各教科・科目等の年間指導計画に「道徳教育の視点」を盛り込み、それを意識して指導することが大切である。小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、就業体験やボランティア体験などの体験的な活動を重視し、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行う必要がある。

6 特別支援学校における道徳教育

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領には、道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずることとしているが、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の三つの事項に十分配慮する必要がある。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においては、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

6 特別活動

1 学習指導要領の改訂

中央教育審議会答申では、特別活動の重要な役割について以下のように記している。

- ・特別活動に関する指導力は、（中略）本来、小・中・高等学校の全ての教員に求められる最も基本的な専門性の一つである。
- ・小学校の学級活動の内容に（3）を設け、キャリア教育の視点から小・中・高等学校のつながりが明確になるように整理、特別活動をキャリア教育の要と位置付ける。
- ・学級活動・ホームルーム活動について、（中略）特に自治的能力の育成を重視し、課題の発見を含めて児童生徒主体の話し合いを通じて行うことを改めて明確にする。学級活動・ホームルーム活動（1）の充実。
- ・学級活動を通じて学級経営の充実が図られ、学びに向かう集団を形成する。
- ・各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を特別活動の中で実践的な文脈で用いることによって、各教科におけるより「主体的・対話的で深い学び」の実現に寄与する。
- ・教育課程外も含め学級・学校文化の形成等を通じて学校全体の目標の実現につなげていく。

2 小・中学校における特別活動

（1）目 標 ※（ ）内は中学校

①集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、②様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- （1）多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- （2）集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- （3）自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己（人間として）の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

①「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ」（下線部①）について

- 下線部①は、「課題を見だし解決に向けて取り組むという実践的な学習である」「各教科等で学んだことを実際の生活において総合的に活用して実践する」という特別活動の特質に応じた「見方・考え方」である。
- こうした「見方・考え方」を働かせるとは、各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい社会生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけることである。

②特別活動の学習の過程（下線部②）について

- 「様々な集団活動」：学級活動、児童会（生徒会）活動、クラブ活動（小学校のみ）、学校行事である。（以下、『各活動・学校行事』）
- 「自主的、実践的に取り組む」：集団活動の中で、一人一人の児童（生徒）が、実生活における課題の解決に取り組むことを通して学ぶことが、特別活動における「自主的、実践的な学習」である。／学級活動の内容（1）、児童会（生徒会）活動、クラブ活動については、さらに「自発的、自治的な活動」であることを特質としている。
- 「互いのよさを発揮しながら」：これまで「望ましい集団活動を通して」として示した趣旨をより具体的に示したものである。／集団における合意形成や意思決定は、同調圧力に流されることなく、批判的思考力をもち、他者の意見も受け入れつつ自分の考えも主張できるようになることが大切である。
- 「集団や自己の生活上の課題を解決する」：様々な集団活動を通して集団や個人の課題を見い

だし、解決するための方法や内容を話し合っ、合意形成や意思決定をするとともに、それを協働して成し遂げたり強い意志を持って実現したりする児童（生徒）の活動内容や学習過程を示したものである。

③育成を目指す資質・能力について

- 3つの柱に沿って示されている特別活動で育成を目指す資質・能力は、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」という3つの視点を手掛かりに整理されている。

（2）各活動・学校行事の目標

- 特別活動は、各活動・学校行事で構成されており、それぞれが独自の目標と内容をもつ教育活動である。これらは、構成や規模、活動の原理などが異なる集団活動を通して、第1の目標に掲げる特別活動で育成すべき資質・能力を身に付けることを目指して行う。
- 各学校においては、こうした特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて、それぞれの活動の特質を生かした指導計画を作成し、指導の充実を図ることが大切である。

（3）指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

- 他の教科のように「単元」や時間のまとまりがなく、各活動・学校行事が同時並行的に行われるものであるということを踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」が実現するように組み立てること。
- 全教職員が連携して指導に当たるため、全教職員の共通理解と協力体制が確立されるよう、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教職員の協力の下で作成すること。
- 特別活動の全体計画や年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態や児童生徒の発達の段階を考慮し、児童生徒の自主的、実践的な活動が促されるようにすること。
- 内容相互及び各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間などの指導との関連を図ること。
- 教師の適切な指導の下に行われる児童生徒の自発的、自治的な活動の特質とする内容と、教師の指導を中心とした児童生徒の自主的、実践的な活動の特質とする内容を区別して指導すること。
- 児童生徒及び学校の実態並びに道徳教育の重点などを踏まえ、指導内容の重点化と、必要に応じた内容間の関連や統合、他の内容の追加ができること。
- ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図ること。
- 異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動を重視すること。
- 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導すること。
- 「学級活動（3）一人一人のキャリア形成と自己実現」の指導にあたっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童（生徒）が見通しを立てたり振り返ったりするための教材（「キャリア・パスポート」）を活用すること。
（参照）小学校学習指導要領解説（平成29年6月）、中学校学習指導要領解説（平成29年7月）

3 高等学校における特別活動

（1）目 標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- （1）多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

○特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。中学校からの積み重ねや経験を活かしつつ、発達段階を踏まえて発展させていくことが大切である。

○特別活動で育成を目指す資質・能力は以下の三つの視点を踏まえて整理されている。

- ①人間関係形成 集団の中で人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点
- ②社会参画 集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点
- ③自己実現 集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点

(2) 各活動・学校行事の内容

○特別活動は以下の内容をもって構成される

A ホームルーム活動	C 学校行事
(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現	(1) 儀式的行事 (2) 文化的行事 (3) 健康安全・体育的行事 (4) 旅行・集団宿泊の行事 (5) 勤労生産・奉仕の行事
B 生徒会活動	
(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画	

○ホームルーム活動の学習過程において、(1)については集団としての合意形成を、(2)及び(3)については一人一人の意思決定を行うことが示されている。

○総則において特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材（「キャリア・パスポート」）を活用すること。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

○特別活動の全体計画と各活動、学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、次のような点を配慮する必要がある。

- ・学校の創意工夫を生かす。
 - ・ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階及び特質等を考慮する。
 - ・各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図る。
 - ・生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
 - ・家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。
- (参照) 高等学校学習指導要領解説（平成 30 年 7 月）

7

総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

1 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の目標及び内容

総合的な学習の時間・総合的な探究の時間（以下「総合的な学習の時間」という。）は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方（総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方」）を考えていくための資質・能力を育成することを目標としている。総合的な学習の時間に行われる学習では、教科等の枠を超えて探究する価値のある課題について、各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくことが重要である。また、この時間における資質・能力は、探究課題を解決するためのものであり、それを通して、自己の生き方（総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方」）を考えることにつながるものでなければならない。

各学校においては、上記の内容を踏まえ、総合的な学習の時間の目標を定め、その実現を目指さなければならない。この目標は、学校の教育目標との関連性を考慮しつつ、この時間全体を通して、各学校が育てたいと願う児童生徒の姿や育成を目指す資質・能力、学習活動の在り方などを表現したものになる必要がある。

総合的な学習の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容が学習指導要領に明示されていない。各学校は、内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要がある。

各学校は、総合的な学習の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要がある。ここに総合的な学習の時間の大きな特質がある。

2 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の評価

（1）児童生徒の学習状況の評価

各学校において目標や内容を定めることから、その目標や内容に従って評価の観点を定める必要がある。そのうえで、具体的な児童生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが大切である。また、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価することにより、児童生徒自身が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることも肝要である。

（2）評価の方法

総合的な学習の時間における評価として以下の3点について配慮する。

- ①信頼される評価：教員の適切な判断に基づいた評価が必要であり、教員によって著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教員も同じように判断できる評価であること。
- ②多面的な評価：多様な評価方法や複数の評価者による評価を適切に組み合わせること。
- ③学習状況の過程の評価：評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中にも位置付けること。

3 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の学習指導

（1）児童生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと

総合的な学習の時間においては、生徒が自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断するなど、生徒の主体性や興味・関心を十分に生かすことが望まれる。課題設定や解決方法を教師が必要以上に教え過ぎてしまうことによって、生徒が自ら学ぶことを妨げたり、どのような活動をするのかということに目を向け過ぎるあ

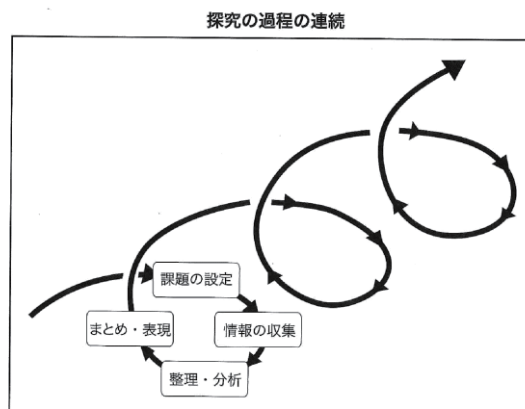
まり、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力が身に付いているかが見えにくくなったりしないように配慮する。

(2) 探究的な学習の指導のポイント

総合的な学習の時間の目標を実現するためのポイントは、①「学習過程を探究的にすること」として探究的な学習の過程のイメージを明らかにしていくことと、②「他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること」として「探究的な活動」の更なる充実に向けた方向性を明らかにしていくことである。

① 学習過程を探究的にすること

探究的な学習とは右図のような一連の学習活動である。解の定まらない複雑で入り組んだ生活や社会の諸問題を追究していく中で、新たな認識を得たり、資質や能力及び態度を身に付けたりしていく。こうした探究の過程を繰り返していくことで、探究的な学習を実現し、児童生徒の学習の質が高まっていく。



【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ

【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする

【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

② 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

次のような場面と児童生徒の姿が想定できる。

○それぞれの児童生徒が得た様々な情報を活用して協働的に学ぶ

○異なる視点から考え、協働的に学ぶ

○力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ

○主体的かつ協働的に学ぶ

協働的に学ぶことにより、多様な考え方をもつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながる。また、探究的な学習として、児童生徒の学習の質を高めることにつながる。

(3) 指導上の留意事項

総合的な学習の時間の取組により、大きな成果を上げている学校がある一方、当初の趣旨・理念に基づいて取り組まれていない状況がある。教科の補充・発展学習や学校行事などと混同された実践が行われている例も見られる。総合的な学習の時間の目標や内容は各学校が適切にこれを定めることから、取組には各学校の独自性が生まれるが、この取組の違いが成果の差になってはならない。総合的な学習の時間の目標を達成し、この時間につけるべき力がすべての児童生徒に保障される必要がある。

総合的な学習の時間の目標を明確化するとともに、児童生徒に育てたい力（身に付けさせたい力）や学習活動の示し方、関連する教科・特別活動との関係の整理といった学習計画について不断に検討する必要がある。

8 学校図書館活用教育

学習指導要領第1章総則においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」とされている。

学校図書館の3つの機能 ①「読書センター」②「学習センター」③「情報センター」

- ① 児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場。
- ② 児童生徒の学習活動を支援、授業の内容を豊かにしてその理解を深める。
- ③ 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成。

各学校においては、以下の点について積極的な取組が望まれる。

1 学校図書館活用の指導計画への位置づけ

- ・全学年を見通して情報活用スキルを指導できるよう、各教科の指導内容や学習活動との関連を明確にした教科横断的な年間指導計画や指導体系表を整備するとともに、全ての授業者が学校図書館を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を目指す。
- ・学校図書館の管理・運営に当たっては、館長である校長のリーダーシップの下、司書教諭や学びのサポーター、学校司書等を中心に全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立に努めるとともに、公共図書館等との連携を図る。
- ・学校図書館が、読書センター、学習センター及び情報センターとしての機能を発揮できるよう、環境を整備するとともに図書・視聴覚資料等の充実に努める。

2 学校図書館を利活用した学習の充実による情報活用能力の育成

- ・学校図書館を利活用した学習においては、教科のねらいに沿った言語活動を設定するとともに、課題設定→情報の取り出し→情報の整理・選択→まとめ→発表という探究学習の一連のプロセスで必要となる情報活用スキル（課題設定の仕方、事典・年鑑・図鑑の使い方、要約の仕方、発表資料のまとめ方、発表の仕方等）を身につけられるようにする。
- ・図書・新聞、Web資料等様々なコンテンツを活用した学習活動を展開することにより、児童生徒が様々な情報を比較したり関連付けたりして自分の考えを持つことができるようにする。また、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを活用して、より多様なメディアを活用した学習活動が行われるようにする。こうした学習活動をより多くの教科等で系統的に繰り返し行うことで、知識や情報の収集・選択・活用などの情報活用能力の育成を図る。

3 計画的な読書活動指導の推進

- ・読書は、児童生徒の生きる力の育成に欠かせない活動であり、生涯にわたる自己啓発の基盤の一つとなるものである。児童生徒の読書実態を把握したうえで、主体的に読書をする態度や読書習慣が定着するよう、家庭や地域社会と連携しながら計画的な読書指導を推進する。
- ・児童生徒の発達の段階に応じて、読み聞かせ、ブックトークなど指導方法を工夫したり、必読図書、推薦図書を示したりするなどして、読書の質の向上と量の確保（1日30分以上読書をする児童生徒割合の増加）を図る。
- ・学習指導要領解説国語編においては、『「読書」とは、本を読むことに加え、新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含む。』とされており、国語科はもとより学校の教育活動全体における読書の指導との密接な連携を図っていく必要がある。

9 主権者教育

1 主権者教育の必要性

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものである。これに基づき学校では、これまでも児童生徒の政治的教養を育む教育が行われてきた。

平成27年の公職選挙法改正（平成28年6月19日施行）により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、学校においては主権者教育を一層推進することが求められている。

その際、政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められている。

2 主権者として求められる資質・能力

主権者教育を通して育成すべき資質・能力とは、国家・社会の形成者、すなわち民主主義の担い手として求められる力である。具体的には以下の4点にまとめられる。

- ①論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

こうした力は、変化の速い社会においても活用できる、汎用性の高い力である。しかし、これらの力は、決して主権者教育でのみ育まれるものではない。教科の学習をはじめとする従来の学校教育で目指されてきた力である。主権者教育という特別な教育を今のカリキュラムに追加するということではなく、主権者教育という視点から学校の全教育課程を見直していくことが必要である。

3 実践的な学習活動

模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうよう留意する必要がある。実践的な活動に取り組む場合には、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に意識しつつ、指導を行っていくことが求められる。実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のようなものが考えられる。

- ①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び
- ②学習したことを活用して解決策を考える学び
- ③他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、下記のような点に配慮して学校として組織的に取り組むことが求められる。

- ①一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、児童生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- ②多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、児童生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
- ③特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童生徒が主体的に考え、判断することを妨げるような留意すること。
- ④教員は自らの言動が児童生徒に与える影響が極めて大きいことから、個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で指導すること。

10 教育の情報化

1 社会の変化と Society5.0

第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された「Society5.0」は、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものである。ICTの進化等により、社会・経済の構造が日々大きく変化する「大変革時代」が到来する中、国内外の課題が増大・複雑化しており、科学技術イノベーション推進の必要性は大きく増してきている。文部科学省は、Society5.0時代を生きる全ての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠との観点から「GIGAスクール構想」を推進しており、令和3年4月から、全国の多くの義務教育段階の学校において、「児童生徒1人1台端末」及び「高速大容量の通信ネットワーク」の下での学びがスタートしている。また、このような大きな変革の時代を生きていく児童生徒にとって、例えば、多くの情報を主体的に選択・活用できる能力や正しく情報社会に参画する態度等の「情報活用能力」の育成が必要とされている。平成29年及び30年告示の学習指導要領では、「情報活用能力」を「言語能力」、「問題発見・解決能力」等と並んで育成すべき“学習の基盤となる資質・能力”として位置付けており、各教科等の特質を生かし教科等横断的な視点から育んでいくべきものであるとしている。

2 教育の情報化

(1) 教育の情報化の3つの側面

「教育の情報化」とは、情報通信技術の「時間的・空間的制約を超える」、「双方向性を有する」、「カスタマイズを容易にする」といった特長を生かして「教育の質の向上を目指す」ものである。具体的には次の3つの側面から構成される。

- ・情報教育：子供たちの情報活用能力の育成
- ・教科指導におけるICT活用：ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等
- ・校務の情報化：教職員がICTを活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等

『教育の情報化に関する手引』（令和元年12月 文部科学省）より

あわせて、これらの教育の情報化の実現を支える基盤として、

- ・教師のICT活用指導力等の向上
- ・学校のICT環境整備
- ・教育情報セキュリティの確保

の3点を実現することが極めて重要であるとされている。

島根県では『しまね教育魅力化ビジョン』（令和2年3月 島根県教育委員会）において、「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」を育成する中で「〔学びの支えを築く〕基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力」の一つとして「情報や情報通信技術（ICT）を学びに生かす力」をあげている。また、「Ⅶ 教育環境の充実」の「1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育」では「子どもたち一人一人が授業でICT機器を効果的に活用することなどを通して、情報活用能力等を育成します。」とあり、さらに「4 世代を超えて共に学び、育つ教育」では「小学校、中学校段階においては、ICT機器を活用した学習やものづくりの楽しさを体験する中で、技術に関する理解を深め、基礎的な技術を適切に活用できる能力を育成します。高等学校段階においては、特に専門高校では、産業界と協働した教育の充実を図り、地域を担う人材育成を推進します。」とある。このような方向性を理解した上で、これらの目的を達成していけるように研修を積んでいかなくてはならない。

教育の情報化全般についての校内研修講師向け資料として『学校における情報セキュリティ及びICT環境整備などに関する研修教材』（平成29年3月 文部科学省）が活用できる。

(2) 特別支援教育における教育の情報化

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その障がいの状態や発達の段階等に応じてコンピュータなどの ICT 機器を活用することで、学習上または生活上の困難を改善・克服の一助とし、指導の効果を高めることができる。

情報化に対応した特別支援教育を考えるにあたっては、個々の児童生徒が、学習を進める上でどこに困難があり、どういった支援を行えばその困難を軽減できるかという視点から考えることが大切である。

3 情報教育：子供たちの情報活用能力の育成

(1) 児童生徒の課題

「生徒の学習到達度調査（PISA）」2018 年 ICT 活用調査によると、学校外での平時のデジタル機器の活用について、「ネット上でチャットをする」日本 87.4%/OECD 平均 67.3%、「1 人用ゲームで遊ぶ」日本 47.7%/OECD 平均 26.7%のように、遊びの道具としての活用については OECD 平均を上回る一方で、「コンピュータを使って宿題をする」日本 3.0%/OECD 平均 22.2%、「学校の勉強のために、インターネット上のサイトを見る」日本 6.0%/OECD 平均 23.0%、「関連資料を見つけるために、授業の後にインターネットを閲覧する」日本 3.7%/OECD 平均 20.1%のように、学習の道具としての ICT 活用に課題が見られた。この PISA 調査を始め、世界的な諸調査が CBT（Computer Based Testing）で実施される中、本来の児童生徒の実力を発揮するうえでも、タイピングをはじめとするコンピュータの基本的な操作スキルや、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力が重要になってきている。

(2) 学習指導要領における情報活用能力の位置付け

平成 29 年に公示された小学校学習指導要領では、情報活用能力について以下のように記述してある。

(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

『小学校学習指導要領』第 1 章総則 第 2 の 2 (1)（平成 29 年文部科学省）より

同様に中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領においても記述されている。

また、平成 28 年 12 月に出された中央教育審議会答申において、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に三つの柱によって捉えていくことが提言され、以下のように整理されている。

○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

(3) 情報活用能力の体系的な整理

学習指導要領解説では、情報活用能力の育成に関して、「これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが

一層期待されるものである。」としている。

また、文部科学省委託事業『次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」』（IE-School）において、情報活用能力を「資質・能力の三つの柱に沿った分類」と「想定される学習内容」を組み合わせた上で、児童生徒の発達段階を5つの段階（ステップ1：小学校低学年、ステップ2：小学校中学年、ステップ3：小学校高学年、ステップ4：中学校修了段階、ステップ5：高等学校修了段階）でイメージした「情報活用能力の体系表例」が目安として示されている。

（4）情報モラル教育

情報モラルについては、平成29年度及び30年度告示の学習指導要領（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の第1章の総則「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」において、「各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられている。また情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」と定義されており、「情報化の影の部分」への対応としてはもちろんのこと、GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末等のICT環境整備状況を踏まえ、情報や情報手段を適切に活用できる能力を育成するために、児童生徒に各学校で情報モラルを指導していくことがますます重要になってきている。

以下に指導していくためのポイントを記述する。

- ・情報モラルの指導は、継続的・体系的に行う必要がある。年に一度の有名講師を招いての講演を聞くことのみでは情報モラルの指導が十分であるとは言い難い。児童生徒と関わる全ての教職員が情報モラルの指導に関わる必要性を理解したうえで、折を見て、継続的に指導の機会を作る必要がある。その際は、文部科学省委託事業『次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」』（IE-School）等も参考に、児童生徒の発達段階に応じた体系的な指導を意識する必要がある。
- ・児童生徒の指導にあたっては、実態把握から始める必要がある。『インターネットトラブル事例集（2021年版）』（2021年総務省）等を活用して、起こりそうなトラブルについての情報を集めたり、実際に児童生徒への事前アンケートを実施したりするのも有効な手立てである。
- ・実は“曖昧なルール”自体がトラブルを招いているケースも多い。「夜遅くには連絡をしない」という“ルール”があったとしても、「夜遅く」の捉えは児童生徒の生活時間によって大きく違うことを理解していなければならない。具体的に児童生徒にとっての「夜遅く」は何時なのか、お互いの捉え方の違いを理解したうえで、守れるルールをどう設定していくのか、そのような話し合いや立場の違い等を理解できるような授業を目指したい。“曖昧なルール”は他にも、「ネットで友達の悪口や嫌なことを書かない」、「ネットやスマートフォンのマナーを守る」、「著作物を大切に使う」、「スマートフォンを使いすぎない」等が挙げられる。
- ・文部科学省が提供している動画教材や映像教材（『情報化社会の新たな問題を考えるための教材』（令和元年度作成 文部科学省委託事業）及び『ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～（小・中学生用、高校生用）』（平成31年2月 文部科学省）等）や、資料等を使用し、各学校における児童生徒の実態に即した指導が必要である。
- ・学校と家庭・地域が連携した研修等の取組を行うことで、情報モラルに関する指導・啓発をより充実させる。文部科学省から提供された『情報モラル教室 話し合っていますか？家庭のルール』（平成28年6月）等が資料として活用できる。
- ・教職員自身がSNS上でも服務義務違反がないようにするためにも、『学校における情報セキュリティ及びICT環境整備等に関する研修教材』（平成29年3月 文部科学省）等の資料を使って研修を行ったり、島根県教育センターの出前講座等も活用したりして意識を高めたい。

（5）プログラミング教育

身近な生活の中では、自動販売機やロボット掃除機など、コンピュータの働きの恩恵を受けているものが多くあり、これらの便利な機械が「魔法の箱」ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにする必要がある。

これまでも中学校技術・家庭科（技術分野）においてプログラムによる計測・制御について取り扱っていたが、平成 29 年及び 30 年の学習指導要領改訂により、次のように小・中・高等学校段階におけるプログラミング教育の充実が図られた。

（小学校）

- ・総則において、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することを新たに明記
- ・算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場면을例示

（中学校）

- ・技術・家庭科（技術分野）において、プログラミングに関する内容を充実（「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ）

（高等学校）

- ・全ての生徒が必ず履修する科目（共通必修科目）「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒が、プログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学ぶ
- ・「情報Ⅱ」（選択科目）では、プログラミング等について更に発展的に学ぶ

『教育の情報化に関する手引』（令和元年 12 月 文部科学省）より

本来プログラミング教育の目的は「プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにすること」である。しかしながらコーディング（プログラミング言語を用いた記述方法）を覚えることが目的であるといった間違った解釈や、ロボットなど高価な機械を購入しないとプログラミング教育ができないとの誤解が広がるなどの混乱もあった。授業において適切なプログラミング教育を行うためにも、引き続き文部科学省から出される『小学校プログラミング教育の手引』（第三版：令和 2 年 2 月 文部科学省）を始めとした確かな情報を確認したい。また、小学校でのプログラミング教育においては、教育課程内で行う A 分類～D 分類の実施について十分理解したうえで、中学校技術・家庭科（技術分野）での学習内容との関連や、学習指導要領に例示されていることから指導のイメージが持ちやすい A 分類の実践から確実にやっていくことが大切である。

（6）著作権

著作権とは、知的財産権の一つで、文化的な創作物を保護するものである。文化的な創作物とは、文芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもののことで、著作物といい、それを創作した人が著作者である。原則として、著作権は、著作者の生存中及び死後 70 年間である。

教育活動においては、情報モラル教育、授業における著作物の利用、学校便り・ホームページ等による情報発信といった場面において、著作物を正しく取り扱わなくてはならない。また、教職員は児童生徒に指導する立場において確かな知識をもって法を遵守する姿が求められる。『改正著作権法 第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）』（令和 2 年 12 月 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）等を参考にし、分からないことがあれば問い合わせ等を行う必要がある。なお『改正著作権法第 35 条運用指針』には以下のような学校等における典型的な利用例が示されている。（一部抜粋）

A）許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

- ・テレビの報道番組を録画し、その一部を授業で視聴する。

B）許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例

- ・授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるように、クラウド・サーバにアップロードする。
- ・教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できるような方式で配信する。

C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

- ・小説の一部を授業の都度、生徒に配布するために紙にコピーした結果、学期末には小説の多くの部分をコピーする。

4 教科指導における ICT 活用 : ICT を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等

(1) 教員の ICT 活用指導力チェックリストについて

文部科学省が『IT 新改革戦略』（平成 18 年 1 月）に基づき『教員の ICT 活用指導力チェックリスト』を策定し、平成 30 年度には昨今の ICT 環境に対応した指標に改訂されている。改訂後のチェックリストは、「A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」、「B 授業に ICT を活用して指導する能力」、「C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力」、「D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の 4 つの大項目から構成されており、基本的な操作技能の必要性や協働学習の要素を反映した内容などが新たに追加されている。これらの項目を意識した教職員研修の受講や自己研鑽を行うことが児童生徒の情報活用能力の育成や学力向上の一助になると考えられる。

また、研修用資料として文部科学省の『教育の情報化に関する手引き―追補版―』（令和 2 年 6 月）には小学校・中学校・高等学校の学校段階の順で教科等ごとに ICT を活用した具体例が豊富に示してある。また、1 人 1 台端末の活用方法に関する優良事例を参照できる文部科学省 WEB サイト「StuDX Style（スタディーエックス スタイル）」が開設、随時更新されている。これらは、文部科学省提供の『各教科等の指導における ICT の効果的な活用について』（令和 2 年 9 月）、『ICT 活用ステップアップ映像集』（平成 27 年 9 月 文部科学省委託事業成果物）と共に活用できるものである。

(2) これからの学校における ICT 環境の整備方針について

平成 29 年 8 月の『学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議最終まとめ』を受け、同年 12 月に文部科学省から通知された『平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針』では、児童生徒が使用する学習者用コンピュータやネットワーク、大型提示装置など新学習指導要領の実施を見据えた ICT 機器に関する整備について示されている。さらに、令和元年 12 月 13 日に閣議決定された令和元年度補正予算案において、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれ、「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に向けて～令和時代のスタンダードとしての 1 人 1 台端末環境～」、いわゆる「GIGA スクール構想」の実現を目指し大きく動き出した。特に義務教育段階において、全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指し、当初予定の令和 5 年度から大幅に前倒した整備が急ピッチで進められ、文部科学省「端末利活用状況等の実態調査（確定値）（令和 3 年 10 月）」によると、令和 3 年 7 月時点で全国自治体のうち 96.2%が整備済みとなっている

(3) 島根県の現状と課題

文部科学省が公表した『令和 2 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）（令和 3 年 3 月現在）〔確定値〕』によると、各設問について“できる”“ややできる”と答えた割合が、島根県は A 項目 84.6%（全国 39 位、前年 40 位）、B 項目 64.6%（全国 43 位、前年 40 位）、C 項目 65.5%（全国 43 位、前年 42 位）、D 項目 74.9%（全国 44 位、前年 44 位）とある。いずれも都道府県別順位では 39～44 位と低調である。数値自体は年々改善されてきている項目がほとんどではあるが、全国比で見た場合、他県の増える割合を下回っている状況にある。また、同調査と同時に行われた「令和 2 年度中に ICT 活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合」は 45.7%（全国 46 位、前年度 37.9%、前々年度 35.0%）である。こちらも数値自体は改善されているが、全国平均（72.4%、前年度 50.1%、前々年度 47.1%）との差は依然として大きい。人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図る必要があることを我々教職員は理解していなければならない。

児童生徒にとって分かりやすい授業になるような、授業改善の視点としての ICT 活用が目指すところである。従来、島根県では地域間・学校間の機器の整備状況格差が大きかったが、「GIGA スクール構想」

の実現に向けた環境整備に伴い、児童生徒が1人1台端末を使う環境が整ってきた。令和3年1月の中央教育審議会答申（『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』）では、「個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの」であり、「これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる」としている。しかし一方で「その活用自体が目的でないことに留意」としている。学校においては、これまで授業の中で培ってきた実践の成果を生かしながらも、ICT環境や先端技術の特性を組み合わせた実践を積み重ねていく姿勢が今以上に求められている。

5 校務の情報化：教職員がICTを活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等

（1）「業務時間の削減」と「教育活動の質の向上」

教員勤務実態調査を経て、平成31年1月に『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）』が中央教育審議会に取りまとめられた。その中でも、勤務時間管理や業務改善・効率化への支援として、統合型校務支援システムの導入の必要性が盛り込まれているとおり、校務の情報化の目的は「効率的な校務処理による業務時間の削減」ならびに「教育活動の質を向上させること」にある。

（2）教育情報セキュリティ

校務の情報化を進めるに当たっては、児童生徒の個人情報の取り扱いに配慮した情報セキュリティの確保が重要である。また、不正アクセス等ネットワークに関するトラブルの防止のため、技術的な対策とともに、コンピュータの運用・管理を適切に行い、さらに、トラブル発生時の速やかな連絡体制等を明示した利用規定等対応マニュアルを整備することが必要である。情報漏洩の原因は、人的要素が大きな割合を占めており、年度初めや夏休み前といった時期が統計的にも多くなっている。個人情報を取り扱う場合には、情報セキュリティポリシーで示された手順に従わなければならない。

情報セキュリティポリシーについては、令和3年5月に文部科学省によって、地方公共団体が設置する学校を対象とした策定や見直しを行う際の参考となるガイドラインが『教育情報セキュリティポリシーガイドライン（令和3年5月版）』として策定されている。

一般的に「情報セキュリティ」とは、情報の「機密性（情報に関して、アクセスを認可されたものだけがこれにアクセスできる状態を確保すること）」「完全性（情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること）」「可用性（情報へのアクセスを認可されたものが、必要時に中断されることなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保すること）」を維持することであり、単に、情報漏洩がなければ良いというものではない。情報セキュリティ対策を考えるには、①どのような情報資産を保有しているのか、②どのような手法で守ればよいのか、という順で考える必要がある。

また、県・各市町村や各学校で作成している情報セキュリティポリシーに則った運用ルールを守り、個人情報の漏洩を防がなければならない。その為には、学校は児童生徒・保護者から機微情報を預かっているという意識を高め、取扱いに万全を期す必要がある。

GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末等の整備をはじめ、情報機器を身近に持つ児童生徒が増え、推測しやすいパスワード利用による“なりすまし”等の事案に巻き込まれる事もあるため、端末の不正利用させないための防止策を検討する必要がある。また、不適切なWEBページの閲覧防止のためのフィルタリング設定や、端末の盗難・破損・紛失時の情報漏洩対策等を行っておく必要もある。また、教職員のクラウドサービス利用においては、効率性やセキュリティ水準の向上等のメリットがある一方で、共有範囲の設定ミス等から生じる情報漏洩も少なからず起きている。個人情報の取り扱いについては、引き続き注意が必要である。

このように、教職員だけでなく、児童生徒においても学校外での利用機会が増加することにより、盗難や紛失など情報セキュリティインシデント発生件数の増加が危惧される。情報セキュリティインシデントが発生した場合の報告や対応について、学校設置者をはじめとしてマニュアル等を作成の上で対象者に周知徹底する必要がある。

11 ものづくり活動

1 小・中学校におけるものづくり活動の推進

小・中学校学習指導要領では、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むと共に、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。

このような能力を育成するため、各教科等の指導に当たっては、ものづくりなどの体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視することとしている。

ものづくり活動の実施においては、その楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組むことが重要である。また、伝統的な技術や先端的な技術についても触れることにより、より広い視野から子どもの興味・関心を高めることが大切である。

小学校学習指導要領では、「理科」において、各学年でものづくりをする活動を通して、物質やエネルギーなどの性質や働きについての見方や考え方を養っている。また、「図画工作」において、表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養っている。「総合的な学習の時間」においても、ものづくりや生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。

中学校学習指導要領では、「理科」において、各内容の特質に応じて扱い、原理や法則の理解を深めるようにしている。また、「美術」において、感じ取ったことや考えたことなどを基に絵や彫刻などに表現することにより、美術の創作活動の喜びを味わい、感性を豊かにし、豊かな情操を養うようにしている。

「技術・家庭」においては、ものづくりなどに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活と技術との関わりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるようにしている。

これらの活動を通して、ものづくりの楽しさや喜びを感じられるようにすることが大切である。

2 高等学校におけるものづくり教育の推進

高等学校でも、各学校において、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。また、地域や学校の実態等に応じ、就業等に関わる体験的な学習の指導を適切に行うことで、望ましい勤労観、職業観を育成することとしている。

高等学校学習指導要領では、「総合的な探究の時間」において、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。また、各学校で行われているインターンシップは、地域産業への理解を深めると共に、ものづくりの事業所を含む産業現場等で実際に用いられている知識や技術・技能を学ぶ貴重な機会となっている。

専門高校においては、技術の高度化に対応し、より専門的な知識や技能を持つ将来のものづくり産業を担う人材を育成するため、各分野の先端技術に対応した内容を扱うなど、時代の変化に対応したものづくりに関する指導を行っている。また、産業界や高等教育機関との連携のもと、高度な専門性を有する外部人材の活用によるものづくり教育や、職業資格に関連した実習を行っている。

これらの活動を通して、創造することの喜びを体得させると共に、生徒が将来のものづくり産業を担うために必要な実践力を身に付けられるようにすることが大切である。

1 2 持続可能な開発のための教育（ESD）・持続可能な開発目標（SDGs）

1 持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）とは

今、世界には環境、貧困、人権、開発といった様々な地球規模の問題がある。これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動である。

ESDの実施には特に次の2つの観点が必要である。

- 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと



環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要である。

2 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

2015年9月にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳の参加のもと「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。この中で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として掲げられた目標が、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」である。2030年を期限に「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組む。

○SDGsの特徴

- ・普遍性・・・先進国を含め、全ての国が行動
- ・包摂性・・・人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- ・参画型・・・すべてのステークホルダーが役割を
- ・総合性・・・社会・経済・環境に総合的に取り組む
- ・透明性・・・定期的にフォローアップ



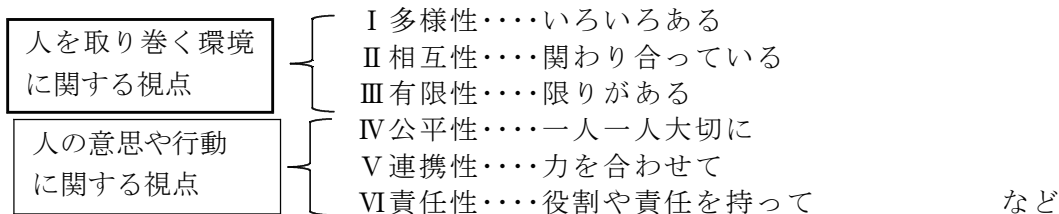
外務省HPより

3 学校における取組（国立教育政策研究所の提案から）

< E S D の視点に立った学習指導の目標 >

持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだし、それらを解決するために必要な能力や態度を身につける。

(1) 課題を見いだすための視点（持続可能な社会づくりの構成概念(例)）



(2) 身につけたい力（E S D の視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)）

- ①批判的に考える力
合理的・客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力
- ②未来像を予測して計画を立てる力
過去や現在に基づき、あるべき未来像（ビジョン）を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力
- ③多面的、総合的に考える力
人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり（システム）を理解し、それらを多面的、総合的に考える力
- ④コミュニケーションを行う力
自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーションを行う力
- ⑤他者と協力する態度
他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする力
- ⑥つながりを尊重する態度
人・もの・こと・社会・自然などと自分とのつながり・かかわりに関心を持ち、それらを尊重し大切にしようとする態度
- ⑦進んで参加する態度
集団や社会における自分の発言や行動に責任を持ち、自分の役割を理解するとともに、ものごとに主体的に参加しようとする態度 など

(3) 指導を進める上での留意事項（E S D の視点に立った学習指導を進める上での留意事項(例)）

- A 教材のつながり（学習課題や学習内容などを内容的・空間的・時間的につなげること）
- B 人のつながり
（学習者同士、学習者和其他の立場・世代の人々、学習者と地域・社会などをつなげること）
- C 能力・態度のつながり
（身につけた能力・態度を具体的な行動に移し、実践につなげること）



具体的な課題の発見・探究・解決の過程で、児童生徒自ら持続可能な社会づくりに関する価値観を身につけ、自らの意思を決定し、行動を変革していくことができるように配慮することが大切である。

4 ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であり、ユネスコが認定する学校である。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをE S Dの推進拠点と位置付けている。

13 国際理解教育

1 国際理解教育の充実

(1) コミュニケーション能力の向上

社会のグローバル化は今後一層進展し、子供たちは将来、様々な国の人々と日常的に関わり合いながら生活していくことになる。社会の複雑化、国際化に伴い、個人の価値観や思考様式は多様化し、異なる考え方を持つ人々とコミュニケーションを図り、お互いを尊重しながら生活していくことが求められる。

異なる文化や言語を持つ世界の人々と「共生」できる大人に成長するよう、相手の立場を尊重しつつ、自分の思いや考えを表現できる基礎的なコミュニケーション能力を、各教科等を通して計画的に指導することが大切である。

(2) 自国の歴史、地域の文化の尊重

異なる文化を理解・尊重するためには、まず自分が住む地域の文化や、日本の歴史等についての認識を深め、自国の文化を尊ぶ態度を育むことが重要になる。そのため、ふるさとの人や自然・歴史的遺産、受け継がれた伝統行事を大切にしたい教育活動を推進する必要がある。社会科や総合的な学習の時間等での自国や郷土に関する主体的な学習を充実させ、児童生徒が自国の歴史や文化に誇りを持ち、それらについて発信しようとする意欲を育てることが大切である。

(3) 人権意識の高揚

島根県においても外国籍の児童生徒や外国につながる児童生徒の数は増加の傾向にある。様々な文化背景を持つ人々が共生するためには、異なる文化・歴史をお互いが理解し、尊重し合うことが大切である。外国籍の児童生徒等は、生活様式や習慣、宗教などの違いから、日本の常識では考えられないような発言や行動をすることもあるかもしれないが、日本の常識を一方的に押し付けることなく、その児童生徒が持つ文化等を尊重しながら、すべての児童生徒が共に生活していけるよう指導していく必要がある。国籍や文化・習慣が異なる児童生徒が共に学校生活を送るためには、学校の教職員が高い人権意識を持ち、これらのことを十分に理解したうえで指導していくことが求められる。

(4) 地球規模の課題への対応

環境保全や限りある資源の活用などの環境問題や消費者問題をはじめとして、その対応を誤ると人類の存在自体を危うくすると考えられる国際的な課題が増加している。広い視野を持ち、世界で起きていることと、自分たちが生活する地域で起きていることとを結びつけ、自分たちが今取り組めることを考えて行動に移すことができる児童生徒の育成が求められている。地球に住む世界市民の一人として、世界の人々と「共生」していくという視点で、自らの生活スタイルを見直したり、世界のために何ができるかを考えたりすること等を、教科等を通して指導していくことが大切である。

(5) 交流の推進

グローバル化社会で生きていく児童生徒にとって、国際的な課題等への興味関心を高めるためにも、様々な国の人々と交流し、多様な価値観に触れることが大切である。授業の中で地域に住む外国人やALT、国際交流員等を活用し、児童生徒が様々な人々と交流する場を設けることは、国際理解を推進するうえで大変有効である。また、自校に外国籍の児童生徒等が在籍する場合には、該当児童生徒の了解を得たうえで、授業等でその児童生徒の国の文化・歴史等に触れたり、生活習慣や食生活等の体験活動を行ったりするなどし、多文化共生の学校・学級経営を推進していくことが求められている。

2 国際化に対応するための言語能力の育成

(1) 求められる言語能力

価値観が一層多様化し、情報が氾濫する現代社会においては、自分の考えを適切にまとめて相手に応じて表現するコミュニケーションに関わる言語能力が不可欠である。この能力は

日本語や英語といった言語の種類に関わらず身に付けるべき能力だが、初等教育においては、特に母語である日本語での言語能力の育成が重要である。そして、今後ますます進展するグローバル化社会においては、異文化を背景とする人々と日常的にやり取りするための言語能力も求められ、英語などの外国語を用いたコミュニケーション能力の育成も重要になる。

異なる文化を持つ人々とのコミュニケーションにおいては、特に次の3点について、留意が必要である。

- ① 相手の文化背景を考慮して、表現や理解を柔軟に行うこと。
- ② 自分の考えを適切な言葉で表現すること。
- ③ 的確かつ論理的に伝達すること。

これらのことを踏まえ、自分の伝えたいことだけを主張したり、すべてを相手に合わせてしまったりすることなく、お互いに理解し合うよう努め、相手のことを理解するための質問や自分のことを分かってもらうための説明の言葉などを適切に織り交ぜながら、誤解が生じないようにやり取りを進めていく姿勢が求められる。

(2) 国際化に対応するための言語教育の在り方

こうした言語能力を育成するためには、自分の考えや思いを言葉にして表現し伝達することが大切であるという基本的な認識を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を高め、表現したり話し合ったりするための技能を身に付ける必要がある。これらの指導は国語や外国語の授業のみならず、各教科等の指導や学校生活全体の活動を通して行われるべきものである。

日本人としての主体性と異文化への柔軟な理解力、対応力を身に付け、確かな表現・理解を行う基本的な能力と、相手に応じて柔軟に対応できる応用的な能力を備えた日本人を育成することが望まれる。

(3) 外国語教育の改善及び充実

グローバル化が急速に進展する中で、児童生徒たちは将来、世界と何らかの形で関係を持ちながら生活していくことが想定される。そうした生活においては、外国語によるコミュニケーション能力はこれまで以上に重要になり、グローバル化社会を生き抜くうえで不可欠な能力となることが考えられる。

中学校・高等学校におけるこれまでの外国語教育では、単語や文構造の理解、訳読や和文英訳といった知識・理解を中心とした指導が行われることが多かった。しかし、グローバル化社会において、様々な国の人々と共生していくためのコミュニケーション能力を育成するため、外国語教育は大きな変革が求められている。将来、子供たちが外国語でコミュニケーションを図ることができるよう、外国語の知識だけではなく、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせることが大切である。そのため、次の点に留意し、指導の改善及び充実を図ることが重要である。

- ① 生徒に身に付けさせたい英語力を具体的に示し、そのゴールに向けた効果的な授業を展開すること。
- ② 各学年で領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」）ごとの目標を適切に定め、その目標の実現を図ること。
- ③ 言語材料については、コミュニケーションを支えるものととらえ、機械的な反復練習やパターン練習等にとどまらず、互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を通して定着を図ること。
- ④ 「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動を適切に行うことや「やり取り」・「即興性」を意識した言語活動を十分に行うこと。
- ⑤ 聞いたり読んだりした内容について、自分の意見や感想を話したり書いたりするなど、領域統合型の言語活動を行うこと。
- ⑥ 言語活動に必然性を持たせ、生徒が活動したくなるような使用場面を設定すること。
- ⑦ 授業は英語で行うことを基本とすること。

(4) 外国語教育担当教員の研修及び自己研鑽

上記（3）で述べたように、外国語教育において大きな変革が求められる今、外国語教育担当教員にはこれまで以上に積極的に研修等に参加すること、自己研鑽することが求められる。

3 小学校外国語教育の早期化と教科化

(1) 小学校外国語教育で求められていること

小学校中学年から外国語活動を導入し、「聞くこと」、「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めたうえで、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校へのスムーズな接続を図ることが求められている。

コミュニケーションを行う目的や場面、状況を明確に設定し、児童が互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を単元を通して繰り返し行い、コミュニケーション能力の育成を図る。

(2) 校区中学校及び近隣の他の小学校との連携

小学校の指導を中学校につなげ、小学校で培ったコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を中学校外国語科で生かすため、校区中学校と指導内容や指導方法について情報交換し連携を深めることが大事である。また、同じ中学校区の他の小学校とも情報交換を行い、学校間の指導に隔たりが生じないように配慮する。小中合同で研修会や授業研究会を行ったり、児童生徒交流を行ったりすることも有効である。

4 竹島に関する学習

次頁からの「14 竹島に関する学習」を参考に各校で竹島に関する学習を積極的に推進していくことが大切である。

14 竹島に関する学習

1 竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである

竹島では江戸時代（17世紀）、幕府の許可を得て漁猟が行われていたが、1905（明治38）年に島根県に編入されて以降は島根県の許可制となった。この島根県への編入以前に竹島が他国によって領有された事実はない。1951（昭和26）年に結ばれたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域に竹島は含まれず、竹島が日本の領土であることが国際法上も確認された。

しかし、1952（昭和27）年、韓国は李承晩^{りしやうばん}大統領が公海上に一方的に線を引き（李承晩ライン）、その内側に竹島を取り込んだ。その後、韓国は海洋警察隊を置くなどして不法占拠を続けており、日本人が自由に竹島やその周辺に行ったり、漁業をしたりすること等ができない状況が続いている。竹島問題は日本の主権が侵害されている重大な問題であり、一刻も早く解決しなければならない問題である。

島根県議会は、竹島が隠岐島司の所管となったことを告示した1905（明治38）年2月22日から100年目にあたる2005（平成17）年、竹島の領土権の早期確立を目指し、2月22日を「竹島の日」と定める条例を可決した。

日本政府は、韓国に1954（昭和29）年、1962（昭和37）年及び2012（平成24）年、竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案したが、韓国はこれを拒否した。また、日本政府は1965（昭和40）年の日韓漁業協定による李承晩ライン消滅後も不法占拠を続けている韓国に対して累次にわたり抗議を行っている。

なお、韓国が不法占拠を続ける竹島に対して行う構造物の建設等のいかなる措置も、それによって韓国に領土権が生じるものではない。

2 学習指導要領及び学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に関する学習の一層の充実を図る必要がある

2017（平成29）年、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂され、小・中学校において、竹島が我が国の固有の領土であることが初めて記述された。また、2018（平成30）年3月、高等学校学習指導要領が改訂され、竹島が我が国の固有の領土であること、領土の画定などを取り扱う際に竹島の編入についても触れること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していること等を扱うよう明記された。学習指導要領は学校教育法の委任により文部科学大臣が定める学校の教育課程の基準とされ、法規命令の性格をもつ。これにより、今後、全国の学校において竹島を含め、領土に関する学習がさらに推進されていくことになる。

島根県内では、2005（平成17）年に「竹島の日を定める条例」が公布される前から、身近な問題として学校教育において竹島が扱われてきた。2009（平成21）年度以降はすべての小・中・高・特別支援学校において竹島に関する学習が行われている。

島根県教育委員会は児童生徒の発達の段階及び小・中・高等学校の連続性等に配慮し、学習に適した教材や機会（※）を活用した竹島に関する学習の一層の充実を図り、竹島問題の解決に繋げることをしている。国際化が進みグローバルな視野をもった人材がより一層求められている今日、国際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを言えるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し韓国との真の友好関係を実現できるよう、学校教育において竹島問題を積極的に扱う必要がある。

3 竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか

島根県教育委員会は、「竹島に関する学習を通して目指す子どもたちの姿」と「子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等」を明らかにし、小・中・高等学校の発達の段階に応じた竹島に関する学習を推進している。

【竹島に関する学習を通して目指す、子どもたちの姿】

- 竹島が我が国の固有の領土であることを知っている。
- 竹島問題の解決を図ろうとする意欲をもっている。
- 竹島問題を解決するための自分なりの考えをもっている。

【子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等】

- 竹島の概略。
- 歴史的事実に照らして我が国の固有の領土であること。
- 国際法上我が国の固有の領土であること。
- 現在、我が国の主権が侵害されていること。
- 我が国や島根県が平和的な解決に向けて取り組んでいること。

4 指導者に求められること

日本と韓国の真の友好関係を築くため、竹島問題の平和的な解決が必要であるとの認識をもち、竹島に関する学習を積極的に推進しようとする姿勢が求められる。

＜竹島問題について正しく理解すること＞

我が国の固有の領土である竹島が韓国により不法に占拠されていることを、資料・史料に基づいて理解したうえで、韓国による不法占拠は、日本国民が日本の領土である竹島やその周辺海域に自由に行けない、周辺の漁業資源等の利用ができないという経済的なデメリットが生じているだけでなく、国家の主権が侵害されている重大な問題であるとの認識をもって、我が国が正当に主張している立場に基づき指導する必要がある。また、領土に関する問題の授業化に当たっては、ねらいを問題の解決に繋がるものとする必要があり、問題の棚上げ（先送り）や島の共同管理・放棄等では問題の解決に繋がらないことを踏まえて指導する必要がある。

＜竹島に関する学習の機会を充実させること＞

「子どもたちには難しい内容ではないか。」「対立を煽ることになるのではないか。」といった指導者の判断を理由に、竹島に関する学習の推進に消極的になることがあってはならない。国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成するため、子どもたちの発達の段階に応じた竹島に関する学習の機会を確保することが必要である。

＜子どもたちの領土問題を解決しようとする意欲を高めること＞

領土問題は、知識・理解の習得にとどまらず、領土問題の解決を図ろうとする意欲の涵養に繋がる実践を行うことが必要である。

例えば、戦前から漁猟を行っていた竹島に近付くことさえできなくなった隠岐島の漁民たちの姿や、ソ連の侵攻によりふるさとである北方領土を奪われた元島民の姿を知ること、子どもたちは領土問題を自分たちが解決しなければならない重大な問題として捉えることができるようになって考えられる。

＜その他＞

教育活動全体を通して、子どもたちにコミュニケーション能力や人権感覚を身に付けさせるよう指導していくことも大切である。

なお、領土問題の解決と日韓の交流の促進は並行して行うべきものである。そのため、日韓の交流の歴史等について学ばせることも重要である。

また、韓国の教育の現状を知ることは、韓国側の竹島に関する言動の背景を理解することに有効である。

※ 学習に適した教材や機会の例

- ・ 竹島学習副教材DVD（平成21年）
- ・ 竹島学習リーフレット～竹島 日本の領土であることを学ぶ～（平成24年）令和4年改訂
- ・ 高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について（平成24年）
- ・ ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」（平成24年）
- ・ 領土に関する教育ハンドブック（平成27年）
- ・ 「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールへの参加 等

1 ふるさと教育の目的

島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、ふるさと島根を学びの原点にもち、島根の未来を創る人を育てていく必要がある。

そこで、地域においては、大人がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。さらには、子どもたちの成長を軸に、学校と連携・協働して学び合うことにより、地域を支える担い手の一人であることを住民自身が実感し、地域貢献意欲や地域を愛する気持ちを地域づくりに生かしていく。

子どもたちには、学校や地域において、地域の教育資源を活かした各教科等の学習や、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験、地域課題解決型学習等を通じて、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために求められる資質・能力を育む。

また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・家庭・地域をはじめ、教育に関わる全ての人が相互理解の上に緊密に連携し、一体となって取り組む。

2 ふるさと教育の定義

地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動

3 ふるさと教育を支える学校・家庭・地域との連携・協働

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い様々な問題、課題が生じてきている。これらを解決し、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分に自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育むために連携、協力していくことが必要である。

さらに、学校と地域の関係性について、「これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりで教育の実現を図る必要。」¹と指摘されている。地域は学校の手伝いや支援者ではなく、育てていきたい子どもの姿を共有し、対等なパートナーとして子どもを育てていくものと考えられている。

具体的な施策として、現在島根県では、「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」により、学校・家庭・地域をつなぐ「コーディネーター」を学校や公民館等に配置し、子どもを核にして、幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域総掛かりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を行う環境づくりを進めている。ふるさと教育を進める際は、これらの事業とも連携を図りつつ、進めていく必要がある。併せて、定着したふるさと教育ではあるが、PDCAサイクルを通じて、ねらいを明確にし、効果的な実践が行われることも、今後重要であると考えられる。

4 主な取組

(1) 学 校

子どもたちに地域社会の一員として、ふるさとへの「愛着や誇り、貢献意欲」を醸成するとともに、「確かな学力」や「実行力」の育成を目指し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動を実施する。

○学校の取組推進に係る視点例

ア 総合的な学習の時間

- ・地域資源から課題を設定
- ・主体的に地域と関わりながら情報を収集・整理・分析し、探究の過程を踏まえた課題解決型学習への取組

イ 各教科・外国語活動

- ・単元の導入時に地域の教育資源を活用した意欲付け
- ・単元の終末時に学びを社会につなげ広げる題材として活用

ウ 特別活動・道徳科

- ・学級や学校をより良くする学習を社会参画に結びつける
- ・道徳科において郷土愛について考える学習に地域の教育資源を活用

○ふるさと教育の発展的な取組の推進

小・中学校で取り組んでいる、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を、就学前から高等学校までの一貫性のある取組に発展させ、発達の段階に応じたふるさと教育の充実を図る。

- ・ふるさと教育に関する全体計画等の作成
- ・ふるさと教育の推進に関する各校種間の連携と情報共有
- ・就学前から高等学校までの一貫性のあるふるさと教育の充実
- ・各校種間や学校・家庭・地域をつなげるツールとして「キャリア・パスポート」を効果的に活用

○学びの質を高める指導の充実

ふるさと教育が学習の深まりを意識した取組となるような指導の充実を図る。

- ・「確かな学力」の育成を意識したふるさと教育の指導の充実
- ・地域・島根と我が国と世界の関連性を意識させ、ふるさとを原点に幅広い視野でものごとを捉える指導の充実
- ・ふるさと教育のねらいと活用方法に関する教職員間での意識の共有

(2) 地 域（学校におけるふるさと教育の充実に資する取組等）

○地域における体験活動の充実

各地域には教育資源（ひと・もの・こと）が豊富にある。それらに対して、子どもたちが放課後等の時間に改めて出会うことのできる活動や、学校で学んだふるさと教育の内容をさらに深め、様々な世代とつながりながら主体的に活動する仕組みづくりを進める。

また、青少年教育施設等が青少年を対象とした体験プログラムの開発・普及に取り組んでおり、学校や公民館等においては、青少年教育施設等と連携することで、体験活動をより計画的で効果のある取組にすることができる。

地域における体験活動は、直接自然や人、社会等と関わる活動を行うことによ

り、五感を通じて様々なことを感じ、考える力を育てるとともに、異年齢の子どもたちや大人との交流を通して、良好な人間関係を構築する力を育むものである。また、これらの体験活動は、地域の教育資源を通して、ふるさとへの愛着や誇りを育むことに資するものである。

○担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実

各地域における課題を子どもと大人が一緒になって考え解決していこうとする取組は、子どもたちが地域の一員であり、将来の担い手であるという意識を高めることにつながる。また、これらの活動を通して、公民館等の社会教育施設を中心に、地域総掛かりで子どもたちを育てるといった、地域の大人の意識の醸成につながる取組を進めている。

○学校と地域の連携・協働体制の充実

学校・家庭・地域をつなぐ「コーディネーター」を学校や公民館等に配置し、学校のニーズを踏まえて地域の支援者と学校をつなぐことで子どもたちの学びを支援している。地域住民や児童生徒の保護者、学生、企業等「学校支援ボランティア」が、学校からの協力依頼に応じて学習支援、部活動支援、環境整備、登下校安全支援等の学校の支援活動に取り組んでいる。そうした活動を通して地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図ることもねらっている。

○企業等と連携したふるさと教育

学校が企業等と連携した「ふるさと教育」を実施する際に活用できる、連携可能な企業等一覧を県ホームページ上に掲載している。現在、約 310 の企業・団体が登録しており、「文化・伝統・芸術」や「自然・環境」など様々な分野における出前授業をはじめ、職場体験、作業見学などの受け入れ等にも協力いただいている。

○地域の大人に対してのふるさと教育

地域においては、全ての住民が、ふるさとの現状や地域の魅力、歴史などを学び直し、再発見することで、ふるさとに対する認識を深め、新たな魅力や普遍的な価値に気づき、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていく必要がある。また、ふるさとへの愛着や誇りを子どもたちに伝えていくことは、地域を支える次世代の育成につながる。このように地域の大人や子どもがふるさとについて学ぶ機会を公民館等が中心となって実施している。

¹ 平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

16 「しまねのふるまい」

「しまねのふるまい」とは、礼儀、作法、あいさつ、ルール、マナー、生活行動、生活動作、思いやりなどの総称をいう。

「ふるまいは しまねの宝!」をスローガンに、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で「ふるまい」の定着をめざしている。

1 「ふるまい」定着のめざすところ

子どもたちが「ふるまい」を身に付けるということは、将来の社会人としての基礎を身に付けていくことにつながる。

基本的な生活習慣がしっかりと身に付いている、友だちと良好な人間関係を築いている、思いやりの心をもって人と接している、ルールを守って行動できる等、安定した人間関係や落ち着いた教育環境が、子どもたちの豊かな心をはぐくんだり、子どもたちに確かな学力を身に付けさせたりすることに必要である。

また、この取組を地域ぐるみ、社会全体で取り組むことは、誰もが安心して住める魅力ある地域づくりにつながっていく。

2 具体的な取組

これまで、学校では「ふるまい定着」の視点を入れた取組を充実させ、家庭では親学プログラム等を活用して生活習慣の改善をめざし、地域においては公民館等社会教育施設が核となり、地域を巻き込んだ挨拶運動等を展開してきた。その結果、「ふるまい」の周知が進み、学校や地域の実態に応じた活動が展開されている。

① 乳幼児期を中心とした（小学校低学年を含む）「ふるまい」定着の推進

子どもたちたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を、乳幼児期を中心とした（小学校低学年を含む）子どもやその保護者に特化して図っていく。

- 乳幼児期を中心とした（小学校低学年を含む）「ふるまい」定着の取組の推進
- ふるまい推進員の派遣による啓発の推進
- ふるまい推進資料（5歳児用、及び小1用）を活用した学習活動の推進
- 「大切にしたい しまねのふるまい」ポスターを活用した取組の推進

② 県全体での「ふるまい」の推進

「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図る。

- 啓発資料やふるまいポスター配付やその活用による啓発の推進
- 「親学プログラム」や公民館等社会教育施設の「ふるまい」定着に向けた取組の推進

3 学校教育活動における「ふるまい」定着の推進

地域、児童生徒の実態にあわせ、日々の学校教育活動において「ふるまい」の定着を推進することが大切である。また、ふるまい推進資料（小1用）や「大切にしたい しまねのふるまい」ポスター等を活用し、月ごと、学期ごと、年度ごとに「ふるまい定着」に向けた取組を振り返り、更なる実践に結びつけていくことも大切である。



【ふるまい推進資料（小1用）】



【「大切にしたい しまねのふるまい」ポスター】

各校の目標
を追加

17 へき地教育・複式教育

1 島根県の現状など

近年、少子化が進み、中山間地が多い本県では、へき地学校や複式学級を有する学校が多く存在している。全国的に見ても、へき地学校や複式学級を有する小学校の割合が比較的高い状況にある。（下表参照）

県全体・各教育事務所管内におけるへき地学校・複式学級を有する学校の割合

（令和3年4月1日現在）

	校 種	松江管内	出雲管内	浜田管内	益田管内	隠岐管内	県全体
へき地学校 ※「人へき」を含めない	小 学 校	10%	19%	36%	38%	100%	28%
	中 学 校	0%	19%	44%	29%	100%	29%
複式学級を有する学校	小学校のみ	18%	32%	34%	58%	36%	32%

2 へき地教育・複式教育を推進するにあたって

このような現状から、本県の学校教育を推進していくうえで、へき地教育・複式教育は非常に重要な課題であり、その充実が求められている。特に、へき地教育・複式教育に向き合う教員の姿勢や資質が、教育の質を高めていくために大切である。

県教育委員会では、複式教育推進指定校事業において、毎年県内の小学校3校を研究校に指定し、複式学級における学年別指導の実践研究を行っている。また、複式教育担当指導主事による複式教育に係る先進地視察を通して、複式学級における指導方法等について情報を収集し情報発信をしながら、複式教育の充実を図っている。

3 へき地教育・複式教育のとらえ

へき地学校や複式学級に対しては、「人間関係が限られ、固定化しやすい」「少人数のため学習が停滞しがちである」といったことが短所として強調されやすい。しかし、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導や機動力のある活動を充実したり、異学年で構成された学級等で人間性や社会性を豊かに育んだりすることができる。特に複式教育の学習指導法の特徴である「学年別指導（わたり）」を通して、児童に主体的な学び合いの場を経験させることができる。これらの教育活動を日常的に展開できることが複式教育のよさである。

また、へき地学校においては、豊かな自然、歴史・文化、子どもを社会の宝として育ていこうとする地域の人々など、教育資源が豊富である。そして、これらが息づいているからこそできる教育がへき地教育のよさである。

このように、教職員誰もがへき地学校や複式学級の特性をよく理解し、日々の教育実践に積極的に生かしていくことが大切である。

4 へき地教育・複式教育における留意点

へき地学校・複式学級を有する学校における教育課程編成等について、留意す

べき点としては次のようなことがあげられる。

- (1) へき地は、豊かな自然環境に恵まれ、伝統的行事や文化等が受け継がれている。地域や学校の実態を把握したうえで教育課程を編成する。
- (2) 少人数のよさに目を向け、一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、個に応じた指導を可能な限り実施する。
- (3) 複式学級においては、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらない教育課程を編成することができる。同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）、異単元異内容指導（学年別指導）等それぞれの特質や学級編制の変動について配慮し、学校の実態に則した教育課程を編成する必要がある。特に、同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）では教科等の系統性を踏まえること、異単元異内容指導（学年別指導）等では間接指導の時間が児童の主体的な学び合いの場となるよう配慮することが必要である。また、複式学級を有する学校であっても、単式学級においては、当該学年の内容のみにより教育課程を編成しなければならない。
- (4) 学級の枠をはずした合同学習、近隣校との集合学習、大規模校との交流学習等の集団形態について工夫する。
- (5) 地域の専門的知識や技能をもつ方に学習指導等について協力を得るなど、地域の教育力を十分に生かすために、学校と地域との連携を推進する。
- (6) 地域の自然、歴史・文化、伝統を活かした教育を展開し、児童生徒に、ふるさとを愛する心やふるさに貢献したいと願う意欲を育む。
- (7) 1日の生活時程や週当たりの授業時間表を作成する場合には、児童生徒の通学距離や交通条件、あるいは季節等についても配慮し、例えば、1年間を前期と後期に分け、生活時程や週の授業時間の配当を変える等の工夫も必要である。
- (8) 地域内の学校が相互に研究会をもったり、資料・情報の交換を積極的に行ったりすることは、適切な教育課程を編成するうえで有効である。
- (9) 複式学級の転出入については、当該児童の学習に支障が生じないよう適切に対応する。
（転入）履修の状況を把握し、未習事項は補充学習等で定着を図る。
（転出）履修の状況について、転出先の学校に連絡する。
- (10) 卒業後の進学先や就職先において、人間関係や環境の変化等に適応できるよう、様々な経験を積んだり、自尊感情を高めたりできるように配慮する。

第5章

基盤となる指導

1 人権教育

1 島根がめざす人権教育

本県では、2015(平成 27) 年に「人権教育指導資料 第 2 集 しまねがめざす人権教育(学校教育編)」を発行し、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」という理念を人権教育の柱に据え、学校教育における人権教育の在り方を明らかにするとともに、その充実を図っている。「進路保障」とは、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうという理念である。

2020 年(令和 2 年)に策定した「しまね教育魅力化ビジョン」における「育成したい人間像」では、「自然や文化を愛し、自他を共に大切にできる優しく強い人」が挙げられ、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」に記されている人権教育の目標「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に通じる人間像が示されている。また、「人とのかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」として「多様な人との合意形成を図り、物事を進めていく力」や「相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力」の育成を目指すことも、人権教育において身に付けさせたい資質・能力と関連が深い。

本県では「進路保障」を柱とした人権教育の推進により、一人一人の人権が保障される学校づくりを目指し、貧困、同和問題、障がいのある人や外国人への差別等、様々な人権課題の解決に向けて主体的に行動できる子どもを育成している。

2 「進路保障」の取組

「進路保障」の理念に基づいた取組は、教育活動のあらゆる場面で行われるものである。大切なことは、教職員が、一人一人の子どもと関わっていくなかで、子どもの思いや願い、生活環境や人間関係などの背景に目を向ける姿勢を持つことである。気になる子どもの様子に対して、なぜこの子どもはこのような行動を取るのかということを理解しようとする関わりから、その背景に「いじめ」や「虐待」があったり、「障がいがあること」や「本人・保護者等が外国にルーツがあること」、「性的指向・性自認に係わる悩みがあること」「経済的な困窮」などによって何らかの困難を抱えていたりすることが把握される場合がある。

学校は、子どもの実態から見えてきた課題を明らかにし、子どもが安心して学べることを保障したうえで、将来を切り拓いていく力を育むための教育活動や支援を行う必要がある。子どもの支援の際、子ども自身の責任ではない事柄によって学ぶ権利や自己実現が阻まれている場合は、その要因と向き合い課題解決の取組を行わなければならない。学校のみでは解決が困難な課題(保護者等の支援も必要な場合)もあるため、教育委員会のみならず福祉の担当者や専門家との連携も進めておくことが大切である。このようにして「今の学び」を保障した上で、「これから生きる力」として子ども自身が困難な状況を前にしたときに、自分で乗り越えていったり、仲間と助け合って困難を克服したりする力を身に付ける取組を行うことも必要である。

3 人権教育の進め方

一人一人の子どもの「進路保障」を進めるために、次の 3 つの視点から人権教育をとら

え、自校の教育活動全体を通じて推進していくことが大切である。

（１）人権としての教育（子どもたち一人一人の学びの保障）

人権としての教育とは、子どもたち一人一人の学びを保障し、安心して学校生活を送ることができるようにすることである。

例えば、不登校の子どもや学校に居場所を持たずにいる子どもの背景には、学級の中にいじめの問題があったり、家庭生活に課題があったりする場合がある。また、学習への意欲を失っている子どもの背景には、見通しの持てない授業展開や子どもの実態・理解度を配慮していない指導に対して、不安や困難さを強く感じている場合もある。このことを子どもの学びを保障するという視点で考えるとき、子どもが安心して学校に登校できたり、意欲的に取り組めたりするための、学校としての必要な課題が見えてくる。

課題解決に向けては、本人、保護者等の声をしっかり受け止めるとともに、ケース会議などを開催し、関係機関と連携をしたり、教職員間で共通理解を図ったりするなど、全校体制で子ども（あるいは保護者等）の支援のための様々な取組を行うことが大切である。また、子どもたちが安心して学ぶために必要な就学支援・奨学資金制度などの情報を教職員が共有し、すべての保護者等にもれなく周知されることも必要である。

具体的取組の例 ※「人権が尊重される環境づくり」の取組と重複する部分があります。

- ・スタートカリキュラムの充実（保幼小連絡会等での連携、入学時の連絡票の活用等）
- ・安心して過ごせる学級・学校づくり（多様性を受容する雰囲気づくりのための取組、いじめ防止の取組と早期発見・対応の徹底、不登校（傾向）児童支援体制の充実等）
- ・わかりやすい授業づくり（ねらいと見通しの明示の徹底、少人数指導の実施、習熟度別指導の実施、TTによるサポート体制の充実、授業のユニバーサルデザイン化、互見授業週間の実施、ICTの効果的な活用等）
- ・就学支援制度の確実な伝達と手続きの支援（わかりやすい案内文書の作成、発信方法の工夫、手続きにかかわる相談と支援の体制の充実、教委・福祉部署等との連携等）
- ・特別支援教育・日本語支援体制の充実（個に応じた必要な支援の提供等）

（２）人権を通じての教育（人権が尊重される環境づくり）

人権を通じての教育とは、人権が尊重される環境をつくることである。人権が尊重される環境づくりは、学校教育の基盤となる。

環境づくりとは、学校の美化や掲示物の工夫等にとどまらない。教職員の姿も子どもに影響を及ぼす教育環境である。教職員が意図しないところでも、子どもたちは多くのことを学び取っている（これを「隠れたカリキュラム」という）。

例えば、忘れ物をした子どもに対し、理由も聞かず頭ごなしに叱る教職員の姿を見た子どもたちが、忘れ物をした子どもを「ダメな子ども」「いじめられても仕方のない子ども」と思ってしまう場合がある。また、教職員間のハラスメントが影響を及ぼして、「いじめ」や「仲間はずれ」というかたちで子どもたちの状況に現れることがある。このように「人権が尊重される環境づくり」が不十分であることが背景となり、互いのつながりが希薄な子ども集団になってしまっている場合もある。

人権教育の目標である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」がで

き、それが具体的な行動に現れるようにすることは、子どもたちに繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。学校生活全体のなかで、一人一人の子どもが一人の人間として大切にされていると実感できる環境づくりが重要である。

人権が尊重される環境をつくるということは、教職員が、子どもたちの言動をその背景から理解し、学校全体として、子どもたち一人一人の問題を考えていく風土をつくることである。子どもを一人の人間として尊重する教職員の態度は、クラス全体のなかで一人一人が大切にされているという雰囲気醸成していく。これは、子どもたちが豊かに関わり合える集団づくりにつながるものである。

このことは、教職員と子どもの関係だけでなく、教職員同士の関係においても同様である。「進路保障」という理念にそって教職員間の関係を見直すことは、教職員一人一人の力を生かすことにつながり、組織の力を高めることにもなる。子どもたちの成長を願って支え合い、高め合う教職員集団の姿は「隠れたカリキュラム」となり、子どもたちにも良い影響を与える。

具体的取組の例 ※「子どもたち一人一人の学びの保障」の取組と重複する部分があります。

- ・安全で安心な学習環境づくり（誰もが利用しやすいトイレ・更衣室等の整備、登下校時・休憩時の見守りと声かけの実施、校内の美化と掲示物等の整備や工夫、言語環境の整備、授業ルールの徹底等）
- ・教育相談活動の充実（児童理解のための日常の観察と声かけによる信頼関係づくり、学校生活アンケートの活用、面談週間の実施、SC・SSWの活用と連携、教育相談員やスクールサポートスタッフとの連携、学年会・生徒支援委員会等による情報共有の徹底等）
- ・教職員集団づくり（職員室の良好な雰囲気づくりの取組、人権感覚を磨くための研修の継続的な実施等）
- ・特別支援教育・日本語支援体制の充実（個に応じた必要な支援の提供等）

（３）人権についての教育（人権に関する知的理解と人権感覚の育成）

人権についての教育とは、人権に関する知識を自分の生き方につなげて理解する力を育むとともに、人権感覚の育成を図ることである。

子どもたちが人権や人権課題に関する知識を得るとき、教職員はその内容と意義についての理解が深まるように支援することが必要である。合わせて、子どもたちが自ら問題を発見し、それを解決していくために必要な思考力、判断力、表現力を育むことで、子どもたちに自他の人権を尊重する態度や、問題を解決する技能を身に付けさせることが大切である。人権に関する知的理解と人権感覚（態度面・技能面）は、両輪のように進めていかななくてはならない。

子どもたちの生活の背景には様々な人権課題が存在している場合がある。子どもたちが将来、人権課題に直面し、差別される側に立たされるだけでなく、差別する側に立ってしまう可能性もあることを念頭に置いておき、「なぜ人は差別をするのか」「どのような時に差別をするのか」といった視点から構造的に理解させる。そして、人権感覚を働かせることにより「差別をしない生き方」を主体的に考えさせられるよう支援することが大切である。

4 人権教育の推進にあたって大切にしたいこと

(1) 子どもたちの行動の背景を理解する

子どもたちが安心して学び、希望をもって学校生活を送るためには、教職員が徹底した子ども理解を基本に教育活動を展開することが重要である。

学ぶ意欲が失われている状況、生活上必要な習慣・技能が身に付いていないなどの状況があるとき、表出している様子のみで子どもをとらえていては、状況の改善につながらない。家庭訪問や保護者面談、教職員間の情報交換等を通じて、背景に解決すべき様々な課題の存在が明らかになることもある。教職員一人一人が「見えにくいものを見ようとする」姿勢で関わり、「なぜそのような状況にあるのか」という背景・要因や子どもが抱えている困難等を把握することによって、改善に向けての具体的な支援・取組につなげることが大切である。また、「教職員を困らせる子ども」ではなく、「困っているのはこの子どもである」という認識に立ち、問題解決に向けて子どもを支援していくことが大切である。

(2) お互いを尊重し協力し合う教職員集団をつくる

学校では、多様な個性・生活の背景・課題をもった子どもたちが生活しており、個々の教職員の力量だけでは対応しきれない場合も少なくない。まとまりのある教職員集団であることが教職員と子どもとの関係を豊かにし、課題の解決につながっていく。

教職員一人一人の個性や経験・能力にも違いがあり、ときには、子どもへの関わり方や指導方法、支援のあり方等をめぐって、思いや意見が食い違うこともある。学校が困難な状況にあるとき大切なのは、子どもたちを中心に据えて同じ方向をめざすことである。そのためには、日頃からお互いの思いや悩みを聴き合い、一人一人の教職員が能力を発揮できる環境をつくっていくことが求められる。教職員が互いに連携し合う姿は、「隠れたカリキュラム」となって子どもたちに良い影響を与える。

(3) 教職員として人権感覚を磨き続ける

子どもたちの行動の背景を理解した上で子ども支援を進めるためにも、互いに尊重し合う教職員集団をつくるためにも、人権感覚が求められる。人権感覚とは、「偏見等にとらわれず、様々なものの見方ができる力・感性」である。教職員は、いろいろな見方で物事を考えようとすることができ、いろいろな見方を受け止めようとすることができるよう、常に意識しておく必要がある。多様性を否定せず、寛容な態度で子どもにも他の教職員にも接することにより、各学校における「進路保障」の取組が一層効果的なものになっていく。研修の機会に限らず、日頃から折に触れて自分の人権感覚が鈍っていないか振り返ることが大切である。

2 特別支援教育

1 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育

特別支援教育は、障がい^{*}のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

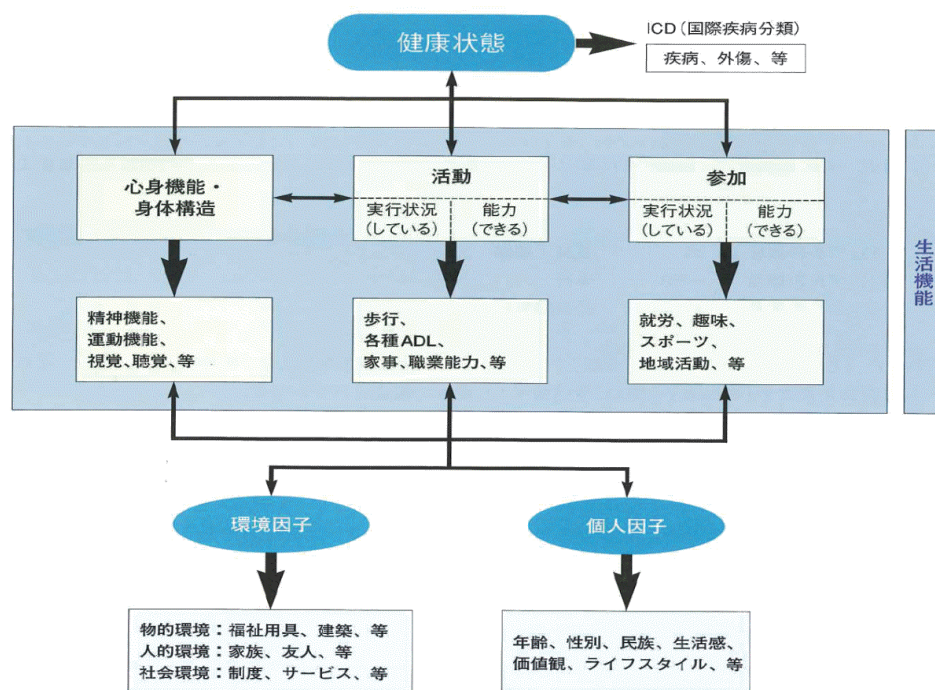
また、特別支援教育は、特別支援学校や小・中・義務教育学校の特別支援学級、通級指導教室の場においてのみ実施されるものではなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2 障がいの捉え方

2001年に、WHO（世界保健機関）が採択したICF（国際生活機能分類）では、人間の生活機能は、「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」と捉えている。そして、生活機能と障がいの状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明され、構成要素間の相互関係については、図1のように示されている。

図1 ICFの構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）



（出典）厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

*「障がい」の表記・・・原則として、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがな表記するが、引用部分（法令等）については、「障害」と漢字表記している。

ICFは、障がいのある人について、その起因となっている疾患やその人の中に内在していることのみに焦点を当てるのではなく、その人を取り巻く環境面も含めて多面的・総合的にその人の生活上の困難さという点に焦点を置くという視点である。この視点から障がいについて考えると、その人個人の状況だけでなく、周囲の物的、人的、社会的状況により、障がいは変化しうるものと捉えることができる。また、障がいそのものに目を向けるだけでなく、「活動」や「参加」といった要素から障がいのある人の生活全体を捉えていくという視点を持つことが重要である。

このようなICFの考え方を踏まえて障がいを捉え、学習上又は生活上の困難を的確に把握した上で、幼児児童生徒が現在できていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることといった視点から、教育的支援を考えていく必要がある。

3 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

(1) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では、「インクルーシブ教育システム」とは、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みであるとされている。そこでは①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求しているが、単に同じ場所にいることを目指すのではなく、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか重要である。そのために、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、その時点でそのニーズに最も的確に応える指導を提供できる、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(2) 合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」とは、障がい者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための、①必要かつ適当な変更及び調整であって、②特定の場合において必要とされるものであり、③かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障がいを理由とする差別に含まれるとされている。学校の設置者及び学校は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、「合理的配慮」の決定や提供について十分検討し、本人・保護者との合意形成を図ることが重要である。

「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となるものであって、障がいのある幼児児童生徒に対する支援について、法令に基づき又は財政措置により行う教育環境の整備のことをいう。

(3) 多様な学びの場の整備

島根県では、障がいの程度が比較的重い幼児児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う12校の特別支援学校が設置されている。特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を実施している。また、

障がいの状態により学校へ通学して教育を受けることが困難な場合には、教員を家庭等に派遣して指導を行う「訪問教育」を行っている。

小・中・義務教育学校には、特別支援学級が設置され、各学校の教育課程に基づいた教育に加え、特別支援学校の教育課程を参考とするなどして特別の教育課程を編成し、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導が行われている。特別支援学級には、弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい（現在、島根県では設置していない）、自閉症・情緒障がいを対象とした学級がある。また、病気療養のために入院中の児童生徒を指導するために病院内に設置した学級（院内学級）もある。

また、小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対しては、障がいの状態等に配慮しながら、指導内容や方法を工夫した学習活動を行っている。さらに、通常の学級に在籍し、障がいの状態に応じた特別の指導が必要な児童生徒には通級による指導が行われ、特別の教育課程による教育が実施されている。

なお、平成 30 年度から高等学校においても通級による指導が制度化され、本県では自校通級を 4 校において実施しており、令和 2 年度から難聴の生徒に対する通級による指導も開始している。さらに、令和 3 年度から、自校通級に加え、巡回指導ができる拠点校方式を導入し、通級による指導を全ての県立高等学校で受けることができる体制を整備している。

4 特別支援教育における教育課程と留意点

（１）特別支援学校の教育課程

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下、「小・中学校等」という。）に準ずる教育を行うとともに、幼児児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としている。

このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。

（２）自立活動について

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、それらの代表的な 27 項目を 6 つの区分に分類・整理して示している。（表 1 参照）

（３）特別支援学級と通級による指導の教育課程

学校教育法施行規則には、特別支援学級又は通級による指導において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定している（学校教育法施行規則第 138 条、同第 140 条）。

この規定を受けて、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領では、特別支援学級において実施する特別の教育課程において、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。」と示されている。同様に、通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と

通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする」と示されている。

表 1 自立活動の内容の 6 区分 27 項目

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

(4) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

小・中・義務教育学校の通常の学級、高等学校において、全ての児童生徒にとって分かりやすく、学びやすいというユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを行い、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごせるようにすることが重要である。

また、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領では、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導を行う場合に、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と示されている。

さらに、各教科等の解説においても、「一人一人の教育的ニーズに応じた、よりきめ細やかな指導や支援ができるよう、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指

導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である」と示されており、具体的な指導の工夫の例も示されている。

(5) 交流及び共同学習の推進

「障害者基本法」（平成 23 年 8 月一部改正）では「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」（第 16 条第 3 項）と規定されている。

交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有している。また、障がいのない幼児児童生徒にとっては、障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、交流及び共同学習を一層推進していく必要がある。

(6) 進路指導の充実

学校卒業後、多くの生徒は、企業や施設等において働くことを中心とした生活を送るようになる。社会生活の中で必要な自己理解、自己決定の力や働く力は、卒業間近に短期間で育てられるものではなく、小学校（小学部）の段階から、将来を見通した指導の中で身につけていくことが望まれる。それには、早い段階から一人一人の障がいの状態と能力・適性等を踏まえながら、就業体験等の充実やキャリア教育の視点を取り入れた授業づくりを行うなど、キャリア教育の推進を図ることが重要である。

5 特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組

(1) 校内体制の整備

校長（園長を含む。以下同じ。）のリーダーシップの下、校内委員会を設置し特別支援教育コーディネーターを指名するなど校内支援体制を整備し、支援の必要性が高い幼児児童生徒に対して、学校全体で支援をすることが重要である。平成 29 年 3 月文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」には、各学校において特別支援教育体制を構築する際の学校における各役職の具体的な役割が示されているので、参考にされたい。

(2) 個別の教育支援計画の作成

教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成・活用しつつ、必要な支援を行うことが有効である。

また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して提供されている「合理的配慮」の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要である。

(3) 個別の指導計画の作成

教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の適切な指導及び必要な支援にあたっては、個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容を踏まえ、当該児童等幼児児童生徒に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画（個別の指導計画）を作成しつつ、必要な支援を行うことが有効である。

(4) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直し、活用と管理

学習指導要領において、「特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする」とされたことに留意する必要がある。

支援の実施状況については、校内委員会等において、定期的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが大切である。

各計画の作成にあたっては、その趣旨や目的を本人や保護者に説明し同意を得ることが必要である。また、進学先の学校へ引き継いだり、関係機関と共有したりする際には、あらかじめ範囲を明確にした上で同意を得ておくことが重要である。

6 特別支援教育に係る支援体制

(1) 早期からの教育相談・支援

障がいのある子どもにとって、早期から必要な支援を行うことは、将来の自立と社会参加に大きな効果があると共に、子育ての中心である保護者や家族に対する支援、幼稚園や保育所等の関係者に対しての支援という意味からも大きな意義がある。

早期教育の場としては、盲学校、松江ろう学校及び浜田ろう学校に幼稚部を設置しているほか、幼稚園や保育所等で障がいのある幼児の教育や保育が実施されている。また、障がいのある幼児の支援等に関して、市町村相談支援チーム等による教育相談をはじめ、島根県教育センターや特別支援学校のセンター的機能の教育相談等がある。就学については、市町村の就学相談会等をできるだけ早期から活用し、本人、保護者と市町村教育委員会、学校等の合意形成が図られた就学先の決定につなげることが重要である。

(2) 特別支援学校、島根県教育センター

特別支援学校ではセンター的機能として、地域の保育所等や小中高等学校の要請に応じて、障がいのある幼児児童生徒の教育に関して必要な助言や援助を行っている。

また、島根県教育センターや島根県教育センター浜田教育センターにおいて、幼児児童生徒と保護者、学校関係者等を対象に来所教育相談を実施している。

(3) 特別支援教育支援専任教員

小・中・義務教育学校の通常の学級や特別支援学級における特別支援教育に関する教員からの相談に迅速に対応するため、平成 29 年度より各教育事務所に特別支援教育支援専任教員を配置している。

(4) 合理的配慮アドバイザー

県立高等学校における合理的配慮の提供に関する相談に迅速に対応するため、令和3年度より合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置している。

(5) 特別支援連携協議会

本県においては、市町村単位の「特別支援連携協議会」、県の知事部局等関係者による「しまね特別支援連携協議会」を設置して、支援体制の整備の充実に取り組んでいる。

7 「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の推進

本県の特別支援教育の現状と課題を整理し、特別支援教育を更に充実させるための「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を令和3年2月に策定した。本県が目指す特別支援教育を、①多様な学びの場における教育環境の充実、②就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築、③特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保の3本柱で推進していくことを示している。

このビジョンに基づき、学校・家庭・地域が連携、協働して「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指して、特別支援教育をよりよいものに高めていくことが必要である。

3 生徒指導

1 生徒指導の意義

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることをめざして行われる教育活動である。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達をめざすとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることをめざすものであり、単なる児童生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成をめざすという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

2 生徒指導と教育課程

教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならないものである。特別活動における学級活動などは、集団や社会の一員としてよりよい生活を築くための自主的、実践的な学習の場であるとともに、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う場であり、生徒指導のための中核的な時間となると考えられるが、あくまでも学校の教育活動全体を通じて生徒指導の機能が発揮できるようにすることが大切であり、教育課程の編成に当たっては、この点に十分配慮する必要がある。

(1) 学習指導における生徒指導

学習指導における生徒指導としては、次のような二つの側面が考えられる。一つは、各教科等における学習活動が成立するために、一人一人の児童生徒が落ち着いた雰囲気の下で学習に取り組めるよう、基本的な学習態度の在り方等についての指導を行うことである。もう一つは、各教科等の学習において、一人一人の児童生徒が、そのねらいの達成に向けて意欲的に学習に取り組めるよう、一人一人を生かした創意工夫ある指導を行うことである。

学習指導における生徒指導というと、どちらかといえば、前者のことに意識が向きがちであるが、一人一人の児童生徒にとって「わかる授業」の成立や、一人一人の児童生徒を生かした意欲的な学習の成立に向けた創意工夫ある学習指導が必要となる。そのために、日々の指導においては、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を支援することの3点に特に留意することが求められる。具体的には、一人一人の児童生徒のよさや興味関心を生かした指導や、児童生徒が互いの考えを交流し、互いのよさに学び合う場を工夫した指導、一人一人の児童生徒が主体的に学ぶことができるよう課題の設定や学び方について自ら選択する場を工夫した指導など、様々な工夫をすることが考えられる。

学習指導の場におけるこれらの指導は、単に各教科等における指導上の工夫ということにとどまらず、まさに積極的に生徒指導を行うことでもあり、これらの指導を行うことは、児童生徒の自己肯定感を高めることやコミュニケーションの成立、よりよい人間関係の構築などにつながる。

(2) 学習上の不適応と生徒指導

児童生徒の一人一人は、その能力においても、適性においても千差万別である。到達水準をどのよ

うに定めたとしても、何らかの意味で学習上の不適応を起こす児童生徒が出てくる。例えば、一般的な傾向として、学習面で理解の早い児童生徒は、学習が平易すぎて、一種の退屈さを覚えるであろうし、十分能力を発揮できない児童生徒は、学習内容が難しすぎるため学習の進捗についていけず、いわゆる学習内容について不消化の状態に陥るであろう。特に後者の場合、毎日の授業は苦痛であり、児童生徒の劣等意識を助長し、情緒の不安定をもたらす、その結果として、例えば授業妨害や授業エスケープなど怠学傾向が表れたり、思うように学習の成果が得られないために周囲から求められる目標とのギャップから学習への自信や意欲を失い、不登校に至ったりするケースもある。

このような学習上の不適応から児童生徒を救うためには、「わかる授業」の推進や児童生徒の関心意欲を引き出し、主体的に学べるよう指導上の工夫をするなど教育課程実施上の改善措置を図るとともに、児童生徒一人一人の持つ様々な学習上の悩みや問題の相談に温かく応じ、その能力や適性、さらには家庭の状況などについての理解に努めることが重要である。現在の学習上の不適応原因をつぶさに分析し、一人一人の事情に即した指導方針を打ち出し、適切な指導を行うことが求められる。このことこそ、生徒指導の重要な機能の一つである。

3 児童生徒理解

(1) 生徒指導の目的と児童生徒理解

生徒指導は、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成をめざすものである。これは児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、支援するものである。

実際の指導においては複数の児童生徒や集団を対象にすることや問題行動などに直接対応することが多いが、最終のねらいはそこに含まれる個人の育成であり、人格の発達の形成である。

児童生徒理解は一人一人の児童生徒をどのように理解し、指導に当たるかということであり、もう一つは、一人一人を理解するうえで、特に欠かすことのできない人格の発達についての一般的な傾向とその特徴についての客観的・専門的な知識を持つことである。

(2) 児童生徒理解に求められる姿勢

生徒指導を進めていくうえで、その基盤となるのは児童生徒一人一人についての児童生徒理解の深化を図ることである。一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味、関心等がある。また、児童生徒の生育環境も将来の夢や進路希望等も異なる。それ故、児童生徒理解においては、児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、学級担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教員、教科担任、部活動等の顧問教職員、養護教諭などによるものを含めて、広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。また、思春期にあつて生活環境の急激な変化を受けている児童生徒一人一人の不安や悩みに寄り添い、児童生徒の内面に対する共感的理解をもって児童生徒理解を深めることが大切である。

(3) 集団についての理解

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深く関わっている。児童生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現は極めて重要である。自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見つけようと努める集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団づくりと、これを基盤とした豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つである。

4 学校における生徒指導体制

学校が一人一人の児童生徒に対して、組織的な生徒指導を展開していくためには、校内の生徒指導体制を確立することが必要である。校内の生徒指導の方針・基準を定め、これを年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、授業研修などの校内研修を通じてこれを教職員間で共有し、一人一人の児童生徒に対して、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制をつくる必要がある。

(1) 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化

生徒指導体制を充実させるためには、生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせることが必要である。「社会で許されない行為は、学校においても断じて許されない」「社会生活上のきまり・法を守る」「時間を守る」「授業時間中の態度をきちんとする（私語をしない、話をよく聞くなど）」など、基本的な生活習慣を含めて、生徒指導に当たっての方針・基準を明確にし、具体的にしておくとともに、教職員はもちろんのこと、児童生徒、保護者、地域に周知し、理解を得ることが重要である。

(2) 実効性のある組織・運営の在り方

生徒指導推進に当たっては、全教職員がその役割を担い、全校を挙げて計画的・組織的に取り組むことが必要になる。その運営に当たっては個々の教職員の役割が十分に発揮され、その組織が目的とする課題の達成や組織の構成員にまとまりがみられるように展開されることが大切である。そのために、次のように考えることができる。

① 全教職員の一致協力と役割分担

校長がリーダーシップを発揮し、指導の体制を統括するとともに、教職員一人一人が指導支援の目的を理解し、自らの専門性を生かして役割を遂行する。

② 学校としての指導方針の明確化

例えば、「日ごろから個々の教職員が適切な児童生徒理解に努める」、「それらの情報を職員会議や生徒指導の委員会などで共有し合う」、「児童生徒の基本的な人権や生き方を尊重した指導支援に努める」など、各学校の実態を踏まえて具体的な方針を明確にし、校内研修などで共有を図る。

③ すべての児童生徒の健全な成長の促進

児童生徒の人間としての在り方や生き方に寄り添い、積極的・開発的な指導支援体制を確立する。また、すべての教職員が児童生徒の性格特性や心身の発達課題などを十分に理解し、傾聴と受容及び感情の明確化などカウンセリング感覚のある指導支援を行う。

④ 問題行動の発生時の迅速かつ毅然とした対応

事態の内容や問題を正確に把握するとともに、その背景を丁寧に探り指導支援の方向性を明確にする。そのうえで、児童生徒や保護者などへの周知及び説明をきめ細かく行う。

⑤ 生徒指導体制の不断の見直しと適切な評価・改善

教職員が自己評価や内部評価を計画的に行い、児童生徒及び保護者、関係機関などの意見や評価を十分に取り入れて改善策を検討する。また、それらの評価結果や改善案などを積極的に公表する。

5 教育相談の充実

生徒指導でめざす「個々の児童生徒の自己指導能力の育成」を実現するためには、日々の教育活動において①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に特に留意することが求められている。このことは、個々の児童生徒の教育相談を行う際の基本的な姿勢である。

教育相談は悩みや課題が生じた時に対処していくという消極的な面においても、児童生徒一人一人の成長を促進していこうとする積極的な面においても機能し、適応指導、学習指導、進路指導はもちろん、あらゆる教育活動場面において行われるものである。教育相談の基本理念、人間観や児童生徒観、指導観、さらに方法論すべて

が、生徒指導の中核的な役割を果たしている。したがって、すべての教職員が、教育相談の理念、方法、態度を身に付けることにより、生徒指導がより機能的に働くことになる。

個別形態としての教育相談が充実していくことは、集団形態での支援・指導を補い、より効果的な支援・指導を行うことにもなる。特に、児童生徒のもつ問題が深刻である場合には、教育相談の考え方や進め方により、きめ細かな支援・指導を継続的に行うことが必要である。

学校における教育相談を充実するためには、信頼感に基づく人間関係が欠かせない。日頃からよりよい人間関係を培っていくためには、次のような基本姿勢が大切である。

- (1) 個々の児童生徒に対し、一人一人に関わる機会を積極的につくる。
- (2) 児童生徒を誘導したり、自己決定を妨げたりしないために、教職員が自分自身に沸き起こる感情を自覚できるように努める。
- (3) 児童生徒を肯定的に捉え、人として尊重して接する。
- (4) 児童生徒の感情に対し、例えネガティブな感情であってもそのように思わざるを得ない心情を共感的に理解する。
- (5) 相談においては、客観的事実に回答することよりも、心理的事実を受容することを心がけ、児童生徒が自発性を発揮し、自己決定できるよう支援をする。

6 学級経営と生徒指導

「第3章 **3**学級経営 1 学級経営の基本」を参照

7 生徒指導上の諸課題

(1) いじめ

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義している。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の 学校いじめ対策組織を活用して行う。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否を判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象として、いじめの未然防止の取組を行っていくことが重要である。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行うことによって、すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくことが必要である。

このため、学校においては、教育活動全体を通じて人権意識を高め、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない。」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。また、いじめには様々な要因があり、その中の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取組を行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要である。加えて、すべての児童生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自尊感情を持つことができ充実感が感じられる学校生活づくりをしていかなければならない。

家庭においては、就学前の段階を含めて、あたたかな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、自尊感情や人権感覚を培っていくことが必要である。

さらに、大人社会における体罰や虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題は、いじめを生み出す一つの要因という受け止めが必要である。他人の弱みを笑いのものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人のふるまいが、子どもに影響を与えるという指摘があることを自覚する必要がある。大人自身が、襟を正し、子どもの手本となるよう人権意識を高めていく努力をしていくことの必要性を普及啓発していく必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や教職員をはじめとする大人は、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めていかなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、児童生徒の訴えを真摯に受け止め、丁寧に聴いていくこと、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していくことが必要である。

いじめの早期発見のため、学校の設置者や学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。また、地域や家庭においても、子どもの様子を見守り、ささいな変化も見逃さず、いじめが疑われるときは、学校等にすみやかに相談・通報することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、又は疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情

を確認したうえで適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や学校の設置者への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていかなければならない。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく必要があり、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が重要である。

さらには、学校の設置者や学校は、いじめの事実関係の把握をすみやかに行い、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けて対策を講じていく必要がある。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。そのためには、PTA、放課後児童クラブ、スポーツ少年団等や地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校支援地域本部を活用したり、子どもの相談を受ける役割を担う民間団体等との連携を図るなど、体制を整備していく必要がある。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働して取り組む体制を整備していく必要がある。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校の設置者や学校においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校の設置者や学校と関係機関の担当者などが連絡会議を開催するなどして、情報共有体制の構築を図らなければならない。

例えば、教育相談を実施するにあたっては、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等の学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校の設置者や学校が、関係機関と連携して取り組むことも重要である。

(2) 不登校

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因や背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものは除く）」をいう。

○不登校に対する基本的な考え方

① 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

② 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

③ 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

④ 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

○学校等の取組の充実

① 「児童生徒理解・支援シート」等を活用した組織的・計画的支援

② 不登校が生じないような学校づくり

ア 魅力あるよりよい学校づくり

イ いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

ウ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

エ 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

オ 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

③ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

ア 不登校に対する学校の基本姿勢

イ 早期支援の重要性

ウ 効果的な支援に不可欠なアセスメント

エ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

オ 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働きかけ

カ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習評価の工夫

キ 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

ク 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

④ 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

⑤ 中学校等卒業後の支援

ア 高等学校入学者選抜等の改善

イ 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

ウ 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

エ 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

(3) 高等学校の中途退学

高等学校における中途退学は生徒指導上の大きな課題である。生徒に高校生活における目標や目的を明確にもたせるような指導の工夫に努め、生徒が生き生きと自主的・主体的に活動できるよう次の4観点から各学校の実態に応じた対策を講じる必要がある。

① 適応指導等の充実

- ア 入学時の集団（宿泊）研修・個人面談の実施等による早期適応指導の実施
- イ 学力の定着を図るための補充指導等の徹底
- ウ 教育相談体制の充実、特に、悩みを抱える生徒に対するスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、きめ細かな相談システムの整備

② 中高の連携

- ア 早期の情報共有や中高連絡会等の実施とその充実
- イ 中学生及びその保護者を対象とした高校説明会の実施とその充実
- ウ 高等学校一日体験入学の実施とその充実

③ 進路指導の充実

生徒の希望する職業に関する職業体験の実施とその充実

④ 家庭・地域との連携

- ア 開かれた学校づくりの推進
- イ 家庭訪問の実施とその充実
- ウ 関係機関・各企業等との連携強化

（４）インターネット上のトラブル

近年、スマートフォン等の普及により増加しているインターネット上のトラブルについては、以下のことに留意して指導する必要がある。

- ① インターネット接続のための機器の多様化、ネットワーク社会の変化等についての理解とともに児童生徒の利用の実態把握に努めること。
- ② 学校におけるスマートフォン等の取扱いのルールを明確にし、指導の徹底を図ること。
- ③ 「インターネット上のいじめの問題」については、情報モラル教育を基盤として計画的・系統的に進めていく必要がある。「いじめ問題対応の手引」（平成 27 年改訂版 16 頁）を参考にされたい。
- ④ 情報モラル教育の取組について、全校体制で、各教科等の指導の中で発達の段階に応じて進めるとともに、保護者向けの啓発を行うよう努める。

4 幼小の連携・接続

1 幼児教育の充実

科学技術の進歩や国際化・情報化の進展、少子化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など、社会の急激な変化に伴い、先の見通せない厳しい状況が予想される。

こうした状況に鑑み、幼児期においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの自覚に立ち、人と関わる力や主体性、思考力、豊かな感性、表現する力等を育み、生きる力の基礎を培う教育を一層充実していく必要がある。

幼稚園、保育所、認定こども園等では、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の理念を実現するための教諭・保育士・保育教諭等の研修を深め、資質向上を図るとともに、小学校との連携・接続への取組や子育て支援活動の充実等を通して、幼児教育の振興・充実に努める必要がある。

2 幼小の連携

幼小連携を進める上では子ども同士や教職員の交流が主たる手段となる。それぞれの交流には、例えば次のような意義が考えられる。

(1) 子ども同士の交流

- ・幼児が小学校生活に親しみ、期待を寄せたり、自分の近い将来を見通すことができるようになる。
- ・児童が幼児に伝わるような言葉遣いや関わりを工夫したり、思いやりの心を育んだり、自分の成長に気付いたりする。

(2) 教職員の交流

- ・幼児児童の実態、教育内容や指導方法について相互理解を深めることにより、円滑な接続に向けた指導方法等の改善ができる。
- ・義務教育修了までに子どもに身に付けさせたい力という長期的な視点から、子どもの発達の段階に応じてそれぞれが果たすべき役割について再認識できる。

以下、交流上のポイントを示す。

子ども同士の交流	教職員の交流
●交流の目標を明確にする。 ●子どもの興味や関心、主体性を尊重する。 ●幼稚園・保育所等と小学校に互惠性のある活動を企画・運営する。 ●単発の交流で終わるのではなく、日常的・継続的な活動を企画・運営する。 ●よりよい交流のための評価・改善を行う。	●次の3つの理解から日々の実践を振り返る。 (1) 互いの実践の理解 (2) 保育観、指導観の理解 (3) 互いの思いや願いの理解 ●子ども同士の交流後の教職員の交流で、気づきや課題をシェアリングする。 ●定期的な交流を可能にする組織体制をつくる。 ●よりよい交流のための評価・改善を行う。

3 幼小の接続

幼児期と児童期の2つの教育をつなぎ、円滑に移行させていくことを、幼児期の教育と小学校教育の「接続」という。接続では、接続期のカリキュラムが重要となる。小学校学習指導要領においては、「特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。」として、接続期のカリキュラムとしての「スタートカリキュラム」作成・実施について示された。

スタートカリキュラム作成に当たっては次の点に配慮する必要がある。

- ① カリキュラム作成で、幼稚園、保育所等と連携・協力を図ること
- ② 個々の児童に対応した取組となること
- ③ 学校全体での取組とすること
- ④ 保護者への適切な説明を行うこと
- ⑤ 授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫すること

[スタートカリキュラム導入・実践の参考資料]

発達や学びをつなぐスタートカリキュラム

文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター 平成30年4月

5 健康教育（学校保健）

1 学校における健康教育の位置づけ

健康教育を進めるに当たって、その重要性が具体的にどこに示されているかといえば、教育基本法第1条において、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と明記されている。

また、学校教育法第21条第8項においても「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。」と健康教育について明記されている。

さらに、学校の教育課程を規定している学習指導要領には、健康教育の目標について、次のように示されている。

例：小学校学習指導要領（平成29年告示）第1章 総則第1の2（3）

第1章総則第1の2（3）

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

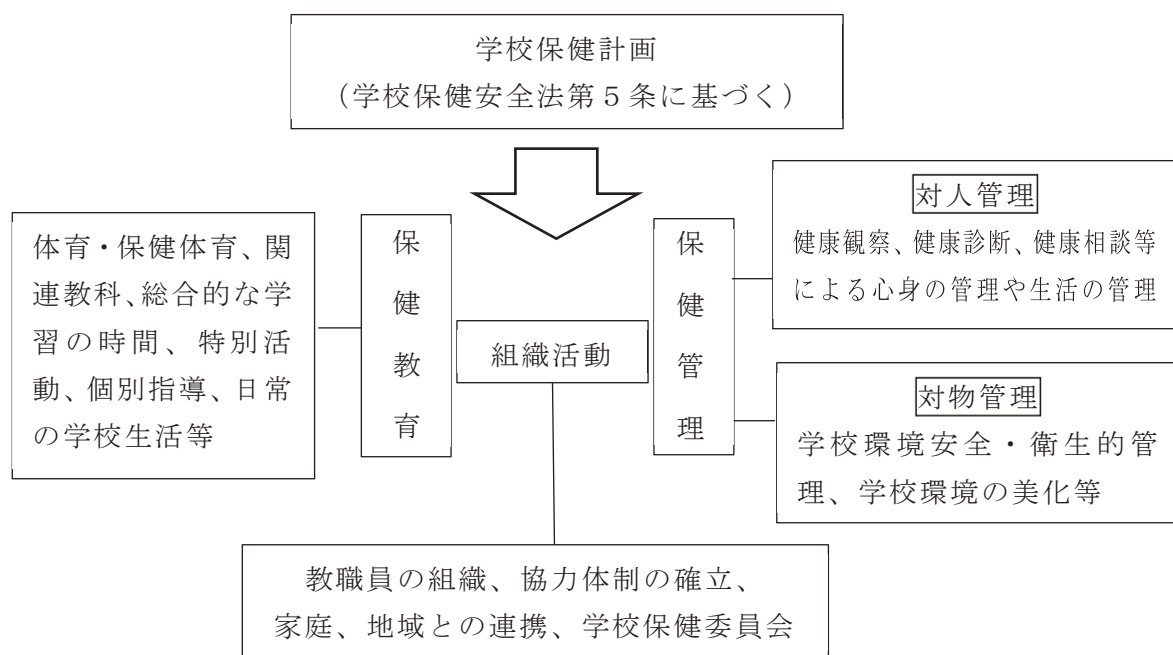
なお、同様な記述は、中学校、高等学校の学習指導要領にも記載されている。

このように、健康教育の目標は、子どもたちが生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことにある。現在だけでなく、「生涯を通じて」という視点をもつことで、「将来に役立つ資質や能力を身に付けること」がポイントになる。

健康教育の内容については、学習指導要領総則から、食育、体力の向上、安全、心身の健康の保持増進（保健）の4つの内容でとらえることができる。

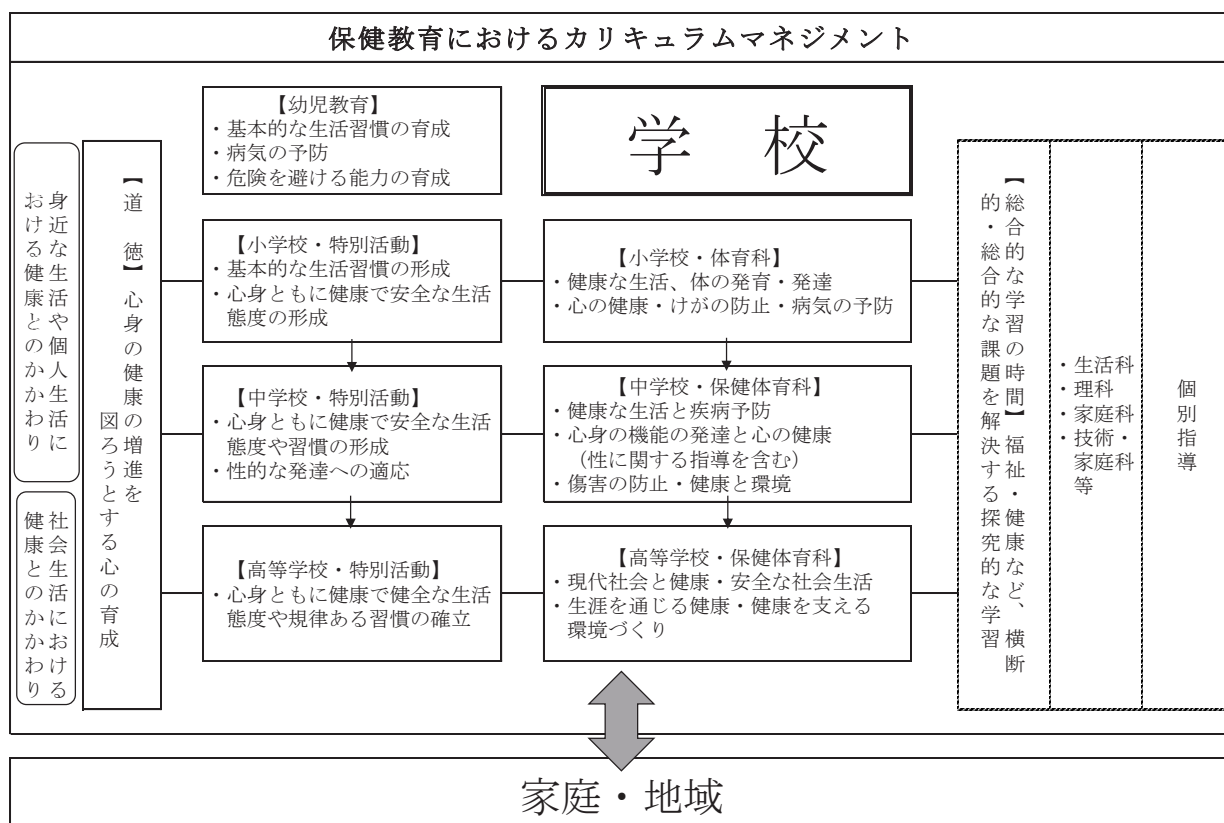
2 学校保健の構造

児童生徒の心身の健康を保持増進するために学校教育の中で行われる活動を総称して**学校保健**という。学校保健は、**保健教育**、**保健管理（対人管理・対物管理）**及び**学校保健に関する組織活動**で構成されている。



○保健教育

児童生徒に対し、心身の健康の保持増進に必要な知識や技能を身につけさせる活動であり、学校の教育活動全体を通じて教科等横断的に行う必要がある。



○保健管理

児童生徒及び教職員の心身の健康に関して、直接本人になされる援助活動及び環境を衛生的に整え安全を確保する等、間接的に健康を守る活動である。

○学校保健に関する組織活動

学校保健委員会をはじめ、校内組織体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域の連携を通して学校保健を円滑かつ効果的に推進するための活動である。

3 学校保健の推進にあたって

○学校保健計画の策定及び改善

複雑化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、各校において学校保健安全法第5条に基づく学校保健計画を策定し、計画的・組織的な学校保健に関する活動がなされなければならない。

学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画（児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導に関する事項等）であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況を踏まえ、改善されるべきものである。

○学校保健委員会の設置・開催

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、保健主事が中心となり、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、運営することとされている。

学校保健委員会については、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられており、昭和47年の保健体育審議会答申においても「学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である」と提言された。

また、平成20年1月の中央審議会答申では、「学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることからその活性化を図っていくことが必要である。（一部抜粋）」等が示された。

運営にあたっては、保健主事が「計画（P）実施（D）評価（C）改善（A）」のマネジメントサイクルを機能させ、関係者との連絡・調整を図りながら効果的に進めていくことが大切となる。

4 「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」について

県では、各学校における学校保健に関する組織活動を支援するとともに、学校保健計画を策定する際の手引となる「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」を令和2年3月に改訂した。（以下「手引」という）「手引」では、「しまね教育魅力化ビジョン」において「学びを支える基礎体力や基本的生活習慣」が、島根の子どもたちに育成したい力の一つに位置づけられたことを踏まえ、「チーム学校」としての健康づくりを進めるための教職員の役割や県内の子どもの健康課題のさらなる解決に向けた取組の方向性、そして、学校の実態に応じて健康課題に優先順位をつけて取組を進める必要性を示している。健康課題と主な取組については、以下にも記載してあるが、詳細は、各学校に配布されている「手引」を参照してほしい。

健康課題と主な取組

全体【学校保健推進体制の確立】

- 学校保健委員会設置・開催の推進
- 研修の充実

課題 1【心の健康問題への対応】

- 教職員全体で取り組む健康観察・相談体制の充実
- 校内外の連携による支援体制の充実



課題 2【望ましい生活習慣の確立・①睡眠とメディア、②体力の向上】

①睡眠とメディア

- 望ましい生活習慣の定着
- 専門家との連携の推進
- 学習教材の充実

②体力の向上

- 運動することの楽しさやスポーツのよさを感じ、運動意欲と体力の向上を図る取組の継続・充実
- 地域や学校、幼稚園・認定こども園・保育所等と連携した体力向上の取組の継続・充実

課題 3【食に関する指導の推進】

- 食育の取組の充実(発達段階に応じた給食指導や各教科、特別活動等での食育の実施)
- 健康を保持するための食生活や個別的な相談指導の工夫
- 校内外の連携のもとで取り組む食育の推進

課題 4【歯と口の健康づくりの推進】

- 歯・口腔の健康診断の意義の共有と支援体制づくりの推進
- 保健教育の工夫と実施
- 学校・家庭・地域の連携

課題 5【性に関する指導の推進】

- 各教科や他の教育活動と関連させた計画的・組織的な指導の継続
- 集団指導とあわせ、専門家との連携等を含めた個別指導の充実
- 家庭・地域等との連携および情報共有の推進
- 性同一性障がい等に対する正しい理解

課題 6【喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進】

- 家庭、地域、関係機関と連携した喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
- 研修による啓発

1 学校における食育の推進

国民の生活水準が向上し、食生活は一般的には豊かになったといわれているが、一方では栄養の偏り、不規則な食生活や運動不足などによる肥満、過度の痩身、貧血、疲れ、集中力の欠如など、食に起因する新たな健康課題が増加している。

そのような状況の中、平成 17 年 7 月には、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする「食育基本法」が制定された。それを受け、施策についての基本的方針や目標を示した「食育推進基本計画」が平成 18 年 3 月に策定され、現在は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を期間とする「第 4 次食育推進基本計画」により各種の施策が推進されている。

本県においても、島根のすばらしい自然環境や文化等の特長を生かした「島根県食育推進計画」を平成 19 年 3 月に策定し、「食べる知恵」を身に付け「生きる力」を育む『食育』を計画的・具体的に進めてきた。そして、平成 29 年 3 月には、「島根県食育推進計画第三次計画」が策定され、「若い世代への食育の推進」、「体験の場づくりの推進」、「関係機関・団体の連携・協力による多様な暮らしに対応した食育の充実」を重点施策として取り組んでいる。

学校における食育の推進については、平成 29 年 3 月告示学習指導要領において、第 1 章総則第 1 の 2（3）に「学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）、及び特別活動の時間はもとより各教科、道徳科、＜外国語活動＞及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。」とあり、食育がどの教科においても行うことが明記されている。

学校における食に関する指導は、「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」の六つの視点を目標の中に位置付け、食に関わる資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

「食の学習ノート」については、小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学生用、高校生用を作成し、食育の核とした活用を進めている。各学校では、食に関する指導の全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通して計画的、継続的に取り組んでいくことが必要である。

2 「生きた教材」としての学校給食

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図っている。さらに、給食の時間をはじめとして、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動の時間などの中で、食に関する指導を進めるための「生きた教材」として活用されている。また、献立作成・衛生管理等に十分配慮した給食を提供することで、児童生徒の安全・安心な学校生活を支えて

いる。

給食の時間は、小・中学校を通して、計画的、継続的に食に関する指導を行う時間である。くつろいだ雰囲気の中で、教職員と児童生徒相互が自然にふれあいながら、食事のマナーや人間関係形成能力を身に付ける場になっている。

学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じて、郷土愛や食への感謝の念をはぐくみ、地域の文化や伝統に対する理解を深め、関心を高めることもできる。

給食の時間に行われる指導は、下記の2つに分けられる。

○給食指導

- ・給食の準備から後片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどの習得を図る。

「給食指導」は毎日の給食の時間に、学級担任等が主に担うが、栄養教諭等と連携して学校全体で統一した取組を行うことが必要である。

○給食の時間における食に関する指導

- ・献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等の学習につなげる。
- ・教科等で取り上げられた食品や学習したことについて、学校給食を通して定着を図る。

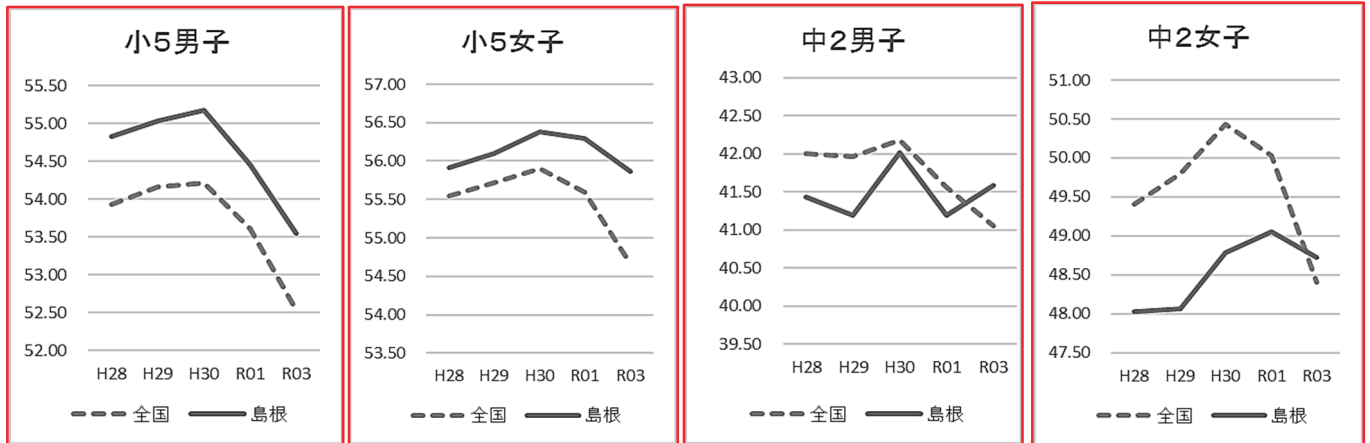
望ましい食習慣の形成には、家庭における食への関心や食習慣が大きく影響しており、学校において食育を進めるに当たっては、広く家庭や地域、学校相互間との連携を図りながら行うことも重要である。

平成19年度からは栄養教諭が配置され、食に関する指導の全体計画の策定、教職員間や家庭・地域との連携・調整等、食育の中核的役割を果たし、学校給食を活用した食に関する指導を推進している。

7 体力づくり

1 島根県の児童生徒の体力の現状

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査 過去5年の体力合計点の推移】



(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国体力・運動能力、運動習慣等調査は中止。

【令和3年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実技種目別数値】(小数第2位を四捨五入)

		全国以上 下線 一昨年度以上									
		握力(kg)	上体起こし(回)	長座体前屈(cm)	反復横とび(点)	持久走(秒)	20mシャトルラン(回)	50m走(秒)	立ち幅とび(cm)	ボール投げ(m)	体力合計点(点)
小5男子	全 国	16.2	18.9	33.5	40.4		46.9	9.5	151.4	20.6	52.5
	島 根	16.2	18.5	33.3	41.4		52.0	9.4	155.0	22.3	53.6
小5女子	全 国	16.1	18.1	37.9	38.7		38.2	9.6	145.2	13.3	54.7
	島 根	16.0	18.2	37.2	39.9		42.6	9.6	148.1	14.2	55.9
中2男子	全 国	28.8	25.9	43.6	51.2	407.2	79.5	8.0	196.3	20.2	41.1
	島 根	28.7	25.3	43.5	51.9	398.5	84.0	7.9	199.1	20.7	41.6
中2女子	全 国	23.4	22.2	46.2	46.3	298.3	53.9	8.9	168.0	12.6	48.4
	島 根	23.5	21.3	45.2	46.6	296.3	57.0	8.8	171.1	12.8	48.7

(注1) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国体力・運動能力、運動習慣等調査は中止となったため、県の平均値は一昨年度と比較した結果を示している。

(注2) 「ボール投げ」について、小5はソフトボール投げ、中2はハンドボール投げを実施している。

- 体力合計点の過去5年の経年変化でみると、平成30年度までは全国的には上昇傾向が認められていたが、一昨年度、今年度は軒並み数値を落としている。島根県においては、小学生男女は全国と同じように推移している。中学生は、令和元年度から令和3年度にかけて、男子は数値が上昇し、女子は数値の下降があったものの全国に比べ下げ幅が小さく、男子は11年ぶりに、女子は調査開始以降で初めて全国平均を上回った。
- 種目別で島根県の実技数値を全国平均と比較すると(小数第2位を四捨五入)、小・中学校それぞれで男女ともに概ね全国平均を上回った。中学生女子は、全国平均を上回る種目が一昨年度の3種目から7種目に増えた。近年小・中学校ともに「握力」「上体起こし」「長座体前屈」などに弱みが見られ、体力向上に向けた継続的な取組を呼びかけていく必要はあるものの、「握力」と「長座体前屈」では、概ね一昨年度よりも数値が伸びており、改善傾向にあることが見て取れる。

2 体力向上に向けて

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素であり、「生きる力」の極めて重要な要素である。また、より豊かで充実した人生を送るためにも必要な要素である。児童生徒の発達の段階に応じて高める体力を重点化し、自己の体力や体の状態に応じた高め方を理解するとともに、授業で学習したことを休み時間や休日などの日常生活で生かすなど、体力の向上を図るための実践力を身につけることができるようにすることが必要である。

○体力向上推進計画の策定

各小中学校では、自校の実態に合った体力向上推進計画を策定し、保健体育課へ提出することになっている。高等学校には義務づけはないが、「生涯スポーツへの橋渡し」という重要な時期であり、策定することが望ましい。主な記載内容は下記のとおりである。

- ① 体力・運動能力調査等をふまえた児童生徒の体力や運動習慣の現状
- ② 体力向上に向けての具体目標・数値等
- ③ 体育科・保健体育科授業の工夫・改善、重点領域等（授業の充実に向けて）
- ④ 教科体育以外の活動（学校ぐるみでの取組、環境の工夫、家庭・地域との連携等）
- ⑤ 評価方法と改善のための方策

体力向上推進計画の策定・実施に当たっては全職員で共通理解して進めていくことが大切である。新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響による活動制限を踏まえた各校独自の取組の工夫も必要となってくる。そうした状況下で、特に中学校や高等学校では、体育科の教員だけが取り組むのではなく、他教員との連携を密にして全校体制で進めていくことで成果があがると考えられる。

○教科体育の充実

体育科・保健体育科は、「知・徳・体」全てを網羅する教科であり、単元構成や学習過程を工夫しつつ、「楽しい」授業を展開していくことが基本である。学習指導要領の趣旨を踏まえた教科体育の充実こそが大きく体力の向上につながると考えられる。

- ① 時間数を確保し、年間指導計画に沿ってバランス良く授業を行うこと
- ② 学習内容を整理し、体育・保健体育の学力を育て運動やスポーツの楽しさに触れさせること
- ③ 運動に意欲的でない子供や苦手な子供たちに目を向け、学習の場を工夫すること
- ④ 授業で行った運動が休み時間や休日等、日常的に行われるような手立てを充実させること

○教科外体育の充実

特別活動や体育的行事、部活動などの体育的な活動は、学校生活の中で大きな割合を占めている。PDCAサイクルに基づき継続的に修正・改善しながら教科外体育を充実させ、「豊かなスポーツライフ」の実現を目指すことが児童生徒の体力向上にもつながる。

- ① 運動する時間の確保、空間の整備、仲間づくり等、人的・物的環境を整えること
- ② 体力向上についての取組と体育の学習がつながっているか、教科体育と体育的行事の有機的な関連を図ること
- ③ 児童生徒にとって適切で魅力的な部活動経営となるよう工夫すること

○家庭、地域、保育園・幼稚園等との連携

コロナ禍の現状に加え、児童生徒の体力低下の問題が社会生活（生活様式など）の変化に大きく起因することを考えると、学校だけの取組では十分な成果は期待できない。家庭や地域に運動の楽しさや健康・体力問題等を発信し、さまざまな機会を捉えて、児童生徒の体力向上を幼児期から地域の共通課題として取り上げることが大切である。

8 キャリア教育

1 キャリア教育の必要性

今日、情報化やグローバル化といった社会変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきており、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化している。こうした変化が激しく将来の予測が困難な時代にあつてこそ、児童生徒が自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な資質・能力を確実に育んでいくことが期待されている。こうしたことから、学校と社会との接続を意識し、児童生徒一人一人に、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の推進が強く求められている。

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」では次のように「キャリア教育」を定義し、さらに「キャリア」、「キャリア発達」について解説を加えるとともに、キャリア教育の意義について3点に整理している。

■「キャリア教育」の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

○「キャリア」とは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

○「キャリア発達」とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

■キャリア教育の意義

- (1) 教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されると共に、教育課程の改善が促進される。
- (2) 学校教育が目指す全人的成長・発達を促すことができる。
- (3) 学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつける実践により、児童生徒の学習意欲を喚起することの大切さが確認できるとともに、取組を進めることを通じて、学校教育が抱える様々な課題への対処に活路を開くことにつながる。

キャリア教育は、児童生徒がキャリアを形成していくために必要な資質・能力の育成を目的とする教育的働きかけである。自分が自分らしく生きるために、「学び続けたい」「よりよい社会を創りたい」と強く願い、それを実現させていく姿がキャリア教育の目指す児童生徒の姿なのである。

児童生徒を取り巻く厳しい環境の中で、一人一人が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要な課題となっている。社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育成するため、キャリア教育の視点に立ち、就学前から高等学校に至るまでの体系的な教育の充実が必要である。

2 キャリア教育と職業教育、進路指導

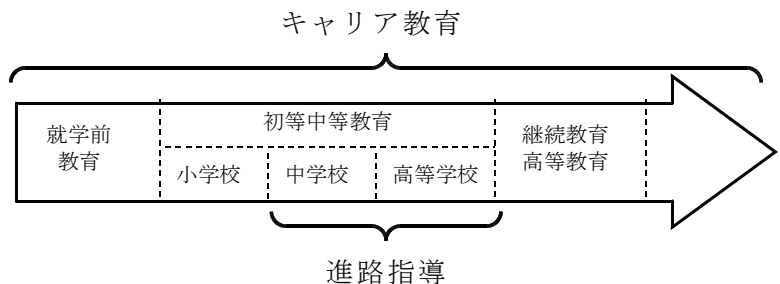
従来から取り組まれてきた「職業教育」「進路指導」は、そのねらいや目的、内容の点で「キャリア教育」との関係は深い。しかしながら両者は、混同され、誤解を招きや

すいことから、先の中央教育審議会では、キャリア教育と職業教育の関係を次のように整理している。また、文部科学省刊行の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育の手引き」では、キャリア教育と進路指導の関係について、理念・概念やねらい、目指すところは同じとしつつも、対象とする範囲等の差異を下図によって示している。

〔キャリア教育と職業教育〕

	キャリア教育	職業教育
育成する力	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度
教育活動	普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。	具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

〔キャリア教育と進路指導〕



3 キャリア教育の推進

キャリア教育を推進していくためには、各学校段階で、キャリア教育に関する方針を明確にし、特別活動を要としつつ教育活動全体を通じて取り組むよう、教育課程へ適切に位置付けることが重要である。その中で、他者との人間関係の形成のために必要な資質・能力を身に付けたり、社会での課題を解決するために必要な資質・能力を身に付けたりする学習の場や機会を積極的に設けることが必要である。このように、小・中・高等学校を見通した、かつ、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図るため、キャリア教育の中核となる特別活動について、その役割を一層明確にする観点から、小・中・高等学校を通じて、学級活動・ホームルーム活動に（３）「一人一人のキャリア形成と自己実現」を位置づけるとともに、「キャリア・パスポート」を活用する。

各学校段階においてキャリア教育を推進する際のポイントは、次のとおりである。

（１） 小学校

- ① 社会の中での自らの役割や、働くこと、夢をもつことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成など、キャリア教育を通じた社会性、自主性・自立性、関心・意欲等の涵養が重要である。
- ② 各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動や日常生活のそれぞれにおいて、例えば児童会活動や当番活動など学校内での活動や、地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ、商店街での職場見学などの地域社会と関わる活動などを通じて、「働くこと」の意義を理解することや、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」を理解し行動することで、学ぶ意欲につなげることなどが必要である。

（２） 中学校

- ① 社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとと

もに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成等について、体験を通じて理解を深めさせ、進路の選択・決定へと導くことが重要である。

- ② 各学校においては、キャリア教育の視点で、各教科・道徳科・総合的な学習の時間・特別活動や学校生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、資質・能力の効果的な育成を図ることが必要である。
- ③ 職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら実社会の現実にも迫ることが中心的な課題となる。その際、現在ほぼ全ての公立中学校で実施されている状況やそれによる課題を踏まえると、活動の効果をより引き出すために事前・事後の学習の充実を図ったり、円滑に実施するための条件を整備したりすることが必要である。

(3) 高等学校

- ① 生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な資質・能力の育成と、生徒一人一人が自分なりの勤労観・職業観等の価値観を形成・確立していく過程への指導・支援をどのように行うかが重要である。そのためにも、学科や卒業後の進路を問わず、社会・職業の現実的理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動などに重点を置くことが必要である。中でも、専門学科等を中心として行われる職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成するとともに、新たな職業や知識・技術の高度化に対応した教育を行うことにより、自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からもその重要性が高い。このため、職業教育の内容の充実が求められているが、その際には、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を育てるとともに、卒業後それぞれの職業に就き、地域の産業・社会を担う人材を育成するためのキャリア教育を推進することが必要である。
- ② 専門学科の生徒に比べると、普通科の生徒は将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りしたまま上級学校へ進学する傾向があるという現状がある。このことから、普通科におけるキャリア教育を一層充実させる必要がある。

(4) 特別支援学校（特別支援学級を含む）

障がいのある児童生徒には、自立と社会参加を目指し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。自立と社会参加を目指す上では、職場体験活動や進路学習など職業教育の充実を図ることが重要である。また、学習活動全体にキャリア教育の視点を取り入れた授業展開をし、一人一人のキャリア発達を促すことで、個々の児童生徒の自立と社会参加に必要な能力や態度を効果的に育成することができる。そのためにもキャリア教育のさらなる充実が必要である。

第 6 章



社会教育

社 会 教 育

1 社会教育とは

社会教育とは、学校教育、家庭教育以外の社会の中で行われる教育であり、住民の生活課題や地域課題について住民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育活動である。教育基本法、社会教育法には社会教育の定義、国及び地方公共団体の任務等が示されている。（教育基本法第12条、社会教育法第2条）

さらに社会教育は、「学び」「交流」を組織的・計画的に行うことにより住民の実践活動を促進し、地域の活性化や新たな相互扶助の仕組み、コミュニティを構築し、地域力を高めることも目指している。

2 社会教育を進める社会教育主事・社会教育士

社会教育主事は都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える専門的教育職員である。また、学校が社会教育関係団体¹、地域住民その他関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができるとされている。（社会教育法第9条の2及び3）同様に教育委員会事務局に置かれ、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事している指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条）とは役割が異なる。

島根県においては、資格を取得した教員を社会教育主事として、教育庁社会教育課他2課、各教育事務所や社会教育研修センター、青少年の家、少年自然の家に配置している。

市町村にも社会教育主事を派遣しており（令和3年度：17市町村に23名を派遣）、市町村の社会教育の振興を図っている。その主な職務として、「家庭・学校・地域が連携協力した社会教育事業」「島根の地域の特性を生かしたふるさと教育」「地域社会における人づくり・地域づくり」の推進をはじめ、「学校と地域の連携・協働体制の整備」「開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進」「地域の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」等の助言、支援を行っている。

また、令和2年度から社会教育主事講習・養成課程で学ぶ内容の一部が変わり、修了すると「社会教育士」の称号を得ることができるようになった。社会教育士には、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働し、様々な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりを推進していくことが期待されている。

3 社会教育の拠点である社会教育施設

社会教育施設とは、社会教育行政の管轄のもと、公民館²、図書館、博物館、青少年教育施設など専ら社会教育を行うために設置された機関である。

公民館は、市町村の所管であり、地域を基盤として住民が集い、教養、文化、スポーツなどの活動を通して自治能力を高め、地域づくりに取り組んでいくことを目的として設けられた日本独自の総合的な社会教育施設である。併せて、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の取組についても中心的な役割を担っており、それらの活動を通して、地域を支える人材が育成されている。島根県では、地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるため、公民館の機能強化、活動の充実を図る取組を支援している。

青少年教育施設は、集団活動、宿泊体験、自然体験を通して青少年の健全な育成を図るために設置された施設であり、島根県内には県立青少年の家（サン・レイク）、県立少年自然の家、国立三瓶青少年交流の家がある。これらの施設においては、青少年を対象とした体験プログラムの開発や、学校、公民館等と連携した青少年の宿泊体験活動・自然体験活動などの支援等を行い、青少年の多様な体験活動の推進を図っている。

¹ 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。学校に關係する主なものにPTA、子ども会、婦人会、高齢者クラブなどがある。

² 市町村によっては、その名称を交流センター、コミュニティセンターなどとしている。

第7章

教職員の服務

1 教職員の服務と勤務等

1 教職員の身分

(1) 地方公務員法

公立学校の教職員は、地方公務員としての身分を有しており、他の法律により特例規定が定められていない限り、公立学校の教職員の身分取り扱い、原則として「地方公務員法」の定めるところによる。

(2) 県費負担教職員制度

公務員は、その身分の属する地方公共団体により任命され、給与が支弁されるのが原則であるが、「市町村立学校職員給与負担法」により、市町村立の小・中学校の教職員の給与は、都道府県が負担し支給することとされ、これらの職員を「県費負担教職員」という。

これら県費負担教職員の任命権については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、都道府県教育委員会に属することとされ、これにより、円滑な教職員の広域的な人事交流と、給与を負担する都道府県とその身分が属する市町村との調和が図られている。

(3) 教育公務員特例法

公立学校の教員の身分は地方公務員であるが、その職務と責任の特殊性に基づき、「教育公務員特例法」により若干の特例を設けている。次はその代表的なものである。

- ① 校長の採用及び教員の採用、昇任については競争試験ではなく、選考による。
- ② 教諭等の条件付採用期間は、地方公務員が6月であるのに対し、1年（養護教諭・栄養教諭は6月）である。この条件付採用期間中の教員には、正式採用の教員に認められている身分保障の規定は適用されない。条件付採用期間中、職務を良好な成績で遂行したのちに正式採用となる。
- ③ 教育公務員の研修の必要性和研修機会の供与及び初任者研修・中堅教諭等資質向上研修について規定している。
- ④ 政治的行為の制限については、国家公務員の例による。

2 教職員の服務

(1) 服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。また、条例の定めるところにより、公務員としての義務をつくすことを宣誓しなければならない。

職員の服務義務は、職員が職務を遂行するのに当たって守るべき義務（職務上の義務）と、職務の内外を問わず守るべき義務（身分上の義務）とに分けられる。

(2) 職務上の義務

① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

② 職務に専念する義務（地公法第35条）

職員は、法律又は条例に特別の定めがあつて例外が認められる場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

職務に専念する義務が免除される場合があるが、それは休職・研修・休暇・休憩等法律に基づく場合と、厚生計画に参加する場合等条例に基づく場合とがある。

(3) 身分上の義務や制限

① 信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

② 秘密を守る義務（地公法第34条）

職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、在職中はもちろん、その職を退いた後もこれを漏らしてはならない。

③ 政治的行為の制限（地公法第36条）

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。特に、教育公務員については、教育の政治的中立の原則に基づき、国家公務員法及びこれに基づく人事院規則により政治的行為が制限されている。この政治的行為の制限は公務員としての身分を有する限り、勤務時間の内外を問わず適用される。

④ 争議行為等の禁止（地公法第37条）

職員は、地方公共団体の住民全体に奉仕する公務員として、住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をしたり、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為を行ったりすることは禁止されている。又、このような違法な行為を企てたり、その遂行を共謀したり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

⑤ 営利企業への従事等制限（地公法第38条）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。教育公務員については、特例として、任命権者（県費負担教職員については市町村の教育委員会）の許可により、教育に関する他の職の兼職や教育に関する他の事業、事務に従事することができる。

3 勤務

(1) 勤務時間

① 勤務時間の割振りと週休日

勤務時間とは、教職員が上司の監督のもとにその職務に従事することで拘束される時間のことであり、週休日とは、勤務時間が割り振られておらず給料の支給対象とならない日で、例えば、日曜日・土曜日がそれに当たる。

勤務時間の割振り及び週休日については、職種によって異なるが、市町村立学校及び県立学校に勤務する教職員については次のとおりである。

ア 勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

イ 日曜日及び土曜日は、週休日とする。

勤務時間の割振りは、学校運営の必要により、教職員の勤務の態様及び内容を考慮して、校長が定めることとされている。したがって、所属長である校長は教職員の勤務時間を明確にし、服務状況を常に把握するように努めなければならないことになっている。その際、教職員の勤務時間の始め、終わりの時刻及び週の勤務時間の割振りを、あらかじめ所属職員個々に文書または掲示等により明確に周知しておく必要がある。この場合必ずしも学校全体について一律に定めることは要せず、教職員個々について定めることもできることになっている。

② 勤務の態様

教職員は、地方公務員法第35条の規定により、勤務時間中はその職務に専念するよう義務づけられており、所属長の承認を得ないで勤務を中断することを禁じられている。なお、教員は、その職務の特殊性から「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」（教特法第22条）ものと規定されており、校長は割り振った勤務時間の範囲内において教員の研修に承認を与えることができる。このことは平日の場合は勿論、夏季、冬季、学年末等の休業日の場合においても同様である。

③ 勤務の管理

出勤簿の取扱い、その他校外勤務、教育公務員特例法第22条の規定に基づく研修等に対する承認等については服務規程等に定めるところにより管理し、勤務の実績を明確にしておく必要がある。

夏季休業中等、教育公務員特例法第22条の規定に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることを踏まえ、地域住民等から見ても研修としてふさわしい内容・意義を有することはもとより、真に教員の資質向上に資するものとなるようにする必要がある。また、この研修を行う場合には、県立高等学校等の教職員の服務規程第29条（義務教育学校にあっては、市（町村）立小・中学校の教職員の服務規則）に基づく手続きによりあらかじめ承認を受けるとともに、研修が修了した場合は、同規程第30条（同規則）に基づきその結果について、研修内容をまとめた資料を添付し校長に報告することとなっている。

なお、教員は、前記研修期間中は常にその所在を明確にしておくものとし、国内における15日以上研修又は国外における研修を行う場合には、あらかじめ校長を経由して教育長に届け出ることになっている。

(2) 休憩時間

休憩時間については次のとおりである。

- ① 勤務時間が6時間を超え、8時間以内のときは、少なくとも45分の休憩時間を与えること。
- ② 勤務時間が8時間を超えるときは、少なくとも1時間の休憩時間を与えること。
- ③ 休憩時間は、勤務時間の途中で与えること。
- ④ 休憩時間は、原則として一斉に与えること。ただし、県立学校及び市町村立学校の教職員については、一斉に与えないことができ、たとえば20分と25分というように分割して与えることができる。
- ⑤ 休憩時間は、自由に利用させること。

(3) 時間外勤務

教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとするところになっている。

教育職員に時間外勤務を命じる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとするところになっている。

- ① 生徒の実習に関する業務
- ② 学校行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

これらの具体的内容は、次のとおりである。

- ① 実習とは、校外の工場、施設（養殖場を含む。）、船舶を利用した実習及び農林、畜産に関する臨時の実習を指すものであり、高等学校のみに関するものであること。
- ② 学校行事とは、学芸的行事、体育的行事及び旅行・集団宿泊的行事を指すものであること。この場合における学校種別ごとの学校行事とは、それぞれの学習指導要領に定める上記学校行事に相当するものであること。
- ③ 職員会議とは、校長が主宰し、校長の職務の円滑な執行に資するため設置者の定めるところにより設置されたものであること。
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務とは、非常災害の場合に必要な業務のほか、児童生徒の負傷疾病等人命にかかわる場合における必要な業務及び非行防止に関する児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする業務を指すものであること。

なお、時間外勤務を命ずる場合は、次の諸点等に留意する必要がある。

ア 教育職員について、週休日または休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に勤務させる必要がある場合は、適切な措置を講じて休日の確保に努めること。（休日の全勤務時間を勤務した場合には、代休日を指定することができることとされている。）

イ 教育職員については、長時間の時間外勤務をさせないこと。やむを得ず時間外勤務をさせた場合は、その程度に応じて適切な配慮をすること。

ウ 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、学校の運営が円滑に行われるよう、関係教育職員の繁忙の度合い、健康状況等を勘案し、その意向を十分尊重して行うこと。

なお、このような教育職員の職務の特殊性にかんがみ、時間外勤務手当は支給されないが、給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額が支給される。

4 休日・休暇

休日・休暇については勤務時間と同様、勤務条件として条例で定められている。

(1) 休日と休業日

休日は、週休日とは別に、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が定められている。この日には勤務時間が割り振られているが、勤務することを要しない。

これに対し、休業日は児童生徒の授業を行わない日のことで、日曜日、土曜日、休日及び夏季、冬季、学年末等の教育委員会が定める日（学校教育法施行令第29条）に設定される。

(2) 休暇の種類

休暇の種類	休 暇 を 与 え る 場 合	日 数 ・ 期 間
年次有給休暇		1年につき20日 年の中途中で採用された職員の日数は ($20 \times \frac{\text{採用以後の月数}}{12}$) による
公務傷病等休暇	公務上又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかった場合	療養に要する期間
私傷病休暇	私傷病のため療養を要する場合	※
夏季休暇		6月から10月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な場合	2日以内
産前産後休暇	本人の妊娠・出産の場合	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合14週間）以内 産後8週間以内
慶弔休暇	本人の結婚・妻の出産あるいは親族の死亡等慶弔のあった場合	本人の結婚 7日以内 妻の出産 3日以内 忌 引 (血族) (姻族) 配偶者 10日以内 父 母 7日以内 3日以内 子 5日以内 1日 祖父母 > 3日以内 1日 兄弟姉妹 > 3日以内 1日 孫 1日 おじ・おば > 1日 1日 おい・めい > 1日 1日 父母・配偶者・子の祭日 年各1日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	介護を必要とする者1人につき、通算して6月を超えない範囲で3回まで分割取得可
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	1日2時間（30分単位）、連続する3年以内 ※介護休暇の指定期間との重複不可 ※部分休業又は育児時間を取得する場合は2時間から当該時間を減ずる。
特別休暇	・感染症の予防等に関する法律による交通の制限又はしゃ断 ・非常災害による交通しゃ断 ・風水震火災等による現住居の滅失、破壊	そのつど必要と認める期間 〃 1週間以内で必要と認める期間

※結核性疾患 1年以内
その他の負傷又は疾病 90日以内
(ただし①精神疾患、②悪性新生物、③脳血管疾患、④心筋梗塞、⑤慢性肝炎又は肝硬変、⑥人事委員会が特に認めたものは180日以内)

・交通機関の事故等の不可抗力の原因 ・裁判員・証人等として官公署への出頭 ・選挙権等公民権の行使 ・学校運営上の必要による校務の全部又は一部の停止 ・妊娠障害の場合（つわり休暇） ・妊娠中における通勤時の母体健康維持 ・妊娠中又は出産後1年以内の健康診査又は保健指導を受ける場合	そのつど必要と認める期間 〃 〃 〃 10日を超えない範囲内で必要と認める期間 勤務時間の始め又は終わりに1日を通じ1時間を超えない範囲内で必要と認める時間 妊娠6月末まで4週に1回 妊娠7月から9月末まで2週に1回 妊娠10月から分娩まで1週に1回 産後1年までの間1回 そのつど必要と認める時間
・生後満3年に達しない子を育てる場合（育児時間） ・妻の産前産後期間に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合（男性の育児参加） ・乳幼児の予防接種等において介助を要する場合 ・中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合（子の看護休暇） ・要介護者の介護その他の世話をする場合（短期の介護休暇） ・骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者としての登録、又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供に伴い必要な検査、入院等を行う場合 ・自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合（ボランティア休暇） ・人事委員会が特に必要と認める場合	満1才までは1日120分、満1才から満3才までは1日60分。30分を単位として2回に分割可。 当該期間につき5日の範囲内で必要と認める期間 そのつど必要と認める時間 1年につき5日（中学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合にあっては10日）を超えない範囲内で必要と認める期間 1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）を超えない範囲内で必要と認める期間 そのつど必要と認める期間 1年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間 そのつど必要と認める期間

5 教育活動に係る事務の種類と実際

教職員の職務内容には、児童生徒を直接指導する、いわゆる教育活動と、その活動に関連する事務がある。その中の校務分掌の事務は、校長の職権の内部委任と見なされており、分担された校務は校長の名と責任において行われるので事務処理の手順等を正確に身につけ、的確に処理する必要がある。

なお、詳細については、島根県総務部総務課編集ぎょうせい発行の「文書事務の手引」を、各文書様式については、島根県教職員人事関係法令要覧編集会編集第一法規発行の「島根県教職員人事関係法令要覧」を参照するとよい。

教育活動に係る事務の種類

(1) 学級・ホームルームによる事務

- ① 指導に伴う事務（学級経営計画、学習指導案等）
- ② 表簿の整理記入事務（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等）
- ③ 統計調査報告事務（出席統計、健康診断統計等）
- ④ 集金事務

(2) 校務分掌による事務

- ① 総務・教務に関する事務（教育活動の計画・実施、日課表、渉外等）
- ② 指導・研修に関する事務（教科・生徒指導、特別の教科道徳・特別活動・保健指導、学年・学級経営等）
- ③ 庶務に関する事務（文書事務、願・届出、表簿・備品管理等）
- ④ 経理に関する事務

公文書、表簿、提出文書処理

(1) 学校において備えなければならない表簿とその保存期間

学校教育法施行規則第28条、島根県立高等学校規程第44条、島根県立高等学校通信教育規程第39条、島根県立特別支援学校規程第40条及び市（町村）立小・中学校等管理規則の例第38条を参照する。

(2) 文書の特性

- ① 伝達性 ② 普遍性 ③ 保存性 ④ 確実性

(3) 文書事務処理の原則

- ① 丁寧に取り扱うこと。
- ② 正確かつ迅速に処理すること。
- ③ 簡明でわかりやすいものであること。
- ④ 責任をもって取り扱うこと。
- ⑤ 処理状況を明らかにしておくこと。
- ⑥ 横の連絡を忘れないこと。

(4) 文書の收受と回答・発送文書処理（例）

- ① 收受 事務担当者（收受日付印と閲覧印押印、文書收受簿登載）→ 校長（処理方針期限等の案件処理を担当者に指示）→ 教頭（指導指示）→ 担当者（事務処理）

② 回答・発送処理 担当者（起案用紙に立案、添付書類の準備）→教頭（指導指示）→校長（決裁）→ 担当者（浄書、文書発送簿記入）→ 校長（公印押印）→事務担当者（文書発送簿又は起案文書に合わせ契印、控への保存、発送）

（５）起案文の作成

- ・ 上司の意見を十分に聞いて客観的な配慮の下に
- ・ 前例、行政実例、判例等を参考に
- ・ 責任意識をもって
- ・ 発信者の立場になって
- ・ 受け取る身になって
- ・ 正しく、簡潔に、しかも要領よく

（６）文書の管理及び保存

① 文書の管理

公文書は、学校の教職員が組織的に用いるものとして、学校が管理しているものである。よって、情報公開の対象となることから管理を適正に行わなければならない。また、学校における文書には、児童生徒・保護者及び教職員に関する個人情報があり、文書管理等において、個人情報の保護には十分な配慮が必要である。

② 文書の保存期間等

保存期間は、学校教育法施行規則第28条第２項のほか、島根県教育委員会公文書の管理に関する規則第２条並びに各校の年度ごとのファイル管理表等において定められている。よって、文書の廃棄については、これらの定めに応じ適正に行わなければならない。

【参考】教育公務員としての心得・服務等に関する法律等

- ・ 教育基本法（P13）
- ・ 学校教育法（P304）
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（P17）
- ・ 教育公務員特例法（P111）
- ・ 地方公務員法（P64）
- ・ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（P1658）
- ・ 職員の勤務時間に関する条例（P2653）及び規則（P2660）
- ・ 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（P2709）
- ・ 職務に専念する義務の特例に関する条例（P3100）
- ・ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（P2742）及び規則（P2750）
- ・ 県立高等学校等の教職員の服務規程（P3113）
- ・ 市（町村）立小・中学校等の教職員の服務規則（例）（P3184）
- ・ 県立学校の教育職員の給与に関する条例（P1204）
- ・ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（P1430）
- ・ 職員の旅費に関する条例（P2502）
- ・ 市町村立学校職員の旅費に関する条例（P2538）

（令和３年版島根県教職員人事関係法令要覧）

注（ ）内のページ数は上記要覧のもの

2 教職員評価

教職員の評価制度は、教職員の“資質能力の向上”、“職務に対する意欲の向上”、“学校組織の活性化を図る”ための支援策であり、活力ある学校づくりをねらいとしている。

1 評価制度の基本的な考え方

(1) 資質能力の向上をめざす

- ① 教職員と管理職、教職員の校内組織の中でのコミュニケーションを一層充実させ、自己啓発を促す。
- ② 自己評価を行い、自己の改善、向上についての認識を深める。
- ③ 意欲・姿勢、能力、実績を適正に評価し、指導育成に生かす。
- ④ 評価と研修の連動を図る。

(2) 職務に対する意欲の向上をめざす

- ① 年度毎に自己目標等を設定し、職務への積極的な取組を促す。
- ② 管理職や校内組織が教職員の自己目標等の達成のための支援をし、仕事への自信を高める。
- ③ 仕事の達成感、自己成長感が実感できる評価を行う。

(3) 学校組織の活性化を図り、組織的な成果を生み出すことをめざす

- ① 自己目標の達成に関わる相互支援を通して、協働意識を醸成する。
- ② 学校教育目標、経営方針を受けた取組に対する組織マネジメントを効果的に進める。

(4) 公正性、納得性、透明性が確保される適正な評価とすることをめざす

- ① 年度毎の評価、複数評価者による評価、評価基準による評価を行う。

2 教職員の評価システムの構成

教職員の評価システムは、「資質能力向上支援システム」及び「勤務評価」で構成する。

(1) 資質能力向上支援システム

「資質能力向上支援システム」とは、教職員一人一人が学校教育目標等を踏まえ、期待される役割と自己の課題に基づいて設定した自己目標及び目標達成のための手立ての達成を管理職と校内組織が支援するものである。このシステムにおける自己目標等の達成状況の評価を教職員自身と管理職が行い、勤務評価の参考にする。

(2) 勤務評価

「勤務評価」とは、教職員の自己目標を含む職務全般について、職務に取り組む意欲や姿勢、職務の遂行を通して発揮された能力及び職務遂行の成果等を評価基準に則って評価するものである。「勤務評価」では、職務内容を分類した評価項目による「項目評価」と、すべての項目評価を通した上で学校の活性化及び地域の教育の充実に対する貢献について評価する「総合評価」を行う。

【参考資料】「評価システム実施の手引き（教職員評価）R3.4.1改訂版」 島根県教育委員会
「評価システム実施の手引き（管理職評価）R3.4.1改訂版」 島根県教育委員会
・学校企画課のホームページに掲載

3 教員免許更新制

1 ねらい

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入された。教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。

2 要 点

- (1) 平成21年4月1日以降に授与される教員免許状に10年間の有効期間が付される。ただし、初めて免許状を取得した者（新免許状所有者）に限る。
- (2) 平成21年3月31日以前に免許状を取得した者（旧免許状所有者）にも更新制の基本的な枠組みが適用される。なお、旧免許状所有者が平成21年4月1日以降に授与される免許状には有効期間は付されない。
- (3) 新免許状所有者が免許状の有効期間を更新する場合及び旧免許状所有者が更新講習の修了確認を受ける場合は、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設する免許状更新講習を受講・修了することが必要である。
- (4) 更新講習は、30時間以上受講・修了することが必要である。
- (5) 更新講習の受講期間は、新免許状所有者については免許状の有効期間満了日の2年2月前から2月前までの2年間、旧免許状所有者については更新講習修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間である。
- (6) 更新講習を受講・修了し、有効期間を更新する場合又は更新講習修了確認を受ける場合は有効期間満了日又は更新講習修了確認期限の2年2月前から2月前までに、県教育委員会に申請しなければならない。
- (7) 有効期間を更新した場合又は更新講習修了確認を受けた場合は、次の有効期間満了日又は更新講習修了確認期限は10年後の年度末となる。
- (8) 現職教員が有効期間満了日又は更新講習修了確認期限までに更新講習を受講・修了し、有効期間の更新又は更新講習の修了確認を受けることができないときには、所有免許状は失効する。

3 留意点

- (1) 所有免許状の有効期間満了日又は更新講習修了確認期限を確認する。
- (2) 受講期間に更新講習30時間以上を受講し、教員としての資質能力の保持に努める。
- (3) 更新講習の申込及び県教育委員会への諸手続は、各自で行う。

【参考】教員免許更新制についての詳細は、学校企画課のホームページに掲載

●教員免許更新制について（https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/kyoin_menkou/menkyokoushin.html）

【研修参考資料】 島根県教育委員会発行資料他

ジャンル	資 料 名	発行
第1章 島根がめざす教育		
	・しまね 高校魅力化 参考書 2017 ・しまねの学力育成推進プラン（平成28年度改訂版） ・新学習指導要領の実施に向けて（リーフレット） 「明日を担う島根の子どもたちのために」 ・しまね教育魅力化ビジョン	平成29年 3月 平成28年 4月 平成30年 4月 令和 2年 3月
第3章 学校の教育活動の計画と組織経営		
1 教育課程	・学習指導要領等の改訂に伴う、高等学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申） ・学習指導要領等の改訂に伴う、特別支援学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申） ・高等学校教育課程編成の手引 ・評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所）【高等学校版】共通教科 【高等学校版】専門教科 ・小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引－Q&A－ ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所）【小学校】各教科等 【中学校】各教科等	平成22年 6月 平成22年 6月 令和 元年 7月 平成24年 7月 平成25年 3月 平成30年 2月 令和 2年 3月 令和 2年 3月
4 学校評価	・学校評価ガイドブック ・学校評価ガイドライン（平成28年改訂）（文部科学省）	平成20年 3月 平成28年 3月
6 カリキュラム・マネジメント	・田村知子・村川雅弘・吉富芳正・西岡加名恵編著「カリキュラムマネジメント・ハンドブック」（ぎょうせい）	平成28年 6月
7 教職員のメンタルヘルス	・職員のための心の健康づくりのための指針（総務省） ・労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省） ・改訂心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き（厚生労働省） ・公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省） ・教職員のメンタルヘルス対策について 最終まとめ（教職員のメンタルヘルス対策検討会議） ・管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック（島根県教育委員会教職員健康管理センター） ・島根県教職員健康事業概要（島根県教育庁福利課） ・職場復帰支援プログラム実施要綱（島根県教育委員会） ・職場復帰支援プログラムの概要一部改正（島根県教育委員会） ・パンフレット 「教職員のためのメンタルヘルス・ハンドブック 元気な明日をつくる！」（社会保険出版社） 「教職員のための最新メンタルヘルス・アドバイス」（社会保険出版社） 「教職員のための心の健康管理 BOOK」（社会保険出版社） 「部下の職場復帰を円滑に」（中央労働災害防止協会） ・ウェブサイト 「こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」（厚生労働省） 「みんなのメンタルヘルス」（厚生労働省）	平成16年 4月 平成27年 11月 平成21年 3月 毎年度 平成25年 3月 平成17年 3月 毎年度 平成17年 4月 平成21年 11月
8 危機管理	・学校防災マニュアル ・学校プール管理マニュアル ・プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省） ・学校における危機管理体制の確立のために ～外部からの侵入者への対応 ・子どもの心のケアのために ー災害や事件・事故発生時を中心にー（文部科学省） ・学校における子供の心のケア ーサインを見逃さないためにー（文部科学省） ・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）	平成11年 3月 平成13年 3月 平成19年 3月 平成13年 9月 平成22年 7月 平成26年 3月 平成31年 3月

8 危機管理	・「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」の作成について(文部科学省) ・学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開(文部科学省) ・学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～(改訂版)(第5章3「生徒指導」に再掲) ・「学校危機管理の手引き(原子力災害発生時の対応編)」 ・「学校危機管理の手引き(弾道ミサイル発射に係る対応編)」 ・「学校危機管理の手引き(熱中症)」 ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」 ・教師が知っておきたい 子どもの自殺予防(文部科学省) ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省) ・島根県食物アレルギー対応ハンドブック ・島根県食物アレルギー対応ハンドブック-第2版-	平成24年 3月 平成25年 3月 平成31年 4月 平成26年 5月 平成29年10月 平成31年 4月 令和 3年 6月 平成21年 3月 平成22年 3月 平成28年 2月 平成30年 2月
第4章 各教育活動		
1 学力(学ぶ力・学んだ力)の育成	・島根県学力調査報告書 ・しまね教育魅力化ビジョン	令和 2年 1月 令和 2年 3月
2 授業づくり	・学びのすすめ(リーフレット) ・家で勉強する!主体的な学びをしまねに(リーフレット) ・明日を担う島根の子どもたちのために(リーフレット) ・複式学級指導の手引[R元年度改訂版] ・学習評価ガイド ・授業チェックリスト ・令和3年度各教科等の指導の重点	平成25年 7月 平成27年 3月 平成31年 3月 令和 2年 3月 令和 2年 3月 令和 2年 4月 令和 3年 3月
3 言語活動の充実	・言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】(文部科学省)	平成22年12月、 23年5月、24年6月
4 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善	・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善(文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf ・主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について(検討メモ)(国立教育政策研究所) https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/seika_digest_r03.html	令和 2年 1月 令和 2年 6月
5 道徳教育	・島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳」 ・私たちの道徳(文部科学省ホームページ) ・道徳教育アーカイブ(文部科学省ホームページ)	平成26年 3月
7 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	・総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料(国立教育政策研究所)【高等学校編】 ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(国立教育政策研究所)【小学校】総合的な学習の時間【中学校】総合的な学習の時間 ・今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開【高等学校編】(文部科学省)	平成23年 7月 令和 2年 3月 令和 2年 7月 平成25年 7月
8 学校図書館活用教育	・学校図書館活用教育研修用DVD ・「学びを支え心をはぐくむ島根の学校図書館」 ・学校図書館活用教育実践事例集 ・子ども読書県しまねWeb http://www.library.pref.shimane.lg.jp ・学校図書館ガイドライン(文部科学省) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm	平成22年 3月 平成31年 3月 平成28年11月

9 主権者教育	・高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm ・「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」 ・「同上 活用のための指導資料」(総務省・文部科学省) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm	平成 27 年 10 月 平成 27 年
10 教育の情報化	・教育の情報化に関する手引ー追補版ー(文部科学省) ・小学校プログラミング教育の手引(第三版)(文部科学省) ・学校における情報セキュリティ及び ICT 環境整備等に関する研修教材(文部科学省) ・情報活用能力の体系表例(次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」成果報告書)(文部科学省) ・情報活用能力育成のために(文部科学省) ・教員の ICT 活用指導力チェックリスト(文部科学省) ・各教科等の指導における ICT の効果的な活用について(文部科学省) ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材(文部科学省) ・改正著作権法第 35 条運用指針(令和 3 (2021) 年度版)(著作物の教育利用に関する関係者フォーラム) ・著作権テキスト(文化庁) ・教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(文部科学省) ・島根県情報セキュリティポリシー(島根県) ・発達障害のある子供たちのための ICT 活用ハンドブック[特別支援学級編、通級指導教室編、通常の学級編](文部科学省) ・ウェブサイト「StuDX Style」(文部科学省) ・「特別支援教育教材ポータルサイト」(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)	令和 2 年 6 月 令和 2 年 2 月 平成 29 年 3 月 平成 31 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 30 年 3 月 令和 2 年 9 月 平成 31 年～ 令和 2 年 12 月 令和 元年 令和 3 年 5 月 平成 31 年 4 月 平成 26 年 4 月
13 国際理解教育	・Broaden Your Horizons with English!ー英語を使って羽ばたく日本人(文部科学省) ・各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標設定のための手引き(文部科学省) ・新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語の授業実践事例映像資料(小学校版 1～3・中学校版 1～2・高等学校版 1～3)(文部科学省) ・英語ノート電子黒板用ソフト(文部科学省) ・中学校外国語科「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標作成ガイド ・しまねの英語教育 ～グローバル社会に羽ばたく児童生徒の育成のために～ ・えいごネット(一般財団法人英語教育協議会) http://www.eigo-net.jp/ ・平成 26 年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD 教材 ・平成 27 年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD 教材 ・小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック	平成 24 年 8 月 平成 25 年 3 月 平成 26 年 2 月 平成 27 年 3 月
14 竹島に関する学習	・竹島学習副教材 DVD ・竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ」 ・竹島学習リーフレット活用のためのてびき ・ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」 ・高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について ・領土に関する教育ハンドブック	平成 21 年 5 月 平成 24 年 2 月 平成 24 年 11 月 平成 24 年 11 月 平成 24 年 6 月 平成 27 年 3 月
15 ふるさと教育	・ふるさと読本「いずも神話」(改訂版) ・ふるさと読本「もっと知りたい島根の歴史」 ・地域学校協働活動ハンドブック(文部科学省) ・わたしたちの島根 ・特色あるふるさと教育事例集	平成 24 年 1 月 平成 24 年 11 月 平成 30 年 1 月 令和 2 年 4 月 毎年度
16 「しまねのふるまい」	・きらきらふるまい みんなにここにこ(5 歳児用) ・みんなきらきら ふるまいめいじん(小 1 用)	毎年度 毎年度

	校内研修ベストセレクション ・ スクールカウンセラー活用事業に係るガイドライン ・ スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン ・ いじめ対策に係る事例集（文部科学省） ・ 生徒指導リーフ（国立教育政策研究所） ・ 生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ～ ・ 生徒指導支援資料（国立教育政策研究所）	平成 29 年 6 月 平成 29 年 6 月 平成 30 年 9 月 平成 22 年 3 月 平成 21 年 4 月
4 幼児教育	・ 発達や学びをつなぐスタートカリキュラム（文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター） ・ 島根県幼児教育振興プログラム ・ 未来につなげる しまねの幼小連携・接続（リーフレット） ・ 幼小・接続（リーフレット） ※名称未定	平成 30 年 4 月 令和 2 年 7 月 令和 3 年 3 月 令和 4 年 3 月
5 健康教育 （学校保健）	・ 学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～ ・ リーフレット 学校におけるがん教育を推進します ・ 島根県 学校におけるがん教育の手引 ・ 島根県 性に関する指導の手引 ・ 性に関する指導 Q & A ・ 連携を生かし、性に関する指導の充実を！（リーフレット） ・ 島根県 性に関する指導の手引 概要版（リーフレット） ・ 島根県 性に関する指導の手引 実践事例集 ・ 島根県食物アレルギー対応ハンドブック ・ 島根県食物アレルギー対応ハンドブック（第 2 版） ・ 教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（文部科学省） ・ 教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き（文部科学省） ・ 養護教諭のための児童虐待対応の手引き（文部科学省） ・ 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン＜令和元年度改訂＞（公財 日本学校保健会） ・ 「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり＜令和元年度改訂＞（公財 日本学校保健会） ・ 児童生徒の健康診断マニュアル（公財 日本学校保健会） ・ 現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～（文部科学省） ・ 「生きる力」を育む小学校保健教育の手引（文部科学省） ・ 「生きる力」を育む中学校保健教育の手引（文部科学省） ・ 「生きる力」を育む中学校保健教育の手引（文部科学省）	令和 2 年 3 月 令和 2 年 12 月 令和 4 年 2 月 平成 24 年 2 月 平成 25 年 2 月 平成 27 年 2 月 平成 28 年 2 月 平成 29 年 2 月 平成 28 年 2 月 平成 30 年 2 月 平成 21 年 3 月 平成 23 年 8 月 平成 19 年 10 月 令和 2 年 3 月 令和 2 年 2 月 平成 27 年 8 月 平成 29 年 3 月 平成 31 年 3 月 令和 2 年 3 月 令和 3 年 3 月
6 食育	・ 食の学習ノート（小学生用改訂版） ・ 食の学習ノート（中学生用改訂版） ・ 食の学習ノート（高校生用） ・ リーフレット「すこやかしまねっこ」 ・ 「すこやかしまねっこ」実践事例集（小学校編） ・ 食に関する指導の手引き（第二次改定版）（文部科学省） ・ 食育推進のための授業実践集 ・ 食育推進のための授業実践集（第 2 集） ・ 栄養教諭を中核としたこれからの学校食育～チーム学校で取り組む食育推進の P D C A～（文部科学省）	令和 2 年 5 月 令和 2 年 5 月 平成 30 年 3 月 平成 23 年 2 月 平成 25 年 2 月 平成 31 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 28 年 3 月 平成 29 年 3 月
7 体力づくり	・ 体育 楽しく たくましく「しまねっ子！元気アップ・レポート ～児童生徒の体力・運動能力等調査報告書～」 ・ しまねっ子！元気アップ・ソング、ダンス C D ・ しまねっ子！元気アップ・トレーニング D V D ・ 体育の授業が楽しくなるシリーズ①鉄棒 D V D ・ 子どもの体力向上推進事業参考実践事例集 ・ 体育の授業が楽しくなるシリーズ②マット運動 D V D ・ 体育の授業が楽しくなるシリーズ③なわとび運動 D V D ・ 安全で楽しい効果的な授業づくりに向けての柔道実践事例集	毎年 3 月 平成 22 年 3 月 平成 23 年 3 月 平成 25 年 4 月 平成 25 年 4 月 平成 26 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 27 年 3 月
8 キャリア教育	・ キャリア教育ハンドブック（島根県教育委員会） ・ 小学校キャリア教育の手引き（改訂版）（文部科学省） ・ 中学校キャリア教育の手引き（文部科学省） ・ 高等学校キャリア教育の手引き（文部科学省）	令和 3 年 3 月 平成 23 年 5 月 平成 23 年 3 月 平成 23 年 11 月

	・キャリア教育が促す「学習意欲」 (文部科学省) ・子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」 (文部科学省) ・「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える！キャリア教育 (文部科学省) ・キャリア教育リーフレットシリーズ (文部科学省) ・R P D C Aですすめる！キャリア教育 ～自校の実態に応じた推進のために～ ・改定版 学びを将来や社会につなぐ キャリア教育ハンドブック	平成 26 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 28 年 3 月 平成 29 年 3 月～ 平成 27 年 3 月 令和 3 年 8 月
第 7 章 教職員の服務		
	・教員の人事管理の在り方について報告書 ・セクシュアル・ハラスメント根絶のために セクハラと子どもの人権 ・ハラスメントの防止等に関する要綱 ・不祥事防止のための校内研修用事例集 ・不祥事防止のための校内研修用事例集 (増補版)	平成 14 年 12 月 平成 12 年 4 月 令和 2 年 11 月 平成 16 年 8 月 平成 23 年 3 月
その他		
	・島根県教育センター 研究紀要・研修報告	毎年 3 ～ 4 月

島根県教育用ポータルサイト

<https://web1.shimanet.ed.jp/>

国立教育政策研究所

<https://www.nier.go.jp/>

島根県

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

島根県教育委員会

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/>

しまねっと

<https://www.shimanet.ed.jp/>

島根県教育センター

https://www.pref.shimane.lg.jp/matsue_ec/

島根県教育センター浜田教育センター

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kikan/hamada_ec/

しまねの教育情報 Web E I O S (エイオス) <http://eio-shimane.jp>

[各項における表記について]

小学校…義務教育学校（前期課程）を含む。

中学校…義務教育学校（後期課程）を含む。